

西東京市財政白書

平成 23 年度決算版



いこいな
シンエイ / 西東京市

平成 24 年 9 月



西東京市

企画部財政課

財政白書の平成 23 年度決算版を作成しました

市民の皆様には西東京市の財政状況をご理解いただくために、平成 23 年度の決算状況を踏まえた「財政白書」を作成しました。

平成 23 年度の当初は、長引く景気の低迷や東日本大震災の影響により、市税や地方交付税などの主要な歳入の減収が懸念されていましたが、結果的にはともに増収となり、本市の財政に対する大きな影響は見られませんでした。しかし、生活保護費をはじめとする扶助費や公債費などの歳出が、引き続き増加傾向にあることに加え、個人所得の低迷や、合併による特例措置の縮減で、依然として歳入の見通しが楽観視できない状況にあることなどを考慮すると、本市の財政は引き続き厳しい状況にあると言えます。そのため、市民の皆様が、今後の市の行財政運営のあるべき姿と、行財政改革の必要性や方向性について議論していただく際の素材として、この「財政白書」を活用していただければ幸いです。

なお、今回の作成に当たっては、平成 23 年度の決算状況を踏まえた時点修正のほか、より分かりやすくをモットーに、一層の内容充実に努めました。

また、専門用語の使用はなるべく避けるようにしましたが、本文中、固有名詞である専門用語については財政白書の性格上やむなく使用しています。そのため、市民の皆様が本書をお読みになる際の一助にと、巻末に用語集を掲載しましたので、ご活用ください。

本書において、決算額は原則として総務省が行う「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を使用しています。

西東京市の「普通会計」は、一般会計(一部介護サービス事業に係る経費等を除く)、中小企業従業員退職金等共済事業特別会計及び保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計(住宅用地造成事業に係る経費を除く)が含まれています。

本文をご覧になる際は、下記の点にご注意ください。

平成 23 年度数値については、変更になる可能性があります。

各表の数値は、原則として上記調査に基づく千円単位の数値を四捨五入した百万円単位の数値を使用しているため、内数の計が総数と一致しない場合があります。また、本文中の対前年度増減額、対前年度増減率、構成比などについても、百万円単位で記述しています。

類似団体との比較は、各市から提供を受けた「地方財政状況調査」に基づく「普通会計」の決算数値を、西東京市が独自に計算したものです。なお、住民 1 人当たり決算額の算出に当たっては、平成 24 年 3 月 31 日現在の住民基本台帳人口(西東京市の場合 194,533 人)を用いています。また、本文表中における住民 1 人当たり決算額は、決算数値等と異なり千円単位を使用していますのでご注意ください。

今回、他団体との比較に用いました、「類似団体」とは、人口規模や産業構造が同じような状況にある市町村のことで、総務省により類型化されています。西東京市は「 - 3」(人口 15 万人以上の一般市(政令指定都市、中核市、特例市以外の市)で、産業構造は 次・次産業が 95%以上かつ次産業が 65%以上)という類型に属しています。

平成 23 年度における「 - 3」に属する都内の類似団体は、八王子市・立川市・三鷹市・府中市・調布市・町田市・小平市・日野市・西東京市の 9 市に東村山市を加えた 10 市です。

また、平成 23 年度における「 - 3」に属する全国の類似団体は、上記の都内類似団体 10 市と、北海道苫小牧市、埼玉県狭山市・上尾市・新座市、千葉県市川市・松戸市・佐倉市・習志野市・流山市・八千代市・浦安市、神奈川県鎌倉市・藤沢市・秦野市、京都府宇治市、大阪府和泉市、兵庫県伊丹市・川西市、山口県宇部市、沖縄県那覇市の 20 市を加えた合計 30 市です。

なお、スペースの都合上、本文表中では、類似団体を「類団」と略していることがあります。

目 次

財 政 の イ メ ー ジ	1
市の財政を家計に例えると...？ 平成23年度の年収は約679万円・年間支出は約667万円	
1 決 算 の 総 括	3
歳入決算額は4年ぶりに減、歳出決算額は過去最大に、 実質収支は6年ぶりに10億円を下回る	
2 市 の 歳 入	5
市債の減少により歳入総額が4年ぶりに前年度を下回る	
3 市 税	9
収入額は300億円に回復したものの依然として厳しい状況 徴収率は合併後、最高水準に回復	
4 地 方 交 付 税	11
合併から11年 合併算定替による増加額が9割に縮減	
5 市 の 歳 出 (性 質 別 経 費)	15
扶助費と公債費の増加傾向が続き、投資的経費は大幅減	
6 市 の 歳 出 (目 的 別 経 費)	17
普通建設事業の終了により民生費が合併後初めて減少したものの、 なお増加傾向は続く	
7 経 常 収 支 比 率	19
都内類似団体平均を上回り、歳出面の硬直化が進む	
8 公 債 費	21
合併特例債、臨時財政対策債などの償還により公債費は増加するものの、 公債費比率は適正な水準で推移	

9	市	債	23
---	---	---	----

新市建設計画の終了に伴う普通建設事業の縮減により、借入額が大幅減

10	基	金	27
----	---	---	----

財政調整基金の残高は40億円台を確保

11	公営企業会計・公営事業会計への繰出金	29
----	--------------------	----

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

12	他市・区（西東京市に隣接する団体）との比較	32
----	-----------------------	----

距離は近くても、財政面では意外に遠い隣接市・区

13	行財政改革の取組	37
----	----------	----

地域経営戦略プラン2010に基づき、自立した行財政基盤の確立を目指します

財	政	健	全	化	法	39
---	---	---	---	---	---	----

今年も早期健全化基準・経営健全化基準を下回る

【参考資料】

決算カード(暫定版)	45
合併特例債の借入実績と元利償還額	47
歳出内訳及び財源内訳	48
財務書類(速報版)	49
用語集	51



西東京市では、平成23年1月に合併10年の節目を迎え、合併のひとつの区切りとして、これまでの取組についてまとめた「西東京市合併10年のあゆみ」を作成しています。田無・保谷両庁舎の情報公開コーナーで有償頒布しているほか、市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。
また、財政白書には専門用語が多くて……。という市民の皆様の声を受けまして、巻末に簡単な用語集を作成していますので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

財政のイメージ

市の財政を家計に例えると...？

平成23年度の年収は約679万円・年間支出は約667万円

財政とは何でしょうか？

新聞やテレビで、「財政難」といった単語などで、近年耳にする機会の多くなった言葉です。しかし、「その内容は？」と聞かれたら、その漢字から何となくイメージは湧くものの、上手く説明するのが難しい言葉ではないでしょうか？

財政とは、国又は地方公共団体の行政活動を「経済的な側面」で捉えたもののことです。すなわち、「市の財政」とは「市が行う経済活動」を指します。

経済活動ならば、皆様にとっても、ぐっと馴染みのある言葉になったのではないのでしょうか？そこで、財政を更に身近に感じていただくために、平成23年度における西東京市の決算数値を、1万分の1に縮小して家計に置き換えてみます。市の財政と家庭の家計では、仕組みが異なる部分もありますが、これで大体のイメージをつかんでみてください。

<平成23年度の西東京市の家計状況>

	23年度	22年度	増減額
収入	679万円	680万円	1万円
家族で稼いだ金額	346万円	343万円	3万円
実家からの仕送り額	251万円	236万円	15万円
住宅ローンなどの借入額	59万円	87万円	28万円
貯金を下ろした額	23万円	14万円	9万円
支出	667万円	665万円	2万円
生活費(税金・社会保険料・食費等)	440万円	425万円	15万円
子どもへの仕送り額	83万円	85万円	2万円
家の増改築費用	58万円	79万円	21万円
住宅ローンなどの返済額	59万円	55万円	4万円
貯金額	27万円	21万円	6万円

現在の貯金残高 93万円 (家族で稼ぐ収入の約4分の1)

現在のローン残高 572万円 (家族で稼ぐ収入の約1.7倍)

各項目の置き換えの考え方は、次のとおりです。

「収入」

家族で稼いだ金額：自主財源(基金繰入金を除いたもの)

実家からの仕送り額：依存財源(市債を除いたもの)

住宅ローンなどの借入額：市債

貯金を下ろした額：基金繰入金

「支出」

生活費：人件費、扶助費、物件費、補助費など

子どもへの仕送り額：繰出金

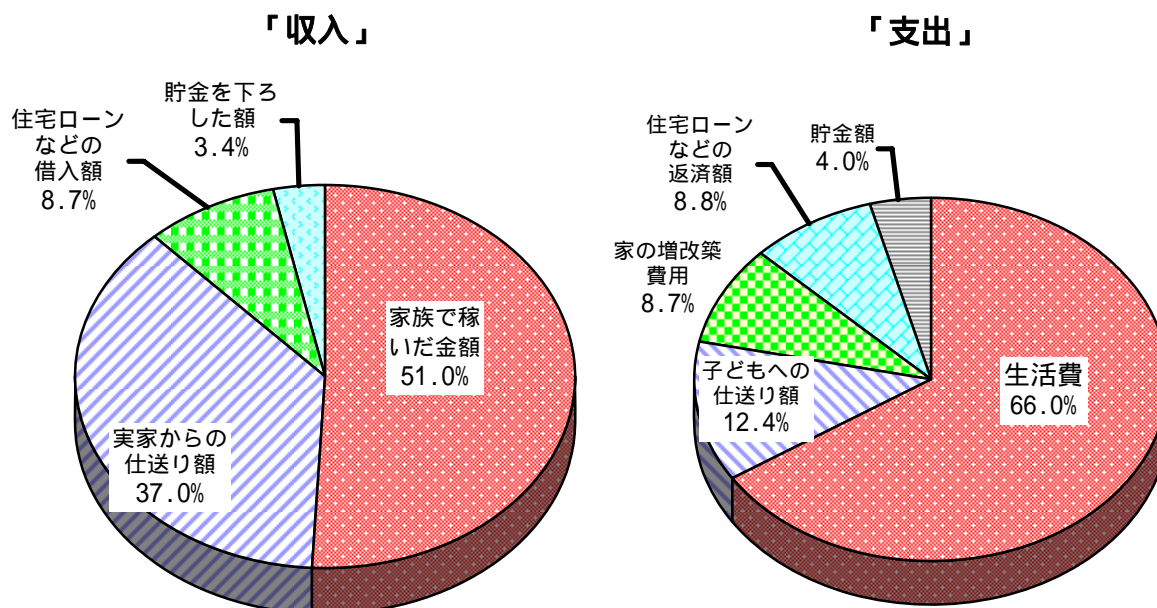
家の増改築費用：投資的経費

住宅ローンなどの返済額：公債費

貯金額：積立金



西東京市の家計状況



家計に置き換えた数値をみると、収入では、実家からの仕送り額が収入全体の37%を占めていることが分かります。

この実家からの仕送りは、額の大小こそありますが、西東京市に限らずどの市区町村も例外なく受けており、財政における大きな特徴になっています。

次に、支出を見てみます。

家計で言うところの、子どもへの仕送り金は、財政における一般会計から特別会計への繰出金になります。親世帯から独立した子どもは、基本的には生計が別です。しかし、その子どもが自分で生活費などを賄えればいいのですが、そうでない場合には、親が援助してあげなければなりません。

家の新築・増改築は、財政でいう普通建設事業などの投資的経費になります。まとまった額の支出が必要になるので、貯金を下ろしたり、住宅ローン(市債)を組むことになります。ローンを組む場合は、多く借りてしまうと、先々の返済額が大きくなり、生活を圧迫させてしまうので、借入額と返済額のバランスを上手に取らなければなりません。そのため、一般的には財政状況が厳しい時には普通建設事業は減少します。

また、貯金は、例えば子どもの就学費用に充てるために貯金をする、旅行に行くために貯金をする、ボーナスが多く入ったので貯金をするというように、そこには目的や理由があります。財政も同じで、目的ごとに基金を設けて、積立をしています。一方では貯金をしながら、一方では貯金を下ろしているのはそのためです。なお、生活費が足りなくて貯金を下ろすのと、目的を実現する時期が来たので貯金を下ろすのとでは、少し意味合いが違います。貯金を下ろした金額だけでなく、その内容にも着目しなければなりません。

本編では、西東京市の財政について、平成23年度における決算数値を基に、過去との比較を交えながら具体的に説明していきます。

1 決算の総括

歳入決算額は4年ぶりに減、歳出決算額は過去最大に、
実質収支は6年ぶりに10億円を下回る

平成23年度の歳入は、雇用情勢・所得環境の低迷により個人市民税が減収となりましたが、企業の業績回復により法人市民税が、新增築家屋の増により固定資産税及び都市計画税が増収となり、徴収努力による徴収率の向上もあって、地方税全体では3年ぶりに300億円台に回復しました。また、基準財政需要額の増などにより地方交付税も増となりましたが、新市建設計画の終了、臨時財政対策債の減により地方債が大幅減となり、歳入決算額は、前年度比1億円・0.1%減の679億4千4百万円となり、4年ぶりに前年度を下回りました。

平成23年度の歳出は、新市建設計画事業の終了により普通建設事業費が大幅に減少しました。しかし、子ども手当、生活保護費や障害者福祉費などの扶助費、合併特例債や臨時財政対策債による公債費が増加したこと、また、みどり基金の創設など、基金間での積替を行ったことなどから、歳出決算額は、前年度比1億4千万円・0.2%増の666億7千4百万円と過去最高額となりました。その結果、実質収支は6年ぶりに10億円を下回りました。

(単位:百万円、%) (単位:千円、%)

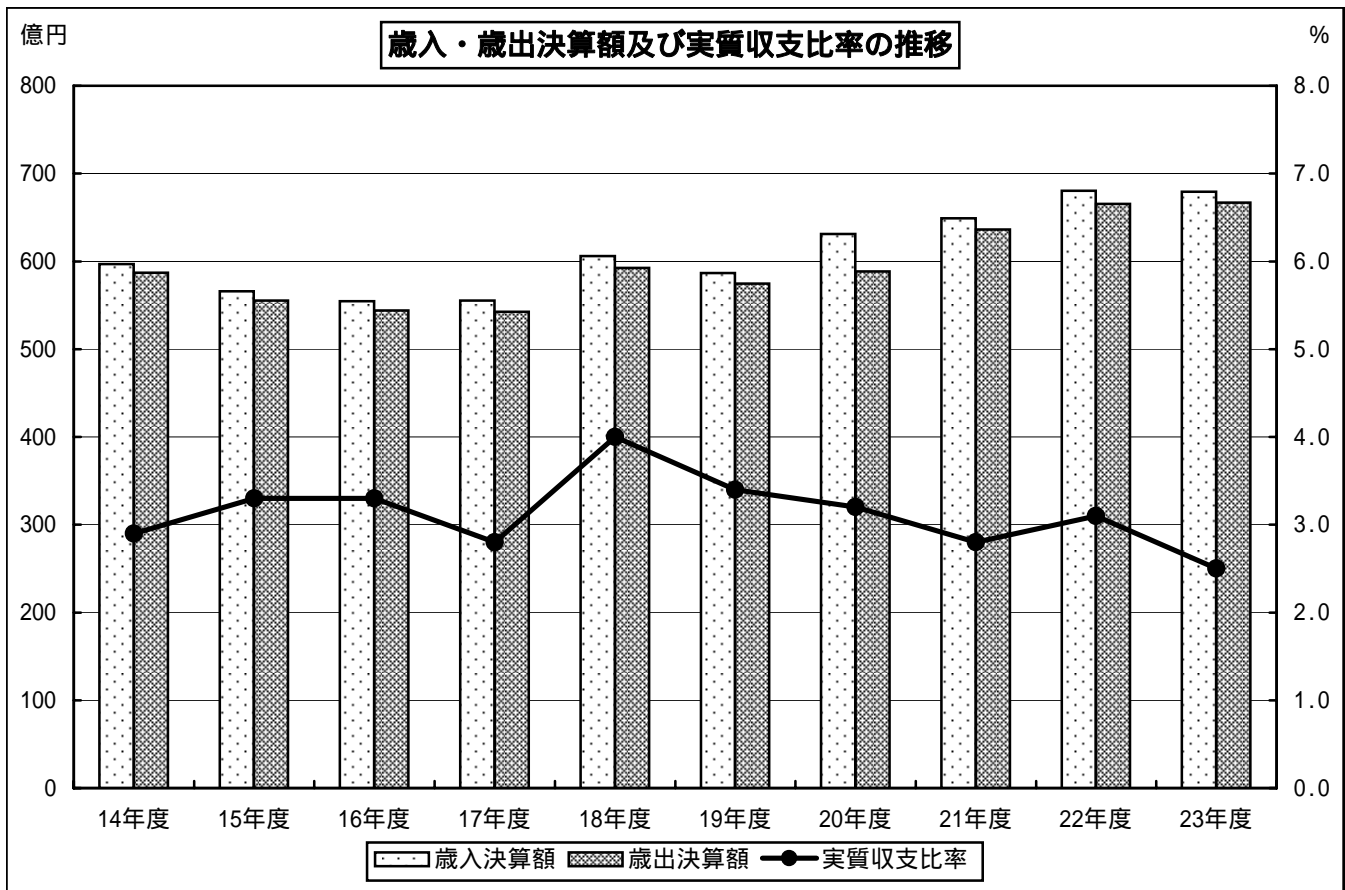
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
歳入決算額	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	349.3	351.4	328.2
歳出決算額	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	342.7	341.7	317.3
形式収支	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	1,271	6.5	9.7	11.0
翌年度へ繰り越すべき財源	17	15	19	360	0	5	3,130	231	363	299	1.5	0.8	1.6
実質収支	960	1,022	1,024	904	1,325	1,196	1,156	1,014	1,148	971	5.0	8.8	9.4
単年度収支	1,243	62	2	120	421	129	40	142	134	177	0.9	1.4	1.8
積立金	2,050	873	673	760	957	666	1,285	893	1,275	592	3.0	3.6	3.3
繰上償還額	0	0	0	0	0	35	38	0	0	0	0.0	0.0	0.1
積立金取崩額	1,150	690	1,500	958	800	1,100	900	1,300	500	700	3.6	3.8	2.3
実質単年度収支	343	245	825	317	577	528	383	548	909	285	1.5	1.3	2.9
実質収支比率	2.9	3.3	3.3	2.8	4.0	3.4	3.2	2.8	3.1	2.5	2.5	4.6	5.1

実質収支比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

実質収支は、歳入決算額から歳出決算額を差し引いた額(形式収支)から翌年度に繰り越すべき財源を除いたもので、純剰余額又は純損失額を表すことから、地方公共団体の財政運営状況を分析する上で重要な指標です。過去10年間を見ると、実質収支は増減を繰り返しているものの、黒字で推移しています。

単年度収支は、当該年度の実質収支から、前年度の実質収支を差し引いたもので、実質単年度収支は単年度収支に財政調整基金積立額及び市債の繰上償還額を加え、財政調整基金取崩額を差し引いたものです。平成23年度の実質単年度収支は、単年度収支が赤字となったことに加え、財政調整基金の積立額が前年度比6億8千3百万円減、取崩額が前年度比2億円増となったことで、赤字となりました。

実質収支比率は、経常的な一般財源を基本とした場合の標準的な財政規模(標準財政規模)に対する実質収支額の割合で、一般的にはおおむね3%から5%程度が適当であるとされています。合併以降は、おおむね適正な水準で推移してきましたが、平成23年度は2.5%となりました。



～ちょっとブレイク～

いろいろな収支があるけど、何が重要な??



市の決算には、左の表のように様々な種類の収支がありますが、その年度の黒字と赤字を判断するのは、どの収支だと思いますか？

実は、実質収支なのです。なぜなら、左のページで説明しているとおり純剰余額または純損失額を表す、実質的な収支の差額だからです。地方自治体の破綻法制である財政健全化法(P39「財政健全化法」を参照)では「一般会計等の実質収支÷標準財政規模」で算出される実質赤字比率が健全化判断指標に採用されていますし、実質収支の赤字が標準財政規模の一定割合を超えると、借金である市債の借入れが制限されてしまいます。

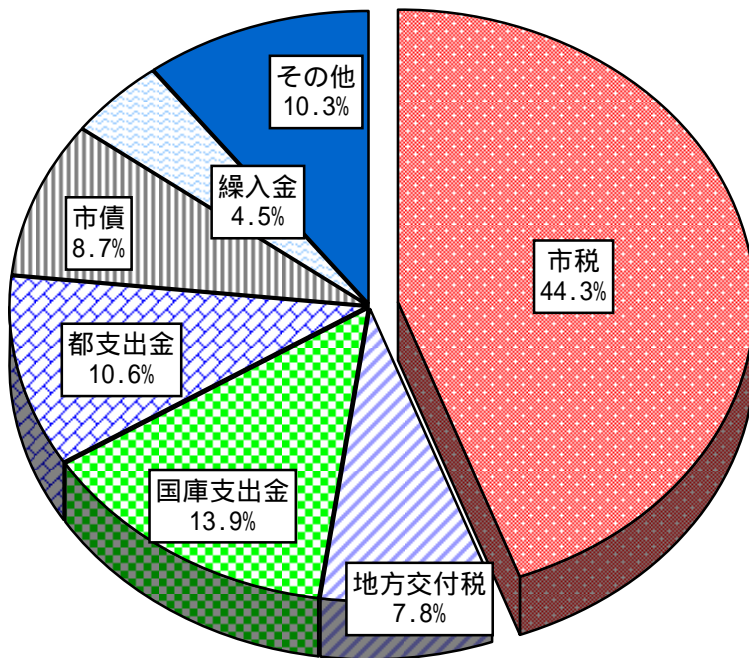
なお、西東京市は、これまで実質収支は黒字で、赤字になったことは1度もありません。

2 市の歳入

市債の減少により歳入総額が4年ぶりに前年度を下回る

市が行政サービスを行うための財源となる歳入には、様々なものがあります。そのなかでも、市税、地方交付税、国庫支出金及び都支出金の歳入に占める割合は特に高く、市にとって主要な財源であることが分かります。

平成23年度決算における歳入の内訳



(単位: 百万円)

	23年度 決算額	22年度 決算額	対前年 度増減
市 税	30,108	29,725	382
地方交付税	5,320	4,685	636
国庫支出金	9,416	8,747	669
都支出金	7,217	7,160	57
市 債	5,889	8,718	2,829
繰入金	3,027	2,059	969
そ の 他	6,967	6,951	17
合 計	67,944	68,044	100

その他の内訳は、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、自動車取得税交付金、地方特例交付金、交通安全対策特別交付金、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入です。

グラフを見ると分かるとおり、歳入の中で最も多くの割合を占めるのは市税です。次いで、国庫支出金、都支出金、市債、地方交付税と続きます。

平成23年度の市税は、大幅に下落した一昨年度から2年続けての増加となりました。また、国庫支出金及び地方交付税も前年度より増加しました。一方で、市債は、普通建設事業の減少によって借入額が少なくなったことで、大幅な減少となりました。

よって、市税の歳入全体に占める割合(構成比)は前年度比0.6ポイント増の44.3%でした。一方で、市債は前年度比4.1ポイントの大幅な減となりました。国庫支出金は、前年度に引き続き生活保護費等負担金の増などにより決算額が増え、構成比は前年度比1.0ポイント増の13.9%となりました。

また、地方交付税においても、平成23年度も交付額が大きく伸びたため、構成比は前年度比0.9ポイント増の7.8%という結果になっています。

財源については、「市が自らの権限で収入することができるかどうか」という視点で「自主財源」と「依存財源」に、また、「財源の使い道が特定されているかどうか」という視点で「一般財源」と「特定財源」に分けることができます。

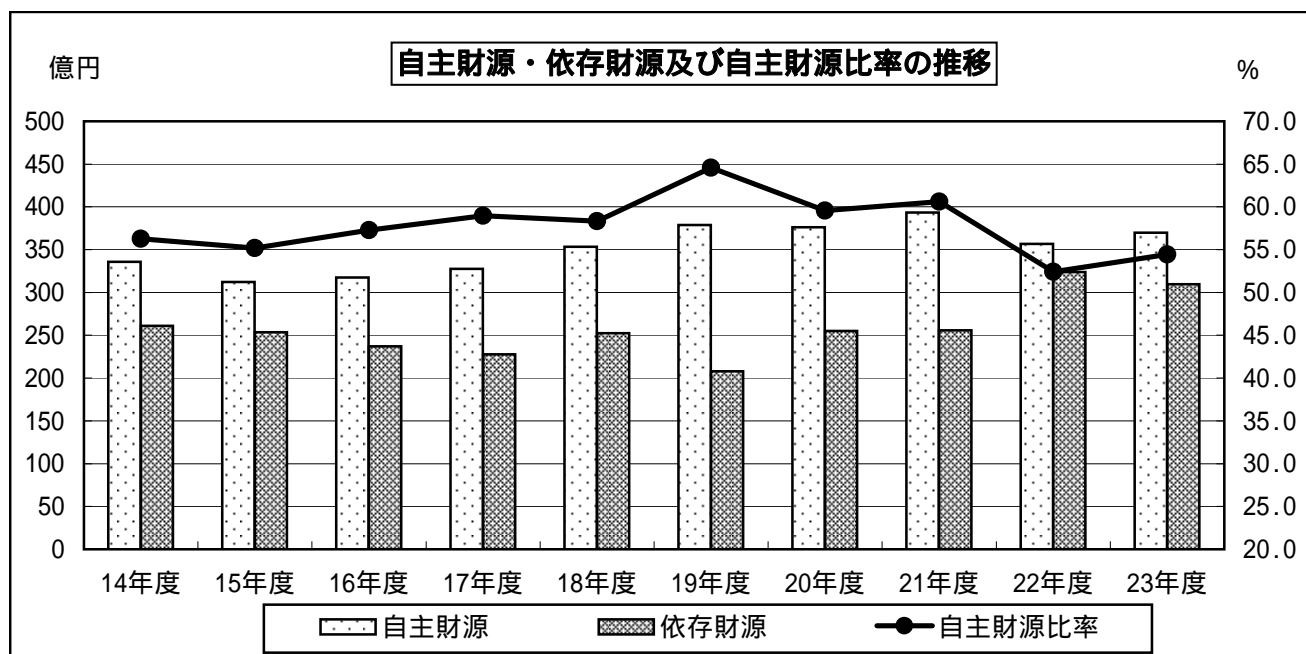
< 自主財源と依存財源 >

市税、使用料、手数料のように、市が自らの権限で収入することができるものを、自主財源と言います。一方、地方交付税、国庫支出金、都支出金のように、国や東京都の基準で交付されるものや、市債のように、市が自らの権限で収入することができないものを、依存財源と言います。歳入に占める自主財源の割合(自主財源比率)が高いほど、財政運営の自主性と安定性を確保することができます。

(単位：百万円、%) (単位：千円、%)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
													西東京市	都内類団
自主財源	市税	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	154.8	169.7	157.4
	分担金及び負担金	272	233	223	238	252	260	380	326	258	316	1.6	2.4	2.5
	使用料及び手数料	585	606	655	700	718	1,033	1,159	1,132	1,022	977	5.0	7.6	8.0
	財産収入	62	419	99	392	1,672	408	448	539	796	273	1.4	1.7	1.7
	寄附金	1	56	1	1	1	1	59	52	203	7	0.0	0.8	0.6
	繰入金	2,868	2,159	2,581	2,731	2,803	4,081	3,231	3,031	2,059	3,027	15.6	11.6	7.2
	繰越金	2,204	977	1,036	1,043	1,264	1,325	1,200	4,286	1,245	1,511	7.8	8.1	8.4
	諸収入	348	343	324	284	345	291	295	278	362	761	3.9	3.7	6.8
合計		33,590	31,222	31,759	32,744	35,344	37,888	37,606	39,325	35,670	36,980	190.1	205.6	192.6
依存財源	地方譲与税	300	317	639	961	1,392	345	333	306	300	302	1.6	1.8	2.2
	地方交付税	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	27.3	9.0	17.1
	国庫支出金	5,497	5,516	5,449	5,100	4,781	4,607	8,498	6,808	8,747	9,416	48.4	56.1	53.3
	都支出金	5,554	5,457	5,599	5,794	6,243	6,971	6,499	6,577	7,160	7,217	37.1	42.0	26.7
	市債	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	30.3	21.5	22.7
	その他	3,783	3,717	3,964	3,950	4,290	3,216	3,082	2,885	2,765	2,821	14.5	15.4	13.6
	合計		26,105	25,352	23,698	22,782	25,251	20,787	25,518	25,564	32,375	30,965	159.2	145.8
歳入決算額		59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	349.3	351.4	328.2
自主財源比率		56.3	55.2	57.3	59.0	58.3	64.6	59.6	60.6	52.4	54.4	54.4	58.5	58.7

自主財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。



平成23年度は、自主財源である市税、繰入金及び繰越金が増加し、依存財源である市債が減少したため、合併後もっとも低い自主財源比率となった前年度から2.0ポイントの回復となりました。しかし、未だ合併当初よりも自主財源比率は低くなっています。生活保護費等負担金などの増加により、依存財源である国庫支出金は増え続けています。このことが、自主財源比率が低くなる要因の一つになっています。

< 一般財源と特定財源 >

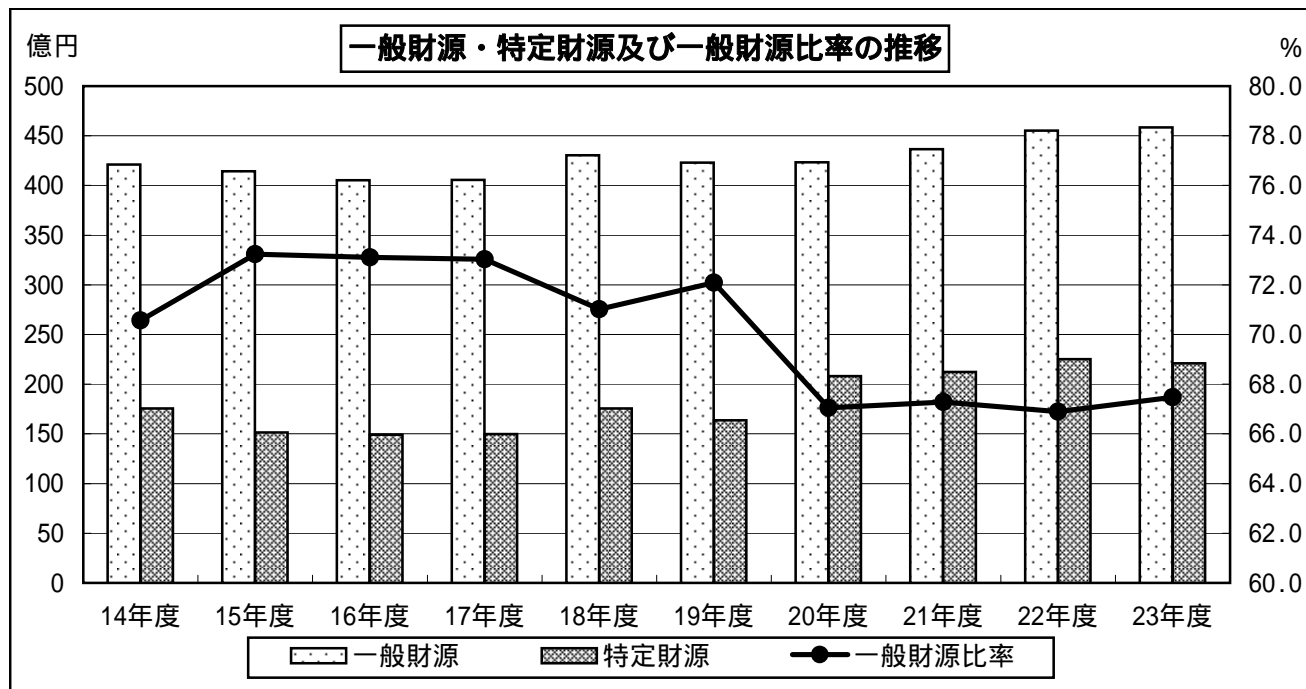
収入のうち、使い道に制限がなく、どのような目的にも使えるものを、一般財源と言います。一方、使い道が限定されており、特定の目的のために使うものを、特定財源と言います。

歳入に占める一般財源の割合(一般財源比率)が高いほど、行政需要に柔軟に対応することができるため、一般財源比率は高いことが望ましいとされています。

(単位：百万円、%) (単位：千円、%)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
													西東京市	都内類団
一般財源	市 税	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	154.8	169.7	157.4
	地方譲与税	300	317	639	961	1,392	345	333	306	300	302	1.6	1.8	2.2
	地方交付税	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	27.3	9.0	17.1
	繰入金	2,010	1,340	1,983	1,457	1,400	2,097	2,002	1,792	1,253	1,680	8.6	5.1	3.9
	繰越金	2,203	960	1,022	1,024	1,151	1,325	1,195	1,275	1,015	1,219	6.3	7.3	7.2
	市 債	2,164	4,124	3,115	2,509	2,287	1,782	1,669	3,172	4,046	3,573	18.4	9.0	11.2
	その他	3,807	4,535	4,365	4,850	5,872	3,763	3,761	4,746	4,492	3,644	18.7	21.4	19.2
	合 計	42,121	41,428	40,544	40,549	43,032	42,297	42,326	43,661	45,516	45,847	235.7	223.2	218.3
特定財源	国庫支出金	5,466	5,273	5,291	4,753	4,569	4,565	8,415	5,634	8,339	9,070	46.6	51.1	50.1
	都支出金	5,519	5,444	5,571	5,779	6,223	6,937	6,456	6,533	7,095	7,137	36.7	41.7	26.1
	繰入金	907	867	652	1,320	1,444	2,020	1,258	1,239	805	1,347	6.9	6.4	3.3
	市 債	4,418	2,499	2,350	2,076	3,615	1,370	2,905	3,128	4,672	2,316	11.9	12.5	11.6
	その他	1,264	1,062	1,049	1,050	1,712	1,486	1,765	4,695	1,616	2,228	11.5	16.3	18.9
	合 計	17,573	15,146	14,912	14,977	17,564	16,377	20,799	21,229	22,528	22,098	113.6	128.1	110.0
歳入決算額	59,695	56,574	55,456	55,526	60,595	58,674	63,124	64,889	68,044	67,944	349.3	351.4	328.2	
一般財源比率	70.6	73.2	73.1	73.0	71.0	72.1	67.1	67.3	66.9	67.5	67.5	63.5	66.5	

一般財源比率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。



一般財源比率の過去10年間の推移を見ると、平成19年度までは70%以上で推移していましたが、平成20年度に67.1%に下落してからは67%前後となっています。平成23年度の一般財源比率は、一般財源である市税及び地方交付税が前年度から増加したことに対し、特定財源の市債が前年度より減少したことなどから、相対的に前年度より0.6ポイント増加し、67.5%となりました。

まとめ！



財源の種類



	一般財源	特定財源
自主財源	市税	使用料 手数料 など
依存財源	地方交付税 など	国庫支出金、 都支出金、 市債 など

市の財政運営の自立性と柔軟性を確保するには、自主財源、一般財源、それぞれの比率が高いことが必要です。特に市税収入は、そのどちらにも関係しているうえ、財源に占める割合が最も大きいことから、市税は、市の歳入にとって最も重要で貴重な収入です。

～ちょっとブレイク～

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源・・・???

自主財源と依存財源、一般財源と特定財源、それぞれが絡み合っていて、なかなか理解するのが難しいですね。自主財源では同じ費目なのに、一般財源と特定財源に分かれたり、依存財源でも同じように分かれたりするので、頭の中がこんがらがりそうです。

そこで、自主財源・依存財源の費目が一般財源と特定財源に分かれている主なものと、その理由を具体的に見てみましょう。



	一般財源	特定財源
自主財源	繰入金 (基金を取り崩したもの)	
	財政調整基金	まちづくり整備基金
依存財源	市債	
	臨時財政対策債	建設地方債

【繰入金】

繰入金には、「基金を取り崩したもの」と「特別会計からの繰入金」がありますが、ここでは「基金を取り崩したもの」について見てみます。財政調整基金は、年度間の財源調整のための基金で、使い道は決まっておらず、どのような経費にでも使用できます。その他の基金、例えば、特定目的基金のまちづくり整備基金は、使い道が施設の整備に要する経費などのための基金ということで、特定財源となります。このように同じく基金を取り崩して繰り入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。(P27「10 基金」を参照)

【市債】

市債は、市が借り入れる借金のことですが、市が発行することができる市債は、原則として建物や道路などを整備するために借り入れる、建設地方債に限られているため、特定財源になります。しかし、臨時財政対策債は国の財源不足により、一般財源である地方交付税の代替財源として借り入れているものなので、使い道は限定されずに、一般財源となります。このように、市債を借り入れた場合でも、一般財源と特定財源に種類を分けることができます。(P23「9 市債」を参照)

3 市税

**収入額は300億円に回復したものの依然として厳しい状況
徴収率は合併後、最高水準に回復**

市税は、地方公共団体の行政運営に要する一般的な経費を賄うために、法律や市条例の定めるところにより、地域内の住民、企業等から納めていただく税金です。地方公共団体の政策に係る経費は、その地方公共団体の財源で賄うことが原則であり、市税はその中心となるものです。

(単位：百万円、%) (単位：千円、%)

		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額			
													西東京市	都内類団	全国類団
決算額	個人市民税	12,087	11,549	11,561	12,053	13,046	14,787	14,982	14,620	13,949	13,889	71.4	70.0	64.5	
	法人市民税	1,172	1,338	1,582	1,456	1,719	2,046	2,152	1,044	1,505	1,684	8.7	11.0	10.1	
	固定資産税	10,781	10,394	10,516	10,670	10,316	10,430	10,487	10,812	11,001	11,107	57.1	68.2	63.7	
	軽自動車税	60	62	64	67	70	73	75	76	77	78	0.4	0.6	0.8	
	市たばこ税	892	918	928	897	912	899	876	836	870	960	4.9	5.7	6.0	
	特別土地保有税												0.0	0.0	0.0
	都市計画税	2,258	2,169	2,189	2,211	2,224	2,254	2,262	2,294	2,324	2,391	12.3	12.9	11.1	
	合計	27,249	26,431	26,840	27,355	28,288	30,489	30,833	29,682	29,725	30,108	154.8	169.7	157.4	
徴収率		90.8	91.4	93.4	94.1	94.8	95.1	95.7	95.2	95.3	95.8	95.8	95.3	93.8	

数値は現年課税分と滞納繰越分(課税年度の属する歳入年度内に納付されなかった市税)の合算額です。

徴収率についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。

類似団体には西東京市には歳入実績のない、鉦産税・入湯税・事業所税の歳入実績がある団体があるため、合計額と内訳は合致しません。

平成23年度の市税収入の決算額は、301億8百万円で前年度比3億8千3百万円・1.3%の増となりました。合併以来最大の下落を記録した一昨年度から若干戻りつつあるといえますが、市税収入は引き続き厳しい状況にあります。

個人市民税は、前年度比6千万円・0.4%の微減となりました。その主な要因は、平成20年9月以降の世界的な金融経済危機に伴う景気の悪化が、課税の対象となる平成22年中の個人の所得に引き続き影響を与えたことによるものです。

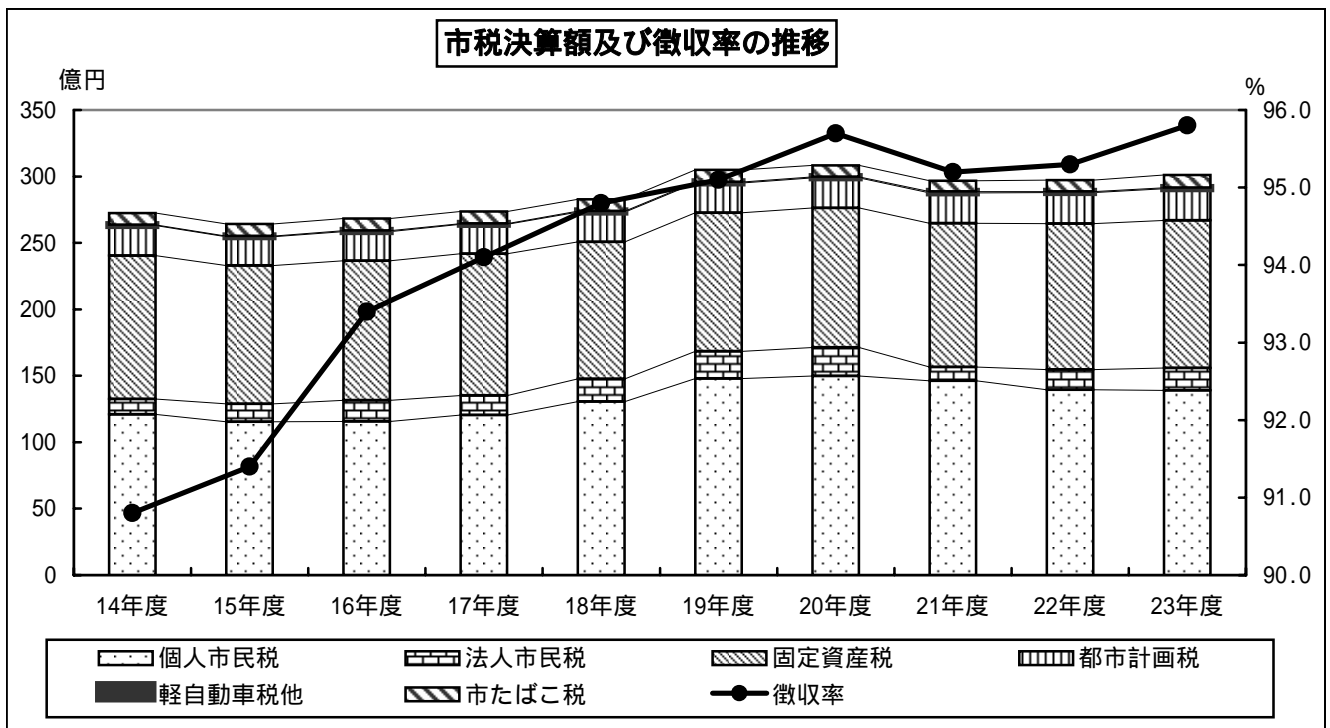
法人市民税については、前年度比1億7千9百万円・11.9%の増と、個人市民税の減を上回る増加となりました。その要因は、世界的な金融経済危機から企業が立ち直ってきていることによるものです。

固定資産税は、土地、家屋及び償却資産といった固定資産を所有している人に対して課税される税です。そのため、景気や労働人口に左右されることのない比較的安定した財源とされています。平成23年度においては、前年度比1億6百万円・1.0%の増となりました。

合併以降、毎年度上昇していた徴収率は、平成21年度に初めて減少しましたが、徴収率の向上に努めたことにより、平成22年度から再び上昇し始め、平成23年度は前年度より0.5ポイント増の95.8%となり、合併後の最高値となりました。



西東京市では、市税の現状について市民の皆様にご覧いただくために「市税白書」を作成しています。市税は、財政とは切り離せない重要なものです。市税白書では、各税目ごとの課税額、納税義務者数の推移や、インターネット公売といった徴収率向上に向けた取組みの紹介など、より詳細なデータを掲載しています。市のホームページ上でダウンロードすることもできますので、是非ご活用ください。



過去10年間の推移を見てみると、まず個人市民税は、景気がやや改善したことや税制改正等の影響により、平成17年度から平成20年度までは大きな伸びを見せていました。しかし、それ以降は下落傾向にあります。合併以降、人口は、およそ1万8千人増え、毎年確実に増加しているものの、平成23年度の個人市民税は、平成19年度の水準以下と伸び悩んでいる状況にあります。個人市民税は、市税の中でも大きな割合を占めているだけにその影響は大きく、今後も注意が必要です。

法人市民税は、特に景気等に大きく左右されるという特徴から、平成14年度、平成17年度そして平成21年度に大きな落ち込みを見せるなど、年度によって収入額に大きな波があることが分かります。

固定資産税については、長期的に見れば上昇傾向にあります。平成15年度、平成18年度、平成21年度と、3年おきに前年度の収入額と大きく増減する年があります。これは、土地と家屋については、原則として3年ごとに評価替えを行い、次の評価替えまでの3年間は、その価格を据え置く方法をとっており、いずれもその評価替えを行った年に当たるためです。

軽自動車税は、緩やかながらも年々増加しています。その要因としては、特に四輪の軽自動車の登録台数が増えていることにあります。

市たばこ税は、受動喫煙対策などの影響により減少傾向にありましたが、平成23年度は増加しました。これは、平成22年10月のたばこ税の税率改正の影響が、売り上げ本数の減を上回ったことによるものです。

～ちょっとブレイク～

もしも徴収率が100%だったら?! ～徴収率0.1ポイントがいかに大きいかな～

平成23年度の市税徴収率は、95.8%でした。

さて、この徴収率がもしも100%だったとしたら、いくらぐらいの違いになるのでしょうか？

具体的な金額で見てみましょう。

平成23年度の市税収入実績額は、301億8百万円でした。しかし、課税額は、314億3千6百万円でしたので、その差はなんと13億2千8百万円にもなります。

また、平成23年度の徴収率は、平成22年度から0.5ポイント回復しました。

「0.1ポイントなんてほんの少しじゃない?」と思われるかもしれませんが、平成23年度において0.1ポイント増えると3千1百万円、0.5ポイントでは1億5千5百万円の増加になります。

10年前の平成14年度の徴収率は90.8%でしたが、徴収努力の成果により、平成23年度には、平成14年度から5.0ポイントも増加しました。もしも、いまだに90.8%だったと仮定した場合と比較すると、その差は、15億5千万円にもなります。

このように、徴収率アップの努力を積み重ね、着実に徴収率を上げていくことは、非常に大きな影響額として表れてくるのです。



4 地方交付税

合併から11年 合併算定替による増加額が9割に縮減

地方交付税は、地域間の税源の不均衡を調整し、どの地域に住む国民にも一定水準の行政サービスが提供されるように、全ての地方公共団体間に財源を保障することを目的としています。

地方交付税には、「普通交付税」と「特別交付税」の2種類があります。

【普通交付税】…財源不足団体に交付。交付税総額の94%を財源

普通交付税は、地方公共団体ごとに「基準財政需要額」と「基準財政収入額」を算出し、基準財政需要額が基準財政収入額を上回る地方公共団体に対してのみ交付されます。この上回った額を「財源不足額」といい、普通交付税の交付基準額となります。

普通交付税の算定は毎年度行われており、交付団体になるか、不交付団体になるかは、その年度ごとに決定します。そのため、交付団体と不交付団体とを毎年度行き来するようなこともあります。平成23年度における都内26市の算定結果は、交付団体が20市、不交付団体が6市で、西東京市は交付団体でした。

なお、西東京市における普通交付税は、平成13年度以降、合併団体に適用される「合併算定替」に基づく算定が行なわれているため、時限的に本来の「西東京市」として算定される額よりも多く交付されています(合併算定替についてはP13を参照)。

平成23年度の住民1人当たりの決算額を類似団体と比較してみると、臨時財政対策債を含めた西東京市の地方交付税は、都内類似団体の約2.3倍、普通交付税のみでは約3.2倍となっています。そこには、西東京市を含む都内類似団体10市のうち4市は普通交付税の不交付団体という背景があります。

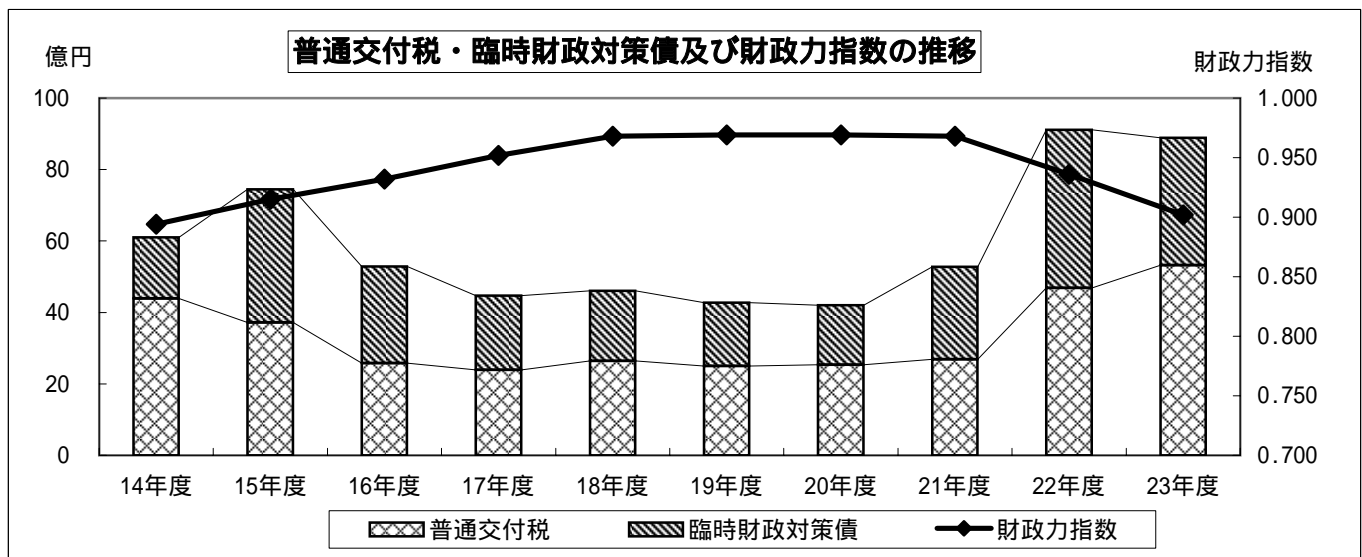
	(単位：百万円)										(単位：千円)		
	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
地方交付税	4,389	3,723	2,581	2,391	2,643	2,496	2,533	2,689	4,685	5,320	27.3	9.0	17.1
普通交付税	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807	24.7	7.7	13.7
特別交付税	678	557	457	399	374	368	392	401	431	513	2.6	1.2	3.4
臨時財政対策債	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573	18.4	11.1	12.2
合計	6,104	7,446	5,285	4,468	4,607	4,278	4,202	5,279	9,111	8,893	45.7	20.1	29.3
財政力指数	0.894	0.915	0.932	0.952	0.968	0.969	0.969	0.968	0.936	0.902	0.902	1.044	0.966

平成23年度の特別交付税には、「震災復興特別交付税」が含まれています。

各年度の財政力指数は、当該年度を含めた直近3ヶ年の平均です。また、西東京市における指数は、一本算定によるものです。

各年度の臨時財政対策債は「発行可能額」であり、実際の「発行額」(P23「9市債」を参照)とは額が異なる年度があります。

財政力指数についての他団体との比較は、住民1人当たり決算額ではなく、類似団体の決算額の加重平均により算出したものです。



普通交付税・財政力指数の推移

過去10年間の交付額の推移を見ると、平成15年度までの普通交付税は緩やかな減少傾向にあったものの、後述の臨時財政対策債を合わせた交付額は年々大きく増加していました。しかし、三位一体の改革の影響などにより、平成16年度の普通交付税は前年度比10億4千2百万円・32.9%の大幅な減で21億2千4百万円になりました。平成18年度から平成21年度までは21～22億円台で落ち着いていましたが、平成22年度に、基準財政収入額の減等により42億5千3百万円、前年度比19億6千5百万円・85.9%という大幅増の交付額となり、三位一体の改革以前の水準を超える額となりました。

平成23年度は、合併算定替の縮減が開始されましたが、基準財政需要額の増により、前年度比5億5千4百万円・13.0%の増額となりました。

交付税が増えることは一般財源が増えるということなので、その分、行政需要に柔軟に対応しやすくなるのですが、そもそも依存財源である交付税は、国の動向次第で大きく増減することも予想されるため、今後の交付額には注意を払う必要があります。

財政力指数は、1に近づくとつれて財政状況が好転したものとみなされ、1を超えると不交付団体となります。西東京市は平成15年度から0.9台に乗り、合併当初より高い水準を保っていますが、平成20年度をピークに財政力指数は下がってきています。ただし、平成13年度以降に導入された臨時財政対策債により、本来の基準財政需要額から臨時財政対策債が控除されるという措置がとられているため、財政力指数は実態を反映したものにはなっていません。

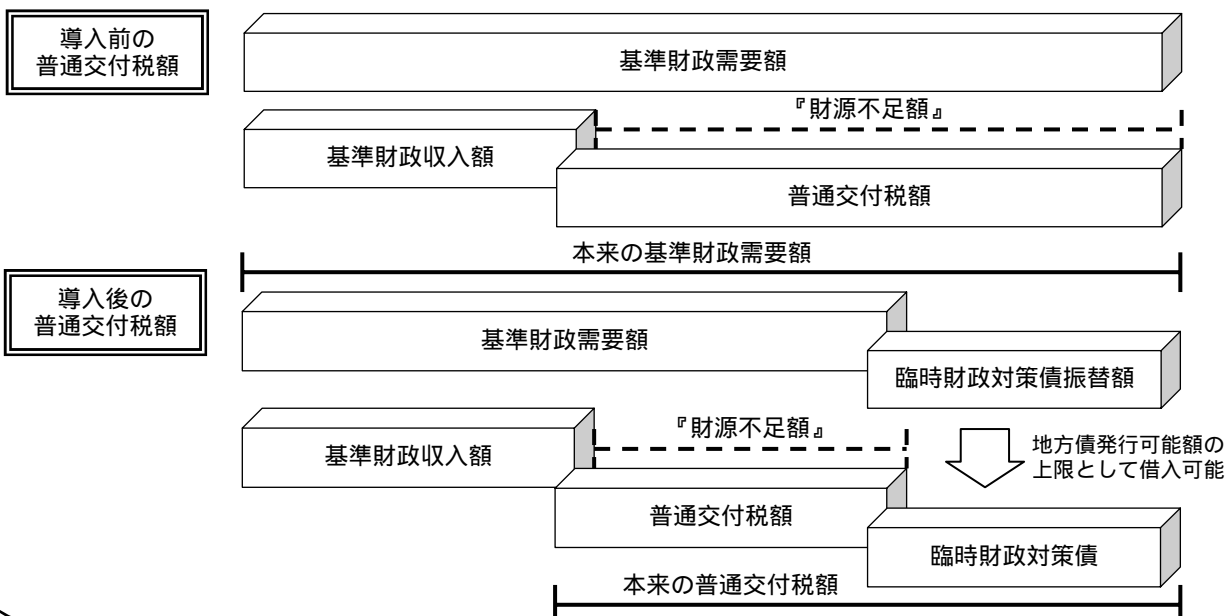
～ちょっとブレイク～

臨時財政対策債ってなに？

地方交付税制度においては、平成13年度から『臨時財政対策債』が導入されています。この制度における普通交付税は、『本来の基準財政需要額』から地方公共団体ごとに算出された『臨時財政対策債振替額』をのぞいた額を基準財政需要額とし、そこからの基準財政収入額との差額を財源不足額(普通交付税額)とするものです。地方公共団体は、一般財源を確保するために、普通交付税の代替として、この『臨時財政対策債振替額』を発行可能額の上限額として『臨時財政対策債』を借り入れることができます。

なお、平成22年度から、地方公共団体ごとの財源不足額及び財政力を考慮して算出する財源不足額基礎方式が、今までの算出方式に加えて導入されています。

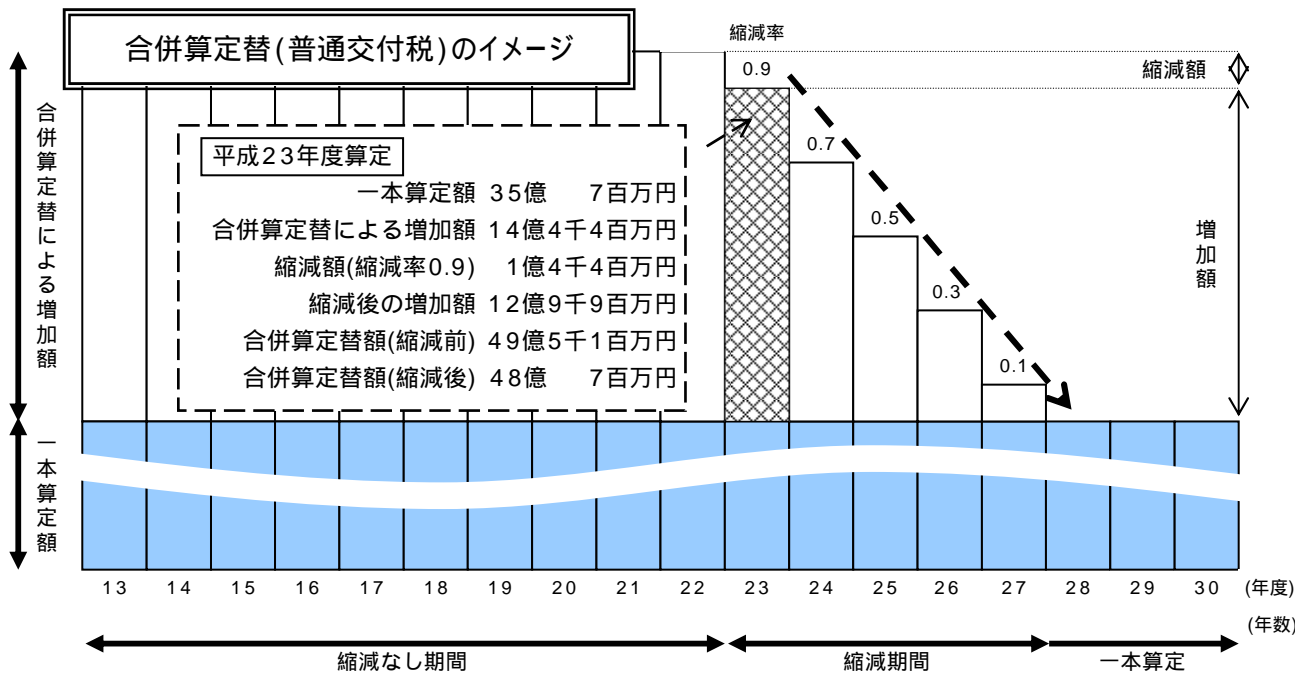
また、普通交付税と一体で算定されるため、臨時財政対策債にも合併算定替が適用されます。



合併算定替の増加額

西東京市の普通交付税と臨時財政対策債の算定には、現在「合併算定替」が適用されています。合併算定替は、合併後の一定期間に限り『合併をしなかった場合に交付される額よりも少なくなることはないよう』保障する特例措置です。

西東京市の場合、平成12年度に合併したので、合併算定替に基づく算定は平成13年度から行なわれています。これにより、平成22年度までの10年間は、合併算定替による普通交付税の増加額は全額保障され、交付を受けてきました。しかし、11年目である平成23年度は増加額の90%、12年目である平成24年度は増加額の70%というように、合併算定替により上乘せ交付されている割合は、段階的に縮減されていきます。そして、最終的に平成28年度には、本来西東京市として一本で算定される額(一本算定)が交付されることとなります。



平成23年度の西東京市の普通交付税の合併算定替による増加額は、12億9千9百万円(図の網掛部分)でした。平成23年度から合併算定替の『縮減(平成23年度は縮減率90%)』が始まったため、本来の増加額14億4千4百万円から縮減額が差し引かれた分が、上乘せされて交付されています。

しかしながら、増加額の縮減が始まったとはいえ、合併算定替によって、平成23年度においても一本算定額の約1.37倍の額が交付されており、合併算定替による増加額がいかに大きいかが分かります。

< 合併算定替による増加額の推移 >

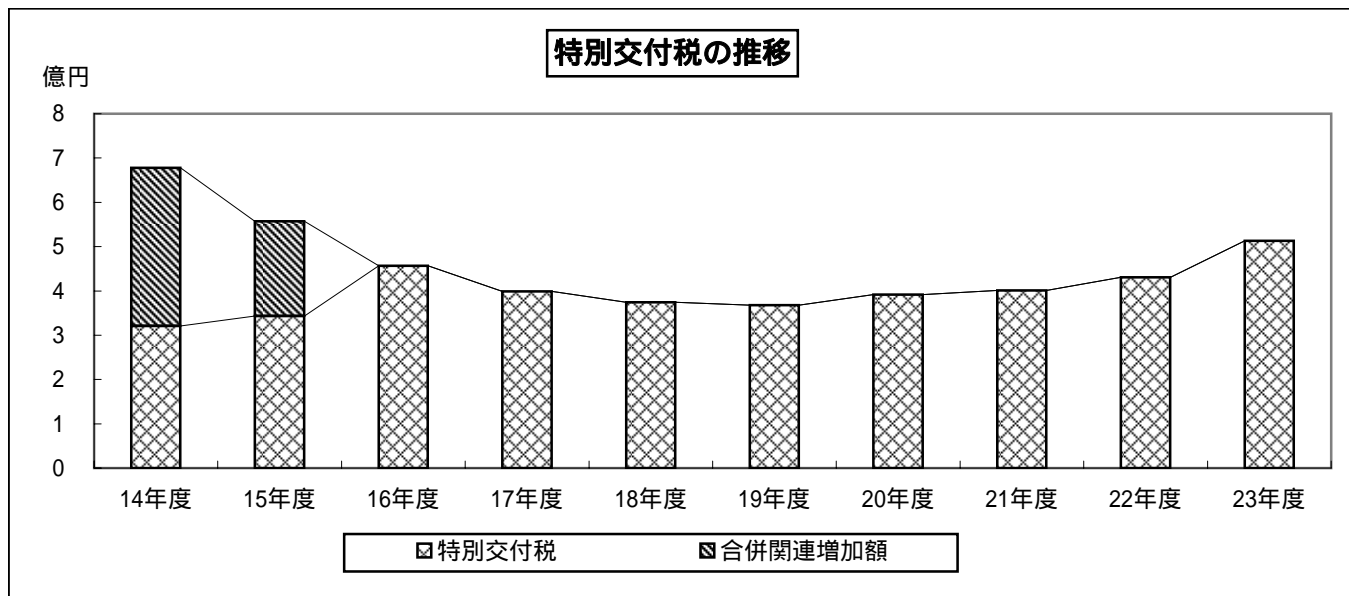
(単位: 百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
合併算定替	5,426	6,889	4,827	4,068	4,233	3,910	3,809	4,879	8,679	8,379
普通交付税	3,711	3,166	2,124	1,992	2,268	2,128	2,140	2,288	4,253	4,807
臨時財政対策債	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,426	3,573
一本算定	3,595	5,102	3,171	2,448	2,581	2,283	2,162	3,201	6,876	6,729
普通交付税	2,106	1,808	791	617	849	712	690	918	3,213	3,507
臨時財政対策債	1,489	3,294	2,380	1,831	1,732	1,571	1,472	2,284	3,663	3,222
合併算定替による増加額	1,831	1,787	1,657	1,620	1,652	1,626	1,647	1,677	1,804	1,650
普通交付税	1,604	1,357	1,333	1,375	1,420	1,415	1,450	1,371	1,041	1,299
臨時財政対策債	227	429	324	245	232	211	197	307	763	351
縮減額	-	-	-	-	-	-	-	-	-	183
普通交付税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	144
臨時財政対策債	-	-	-	-	-	-	-	-	-	39
縮減率	-	-	-	-	-	-	-	-	-	0.9

平成23年度の「合併算定替による増加額」は、縮減額を除いた額になっています。

【特別交付税】…災害などの普通交付税で捕捉されない特別な財政需要に対し交付。交付税総額の6%を財源

特別交付税について、合併前年度の平成12年度から平成15年度までの4年間は、合併関連増加額として財政措置が施されていたため、特に交付額が大きい時期でした。その後、平成19年度まで減少が続いたものの、平成20年度からは増加傾向に転じ、平成21年度には4億円台に乗りました。そして、平成23年度は、東日本大震災による地方財政への対応として、震災復興特別交付税が新設されたこと、震災関係での交付額が増となったことなどにより、交付額は、前年度比8千2百万円・19.0%増の5億1千3百万円となりました。



～ちょっとブレイク～

「基準財政需要額」ってなに?!

全国の都道府県市区町村はそれぞれ、位置や面積、気候も異なりますし、例えば人口数やその平均年齢も違えば、中心産業、学校数、医療費等々…その状況はそれぞれですよね。そういった各自治体の自然的・地理的・社会的諸条件を考慮しつつ「全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービス」をその自治体が提供するには幾ら必要なのか、一定の算式で分野ごとに計算し合計したものが基準財政需要額です。これは、各自治体の実際の予算額でも決算額でもありません。

具体的な金額を見てみましょう。平成23年度の西東京市における小学校費の基準財政需要額は、9億3千2百万円でした。これは、普通交付税の算定において、西東京市という自治体が全国的に見た合理的で妥当な水準の行政サービスを提供するには、小学校費の支出分は9億3千2百万円であろう、ということです。しかし、この額はあくまで一定の算式に当てはめて計算した理論上の額ですので、実際の支出額とは異なるわけです。事実、平成23年度に一般財源(国・都支出金等の特定財源を除いたもの)で支出した西東京市の小学校費は、11億5千6百万円でした。



そもそも交付税はどのような分野にも使える一般財源であり、使う目的が定まっている特定財源ではありません。このようなことから、基準財政需要額とは、普通交付税を算定するための理論上の支出額であり、算入された各分野の額が、その分野に実際に使われるということではないのです。

5 市の歳出(性質別経費)

扶助費と公債費の増加傾向が続き、投資的経費は大幅減

性質別経費とは、「経済的性質」によって歳出の内容を分類するもので、人件費、扶助費、公債費といった「義務的経費」と、普通建設事業費等の「投資的経費」などがあります。

例えば、人件費などの義務的経費の割合が低く、投資的経費などの伸縮可能で臨時的な経費の割合が高いほど、財政運営においては余力があるとされ、このような状況を「財政の弾力性が大きい」と言います。反対に、義務的経費の割合が高く、投資的経費の割合が低い場合は「財政が硬直化している」状況にあるとされています。

(単位:百万円)

(単位:千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
義務的経費	22,854	23,541	24,121	23,939	24,873	26,296	26,012	27,335	30,835	32,838	168.8	172.9	168.8
人件費	12,384	12,215	12,616	11,578	11,637	11,986	11,159	11,093	10,874	10,919	56.1	54.7	59.1
うち職員給	8,517	8,317	8,174	7,833	7,536	7,433	7,252	7,163	6,799	6,622	34.0	34.6	38.7
扶助費	6,830	7,756	8,169	8,410	8,841	9,542	9,931	10,946	14,464	16,035	82.4	95.5	83.1
公債費	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	30.3	22.7	26.6
投資的経費	9,201	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,947	7,908	5,849	30.1	36.0	33.7
普通建設事業費	9,191	6,229	6,373	5,410	7,114	5,073	6,278	5,922	7,892	5,742	29.5	35.8	32.8
災害復旧費	10							25	16	107	0.6	0.2	0.9
その他の経費	26,663	25,768	23,919	24,913	27,283	26,104	26,548	30,363	27,792	27,987	143.9	132.8	114.8
物件費	7,994	7,815	7,751	7,794	8,121	8,806	9,013	10,100	10,157	10,190	52.4	49.4	45.6
補助費等	7,816	7,805	7,310	7,312	6,692	6,913	6,834	10,009	6,749	6,546	33.7	32.6	25.1
繰出金	6,739	7,158	7,387	7,896	8,299	8,148	7,798	8,119	8,459	8,251	42.4	39.9	32.2
その他	4,115	2,990	1,472	1,910	4,171	2,237	2,903	2,135	2,426	2,999	15.4	10.9	11.8
歳出合計	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	342.7	341.7	317.3

「その他」の内訳は、「維持補修費」、「積立金」、「投資及び出資金・貸付金」です。

< 義務的経費 > … 右グラフ(ア)の部分 平成23年度決算に占める割合49.3%

人件費 … 職員給料・諸手当、特別職及び議員報酬、委員会委員等報酬など

平成23年度は、退職者の増による退職金の増などで、前年度比4千5百万円・0.4%増の109億1千9百万円となりました。また定数の見直しにより職員数が減少傾向にあることなどで、職員給は毎年減少しています。

扶助費 … 社会保障制度の一環として市民に直接給付する費用。現金、物品、サービスの支給

扶助費は、合併以降一貫して増加しており、平成23年度は前年度比15億7千1百万円・10.9%増の160億3千5百万円となり、歳出全体に占める割合が24%にもなっています。その要因として生活保護費が不況等の影響により5億5千9百万円の増となったことや、前年度途中から始まった子ども手当の支給が通年分になったことにより5億3千1百万円の増となったことなどが影響しています。扶助費は今後も更に増加していくことが見込まれます。

公債費 … 市債の元利償還金(借金の返済金)及び一時借入金利息

公債費は、合併特例債、臨時財政対策債などの借入に伴い、平成16年度を底にして増加しています。平成23年度は前年度比3億8千9百万円・7.1%増の58億8千5百万円と過去最高の決算額となりました。新市建設計画に基づいた合併特例債の借入は終了したものの、その元金償還が始まっていないものがあることや、臨時財政対策債の制度が継続されたことから、公債費は今後もしばらく増加していく見込みです(詳しくはP21「8 公債費」、P23「9 市債」を参照)。

< 投資的経費 > … 右ページのグラフ(イ)の部分 平成23年度決算に占める割合8.8%

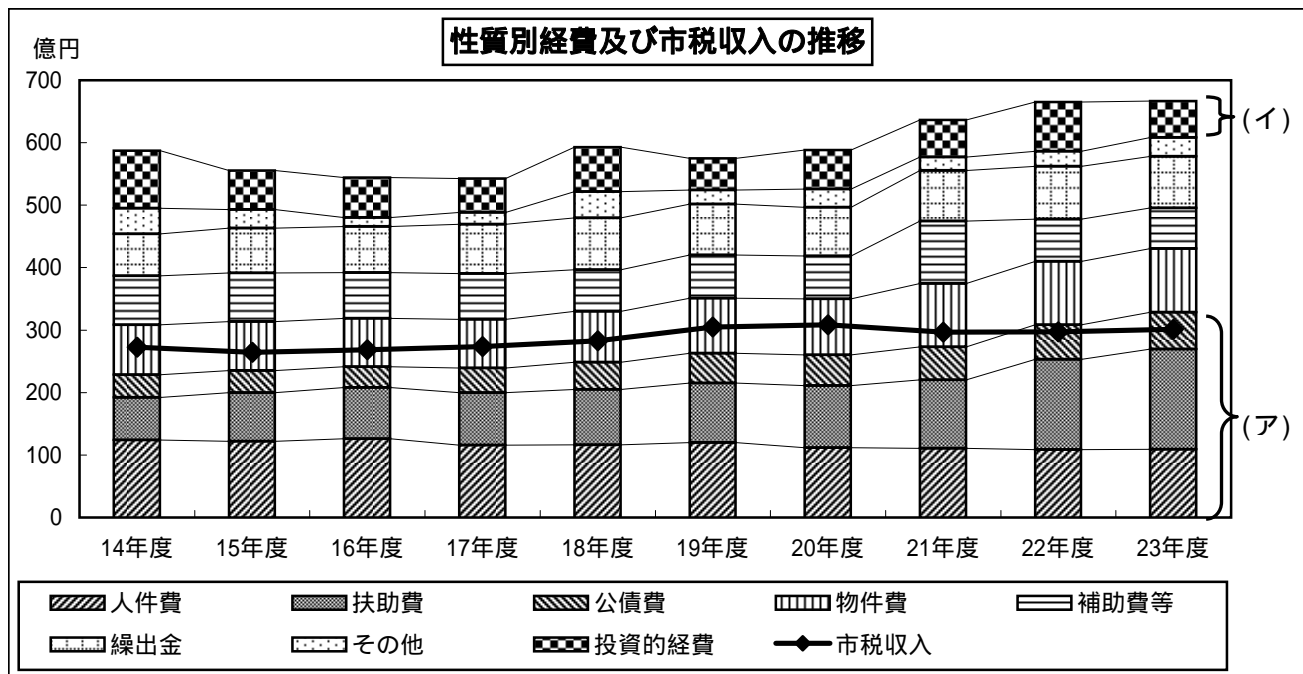
普通建設事業費 … 道路整備や、施設の建設などに係る経費

平成23年度は、ひばりヶ丘駅北口の都市計画道路3・4・21号線や中学校完全給食設備などの整備、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業などが行われましたが、新市建設計画事業が平成22年度で終了したことから前年度比21億5千万円・27.2%減の、57億4千2百万円となりました。

災害復旧費

・・・台風、地震などで被害を受けた公用・公共施設を現状復旧するための費用

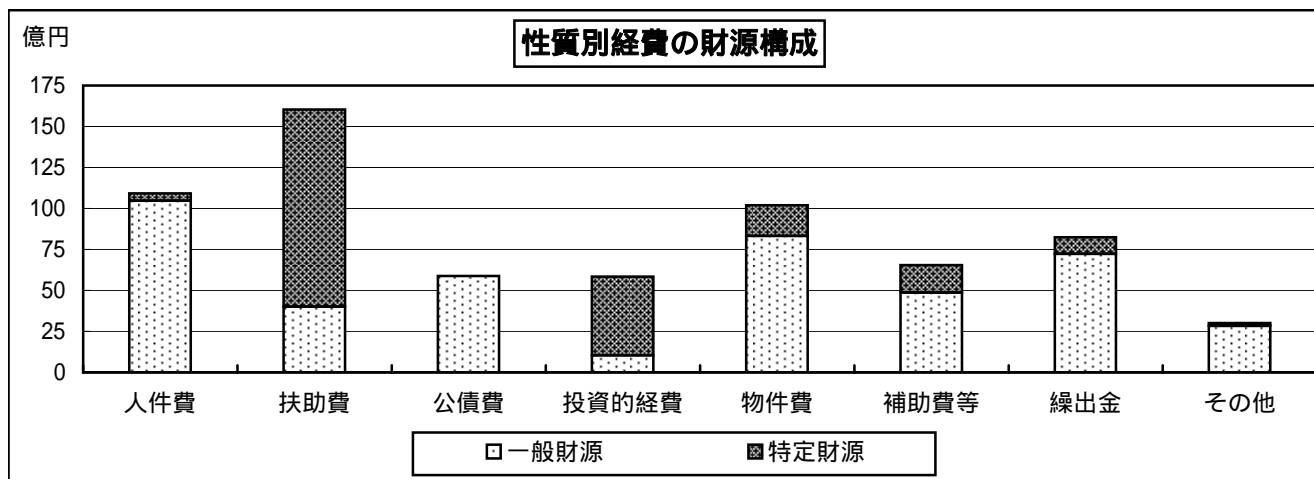
東日本大震災で被害を受けた、田無駅北口ペデストリアンデッキの補修工事などにより、平成23年度は前年度比9千1百万円・568.8%増の1億7百万円となりました。



過去10年の推移を見ると、義務的経費((ア)の部分)が徐々に拡大し、平成22年度には市税収入を上回ったことが見てとれます。引き続き平成23年度も義務的経費が市税収入を上回り、その差はさらに広がっています。平成23年度の義務的経費は人件費がほぼ横ばいですが、扶助費が大きく増加したことから前年度比6.5%の増となりました。扶助費と公債費は増加傾向にあり、今後も増加する見込みです。

平成23年度における性質別経費の財源構成

性質別経費の財源構成をみると、市税をはじめとする一般財源が、どの経費に多く使われているかがわかります。扶助費では生活保護費や子ども手当、障害者福祉関係扶助費などにより多額の支出があるものの、負担割合に応じて国や都から特定財源を多額に得ているため、一般財源の占める割合が低いことがわかります。財政の弾力性を大きくしていくためには、一般財源が多く使われている経費に着目することが効果的です。



6 市の歳出(目的別経費)

普通建設事業の終了により民生費が合併後初めて減少したものの、なお増加傾向は続く

目的別経費は、「行政目的」に応じて歳出の内容を分類するもので、総務費、民生費、衛生費、土木費、消防費、教育費、公債費などに分けられます。この分類によって、地方公共団体のどのような部門・事業に経費が掛かっているかが分かります。

(単位：百万円)

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度住民1人当たり決算額		
											西東京市	都内類団	全国類団
総務費	9,936	8,651	7,174	6,903	8,975	8,017	7,716	10,763	7,179	7,491	38.5	41.5	37.5
民生費	18,820	19,459	19,959	20,681	21,427	22,393	23,046	24,768	31,384	29,606	152.2	156.9	132.9
うち社会福祉費	5,808	5,571	5,355	5,329	5,788	5,835	5,656	6,513	7,699	6,723	34.6	38.9	30.8
うち老人福祉費	3,622	3,534	3,661	3,776	3,814	4,119	4,423	4,477	4,886	4,837	24.9	21.4	19.3
うち児童福祉費	6,333	6,920	7,354	7,848	8,042	8,536	8,799	8,875	13,051	11,721	60.3	62.1	53.4
うち生活保護費	3,056	3,433	3,585	3,727	3,783	3,903	4,168	4,903	5,745	6,321	32.5	34.4	28.9
衛生費	4,565	4,963	5,668	4,610	4,726	5,217	5,037	5,138	5,052	5,693	29.3	28.7	28.4
土木費	10,024	6,673	7,028	7,124	7,213	6,344	7,084	7,375	7,154	7,103	36.5	31.1	33.1
消防費	2,448	2,399	2,686	2,383	2,451	2,394	2,409	2,357	2,503	2,525	13.0	12.5	11.8
教育費	7,823	8,420	7,153	7,305	8,916	7,121	7,434	6,558	6,277	6,895	35.4	40.7	37.2
公債費	3,641	3,569	3,336	3,951	4,395	4,769	4,922	5,296	5,496	5,885	30.3	22.7	26.6
その他	1,463	1,403	1,411	1,305	1,166	1,219	1,189	1,390	1,490	1,475	7.6	7.6	9.7
合計	58,718	55,538	54,413	54,262	59,270	57,474	58,838	63,644	66,534	66,674	342.7	341.7	317.3

「その他」は議会費、労働費、農林水産業費、商工費、災害復旧費、諸支出金の合計を言います

ここでは、平成23年度の主な経費の特徴点を取り上げます。

民生費・・・普通建設事業費が減少、しかし、生活保護費などの扶助費は今後も増加見込み

民生費は、合併以降一貫して増加していましたが、平成23年度は前年度比17億7千8百万円・5.7%減の296億6百万円となりました。その要因は、障害者総合支援センター(フレンドリー)の建設完了、下保谷福祉会館・児童センターの整備完了など、新市建設計画の終了により普通建設事業費が減少したことによります。しかし、生活保護費などの扶助費は今後も増加すると考えられることから、民生費はいったん減少したものの、今後も引き続き増加傾向にあると見込まれます。

衛生費・・・子宮頸がんワクチン等の予防接種や、みどり基金への積み立てなどにより増

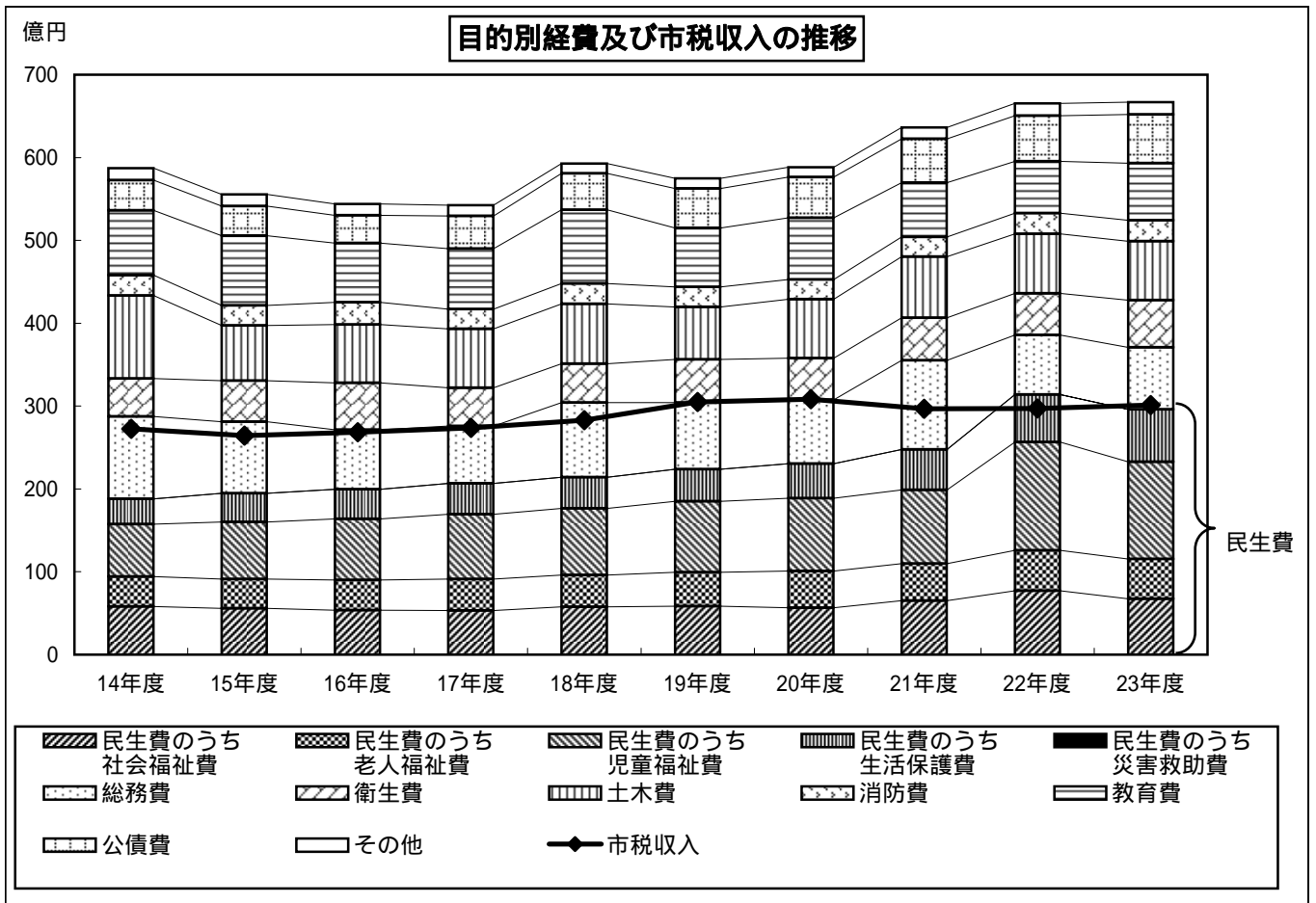
子宮頸がんワクチン等の予防接種事業の実施や、新たに創設されたみどり基金への積立金の増などにより、前年度比6億4千1百万円・12.7%増の56億9千3百万円となりました。

土木費・・・都市計画道路整備は増、下保谷森林公園の整備完了などにより全体では微減

都市計画道路の整備などで増となったものの、下保谷森林公園の整備完了や下水道事業特別会計への繰出金の減などにより、全体では前年度比5千1百万円・0.7%減の71億3百万円となりました。

教育費・・・中学校完全給食や、国民体育大会の競技施設整備などにより増

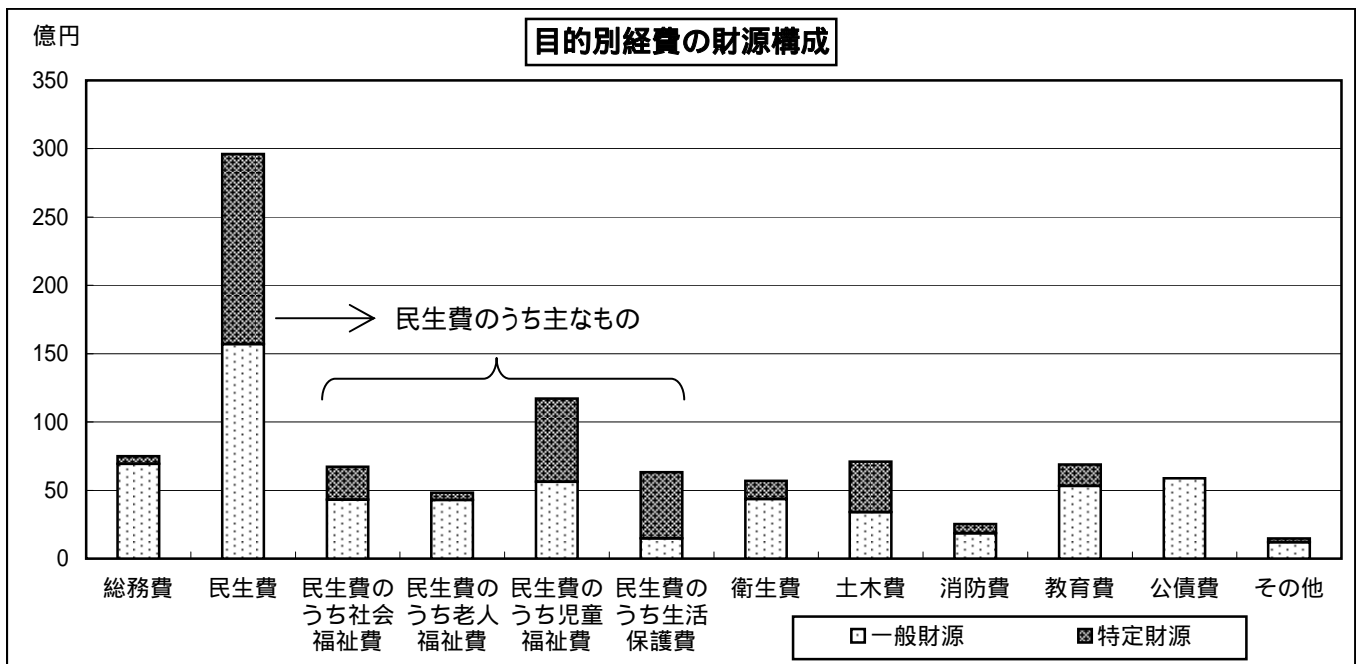
中学校完全給食のための設備整備や平成25年度に開催される国民体育大会の競技施設整備などにより、前年度比6億1千8百万円・9.8%増の68億9千5百万円となりました。



過去10年間の推移を見ると、一貫して増加していた民生費が減少し、市税収入を下回りました。しかし、これは一時的なもので、歳出全体に占める民生費の割合は今後も増加していくと見込まれます。

平成23年度における目的別経費の財源構成

平成23年度の目的別経費を一般財源・特定財源別で見ると、生活保護費や、子ども手当、障害者福祉関係扶助費など国や都の負担割合が高い事業が数多くある民生費は、他の目的別経費に比べて特定財源の割合が高くなっており、特に生活保護費と児童福祉費においては特定財源が一般財源を上回っています。



7 経常収支比率

都内類似団体平均を上回り、歳出面の硬直化が進む

経常収支比率は、市税、普通交付税など毎年度経常的に収入され、市が自由にその用途を決定できる財源(経常一般財源)に対する、人件費、扶助費、公債費など容易に縮減することができず毎年度義務的・継続的に支出する必要がある経費に充当された一般財源(経常経費充当一般財源)の比率を示した指標です。

$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{(分子:歳出) 経常経費充当一般財源}}{\text{(分母:歳入) 経常一般財源 + 臨時財政対策債 + 減収補填債(特例分)}} \times 100$$

この比率が低いほど市が自由に使うことができる財源が多く、新たな市民ニーズ(行政需要)に対応する余力があるといえます。逆にこの比率が高いほど市が自由に使うことができる財源が少なく、財政構造が硬直化していることとなります。なお、適正水準は一般的に70～80%と言われています。これは普通建設事業(施設整備・道路整備など)の臨時的経費(政策的経費)の支出を一定量保持するなど、バランスのとれた財政運営を行うためには、経常一般財源がおおむね20～30%程度確保されていることが望ましいと考えられているからです。

(単位: %)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
西 東 京 市	87.2	85.1	90.0	89.3	89.7	92.1	92.0	91.1	87.2	90.8
人 件 費	30.7	29.4	32.9	30.3	29.7	30.7	29.3	28.7	25.5	25.7
扶 助 費	6.9	6.5	6.7	7.1	8.0	8.2	8.3	8.5	9.7	10.2
公 債 費	10.5	10.0	9.7	11.4	12.3	13.2	13.7	14.4	14.1	15.0
物 件 費	15.6	15.5	16.7	16.5	17.2	16.7	17.1	16.9	16.7	18.6
補 助 費 等	15.2	15.1	15.3	15.0	13.2	13.0	13.2	12.4	11.6	11.4
繰 出 金	7.3	7.6	7.8	8.2	8.5	9.7	9.8	9.5	8.9	9.2
そ の 他	1.0	1.0	1.0	0.8	0.9	0.7	0.7	0.7	0.7	0.7
都 内 類 似 団 体 平 均	89.3	88.0	88.8	87.7	87.1	89.1	89.1	89.5	89.5	89.7
都 内 26 市 平 均	90.5	89.1	91.3	89.8	88.6	91.4	91.9	91.4	91.1	90.9
都 内 23 区 平 均	85.2	83.0	82.0	77.1	73.0	75.3	76.1	82.1	85.7	86.4
全 国 類 似 団 体 平 均	89.5	88.6	92.1	88.9	88.8	90.9	90.6	91.3	90.1	90.7

「その他」の内訳は、「維持補修費」、「投資及び出資金・貸付金」です。

都内26市平均は東京都市町村普通会計決算の概要(東京都総務局)、都内23区平均は東京都特別区普通会計決算の概要(東京都総務局)による加重平均値を用いています。

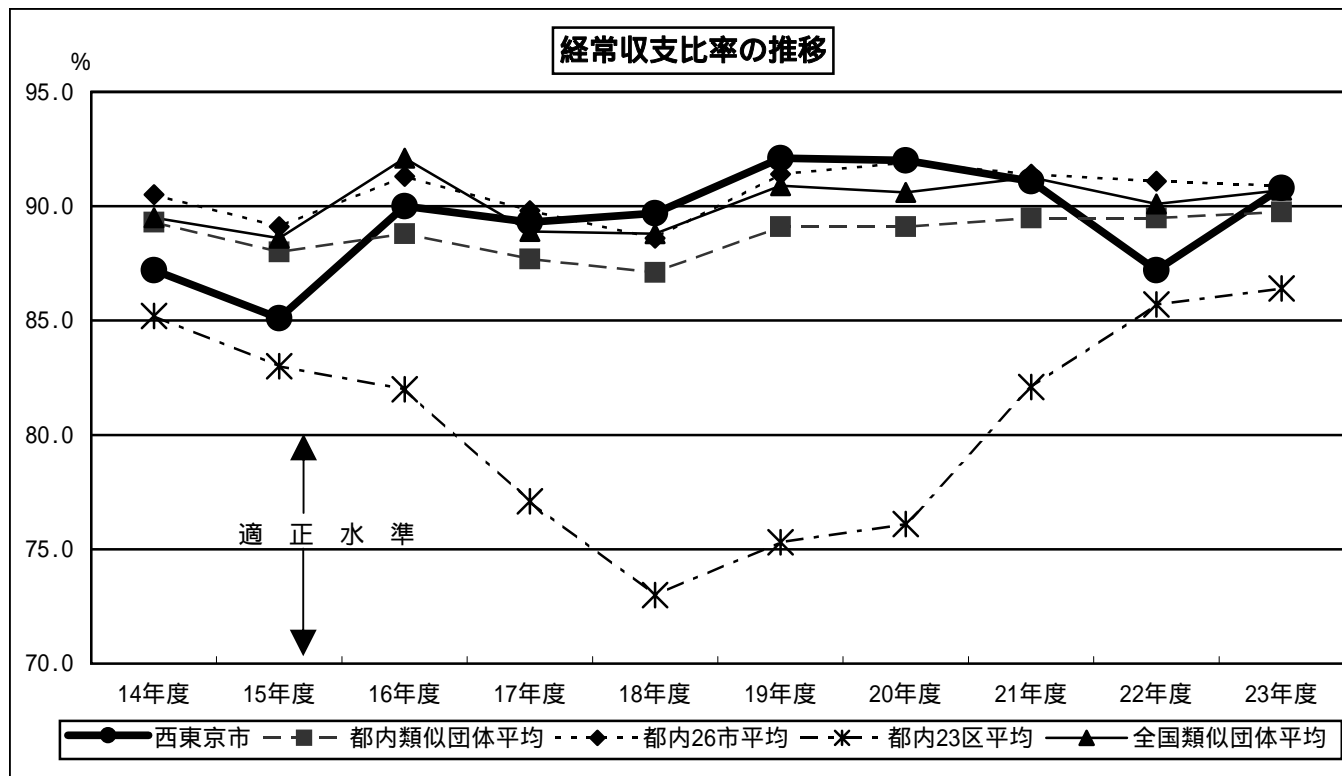
(単位: 百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
分子: 歳出 (経常経費充当一般財源)	30,306	30,308	31,045	30,885	32,170	32,870	32,898	32,795	33,859	35,603
分母: 歳入 (経常一般財源+臨時財政対策債+減収補填債)	34,764	35,596	34,510	34,598	35,878	35,695	35,760	36,012	38,846	39,208

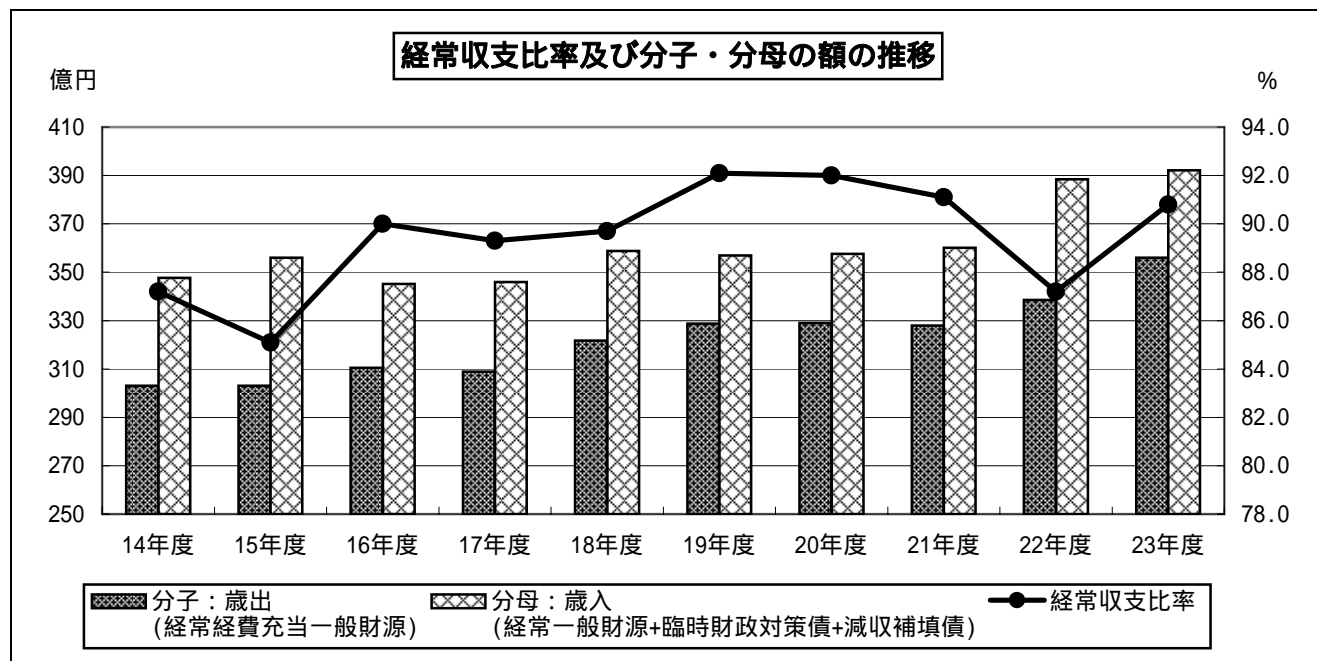
西東京市の平成23年度の経常収支比率は90.8%となり、普通交付税・臨時財政対策債の増により大幅に改善した前年度に比べて3.6ポイントの悪化となり、平成21年度の水準へと後退しました。これは、経常収支比率の分母が、普通交付税や地方税の回復により、前年度比3億6千2百万円・0.9%

の増となった一方で、分子が、扶助費や公債費などの義務的経費の増加に加え、物件費も総額はほぼ変わらないものの、新規施設の開設による維持管理経費及びサービス量の増大などに伴い、経常経費充当一般財源が増加したことから前年度比17億4千4百万円・5.2%増加と、分母の伸びを大きく上回ったことによります。引き続き義務的経費等の増加による財政構造の硬直化が進んでいる状況です。

都内類似団体との比較では、平均の89.7%を1.1ポイント上回る結果となりました。



上のグラフを見ると、西東京市の経常収支比率が他団体と比べてV字型に大きく悪化しています。性質別経費ごとの経常収支比率では、公債費が前年度比0.9ポイント悪化、物件費が同じく1.9ポイントの悪化となっており、これが全体の経常収支比率の悪化に大きく影響しています。健全な財政運営を目指す上では、財政構造の柔軟性を増すこと、つまり歳入面では市税などの自主財源の増収により経常一般財源が増加し、歳出面では義務的経費である人件費・扶助費・公債費の圧縮により経常経費充当一般財源が減少することが必要です。さらに、物件費の増加という本市特有の状況を考えると、今後は公共施設の適正配置・有効活用の取組を進めることなどで、経費の圧縮を図る必要があります。



8 公債費

合併特例債、臨時財政対策債などの償還により公債費は増加するものの、公債費比率は適正な水準で推移

公債費は、市債の元金及び利子等の償還費のことで、いわゆる借金返済のための費用です。原則として普通会計においては市税などの一般財源により支払われ、また、人件費や扶助費と同様に市の財政の都合などにより一方的に削減することができない費用(義務的経費)であるため、この比率が上昇すると財政の硬直化を招くことになります。

平成23年度の公債費(一時借入金利子を除く)は、前年度比3億8千9百万円・7.1%増の58億8千5百万円となりました。これは、平成19年度に借入れた合併特例債の元金償還が開始されたことが大きな要因です。なお、公債費は平成26年度まで増加し、その後減少していく見込みです。

西東京市においては、市債残高のピークは平成24年度の見込みですが、公債費のピークは平成26年度の70億1百万円と推計しており、70億円を超える規模となる見込みです。市債残高のピークと公債費のピークが違うのは、市債の借入後、据え置き期間が1年から3年程度あるために、市債の発行と元金償還開始時期にズレが生じているためです。

(単位：百万円、%)

	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
公債費合計 (一時借入金利子を除く)	4,393	4,765	4,919	5,294	5,496	5,885	6,251	6,794	7,001	6,501	6,593	6,066
元利別												
元金償還額	3,554	3,902	4,096	4,498	4,709	5,089	5,486	6,019	6,226	5,778	5,950	5,505
利子支払額	839	863	823	796	787	795	764	774	775	723	643	561
地方債区分別												
減税補填債及び 臨時税収補填債	766	795	816	838	854	854	854	854	854	362	362	362
減収補填債	-	-	-	-	12	14	147	146	144	142	140	138
臨時財政対策債	297	599	790	939	1,096	1,228	1,357	1,643	1,910	2,033	2,212	2,411
合併特例債	971	1,199	1,368	1,821	1,983	2,260	2,316	2,635	2,571	2,534	2,511	1,787
普通債	2,359	2,173	1,945	1,696	1,550	1,529	1,576	1,515	1,522	1,430	1,368	1,368
参考												
交付税算入額	2,050	2,437	2,722	3,176	3,453	3,806	3,960	4,418	4,612	4,272	4,240	3,722
交付税算入額を 除いた公債費	2,343	2,328	2,197	2,118	2,043	2,079	2,290	2,375	2,389	2,229	2,353	2,344
公債費比率	7.7	7.3	6.8	6.3	6.3	6.2	7.0	7.3	7.6	7.0	7.3	7.2

平成18年度から平成23年度までは決算額、平成24年度は9月補正予算額、平成25年度以降は総合計画(実施計画)などから推計しています(平成27年度以降の市債の発行は見込んでいません)。

平成23年度における類似団体との比較

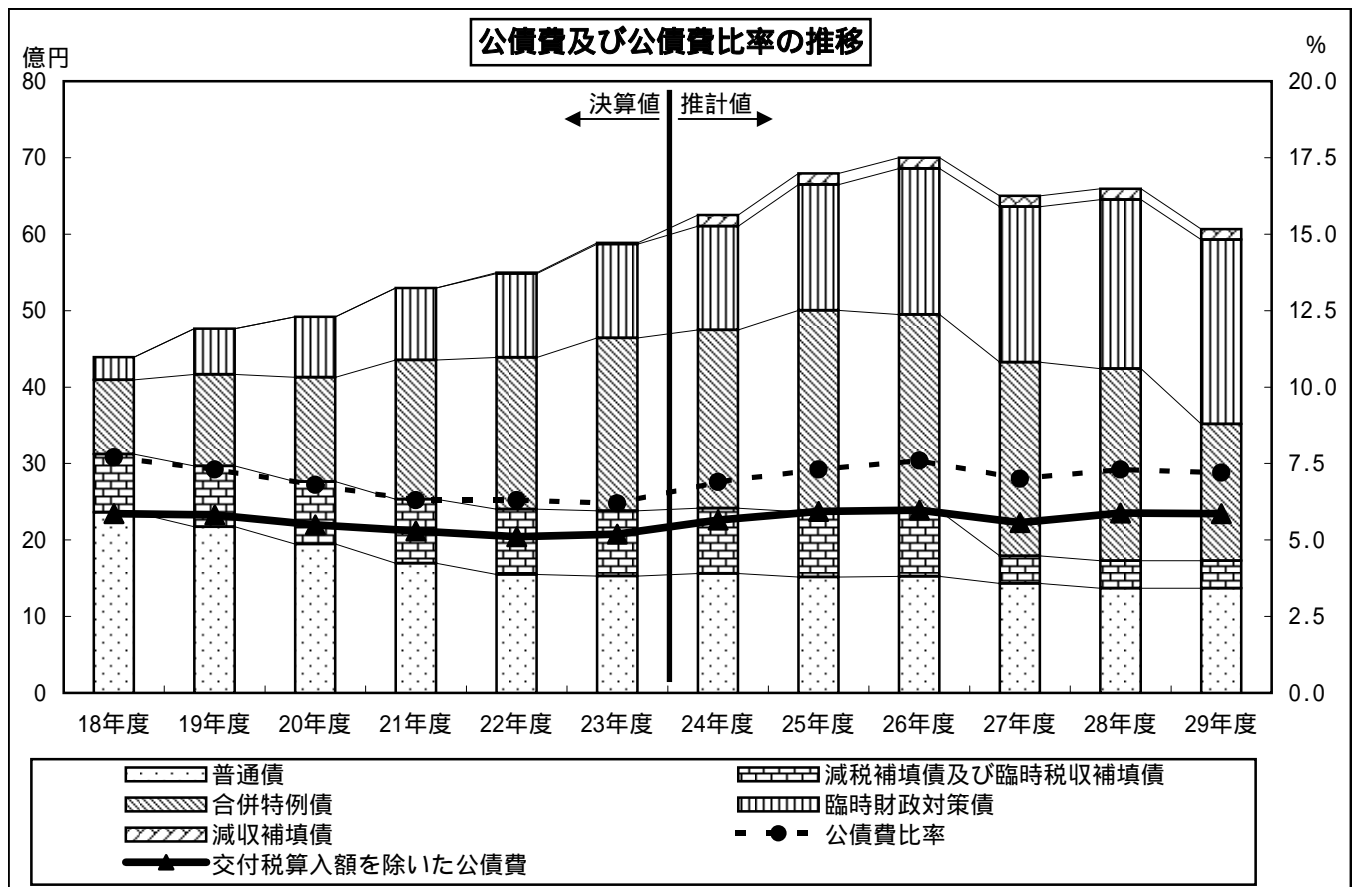
(単位：千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民1人当たり 元利償還額	30.3	22.7	26.6
交付税算入額を除いた 住民1人当たり 元利償還額	10.7	10.1	12.9
公債費比率	6.2	5.9	8.1

類似団体と比較すると、住民1人当たり元利償還額は都内類似団体平均、全国類似団体平均を上回っていますが、合併特例債などの交付税算入率の高い市債を利用しているため、交付税算入額を除いた住民1人当たり元利償還額及び公債費比率は全国類似団体平均を下回っています。

西東京市では、合併以降、新市建設計画に基づく社会資本の整備については、合併特例債を活用して実施してきたため、公債費全体の額は年々増加してきましたが、市債の償還にあたっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、これらを除いた公債費はピーク時でも24億円程度と見込んでいます。

公債費比率は、標準財政規模に対する公債費充当一般財源の割合を言い、おおむね10%以下が適正な水準と言われています。西東京市では、公債費が年々増加するものの、基準財政需要額に算入される公債費も増加するため、それを除いて計算される公債費比率は適正な水準で推移する見込みです。



~ちょっとブレイク~
市はなぜ借金をするの？



市が借金をする目的には、事業の財源を確保すること以外に、道路や公共施設など将来の世代も利用するものについて、現在の利用者だけでなく、将来の利用者にも負担してもらうことで、「世代間の負担の公平化」を図るという目的があります。

市が市債という形で返済期間が1年以上にわたる借入をすれば、必ず公債費という形で借金の返済をすることになりますが、この公債費はその年の税金を財源としていますので、道路や公共施設の建設時に市に住んでいなかった場合でも、その後市の住民となり市税を納めることによって、利用する施設にかかった経費を間接的に負担していることとなります。

このような側面から、自治体の財政力にかかわらず、どの自治体でも多かれ少なかれ市債の借入を行っているのが現状です。

9 市債

新市建設計画の終了に伴う普通建設事業の縮減により、借入額が大幅減

市債とは、地方債のうち市が発行するもので、複数年度にわたって償還(返済)するものを言い、いわゆる「借金」のことです。大別すると、公園、都市計画道路の整備や公共施設の建設事業などの財源を補填する建設地方債と、国策により生じた財源不足を補填する地方債の2種類があります。

市債借入額・実質公債費比率の推移

平成23年度の市債借入額は、58億8千9百万円となり、前年度比28億2千9百万円・32.5%の大幅減となりました。これは、平成22年度に新市建設計画が終了したことに伴い、保育園・児童館の建替え、障害者総合支援センターの建設など普通建設事業が縮減となったためです。借入額のうち、合併特例債は、一部繰り越した事業を除き発行が終了したため、前年度比27億4千9百万円・95.9%減の1億1千8百万円となりました。また、臨時財政対策債は前年度比4億7千3百万円・11.7%減の35億7千3百万円となりましたが、臨時財政対策債だけで借入額全体の60.7%を占めています。ただし、これらの償還に当たっては、合併特例債では70%、臨時財政対策債では全額が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、交付税算入額を除いた市債借入額は22億円程度と見込んでいます。

(単位：百万円、%)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
市債借入額	6,582	6,623	5,465	4,585	5,902	3,152	4,574	6,299	8,718	5,889	5,655	5,449	2,148	
地方債 区分別	減税補填債等	436	401	412	433	323								
	減収補填債							1,068						
	臨時財政 対策債	1,715	3,723	2,703	2,076	1,964	1,782	1,669	2,590	4,046	3,573	3,663	4,062	
	合併特例債	3,943	2,231	2,027	1,785	3,097	969	2,063	808	2,867	118	—	—	
	普通債	488	268	323	290	519	401	842	1,834	1,805	2,198	1,992	1,387	2,148
参考 見込額	交付税算入 見込額	4,911	5,685	4,534	3,759	4,455	2,460	3,113	3,956	6,053	3,655	3,663	4,062	0
	交付税算入見込額を 除いた市債借入額	1,671	937	931	826	1,448	691	1,461	2,343	2,665	2,234	1,992	1,387	2,148
起債制限比率	6.8	6.7	6.6	6.7	6.8	7.0	7.0	6.5	6.2	6.0	6.2	6.5	6.9	
実質公債費比率	—	—	—	10.1	9.7	4.1	3.7	2.9	2.2	1.2	0.7	0.6	0.6	

平成14年度から平成23年度までは決算額、平成24年度は9月補正予算額、平成25年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。

平成23年度の合併特例債借入額は、平成22年度からの繰越分です。

交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減税補填債等借入額の全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

平成23年度における類似団体との比較

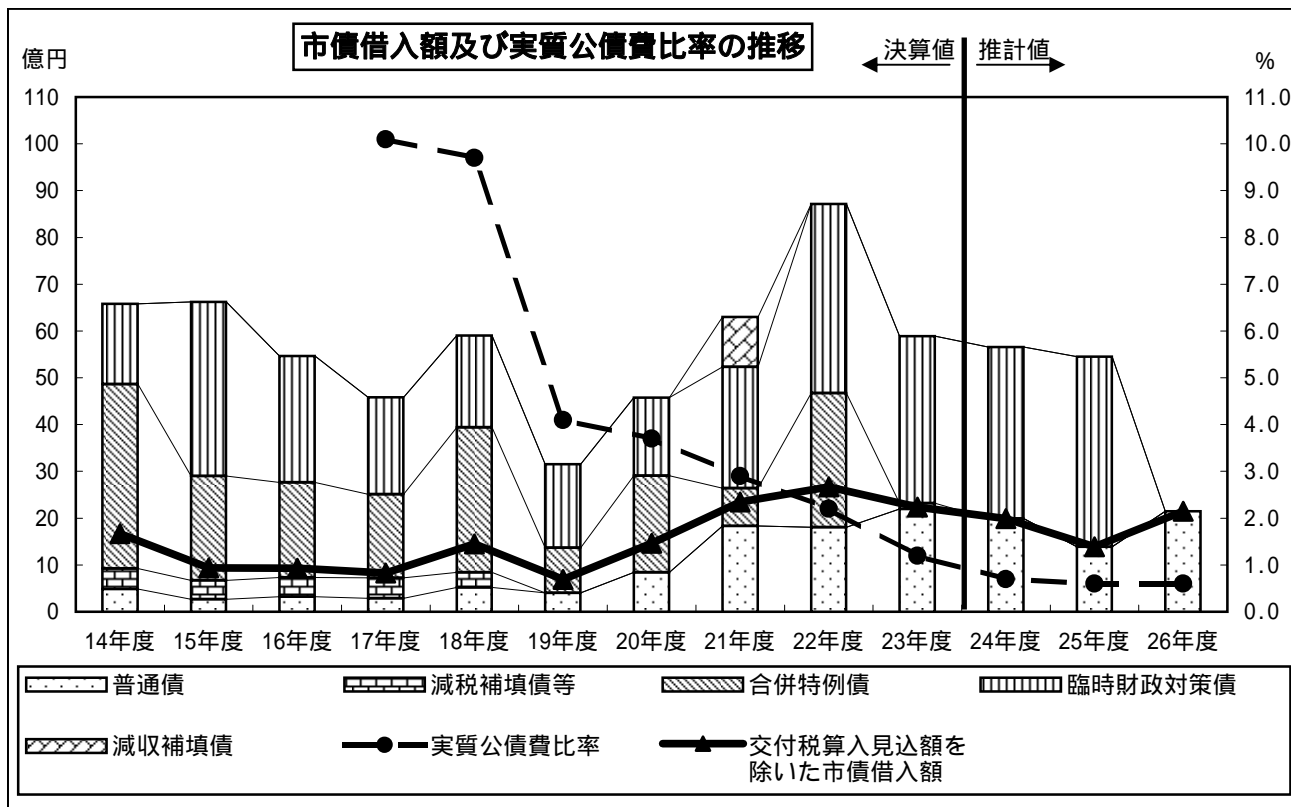
(単位：千円、%)

	西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民1人当たり 市債借入額	30.3	21.5	22.7
交付税算入見込額を 除いた住民1人当たり 市債借入額	11.5	12.5	11.5
実質公債費比率	1.2	2.1	5.0

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債借入額は、都内類似団体平均、全国類似団体平均を大きく上回る数値を示していますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債借入額は都内類似団体平均を下回っています。また、実質公債費比率は、都内類似団体平均、全国類似団体平均を下回っています。

市債借入額の推移を見ると、事業の進捗に合わせて借入を行っていることから、借入総額やその内訳は年々異なっていることがわかります。平成23年度以降は、新市建設計画の終了に伴い、合併特例債はその役割を終え、臨時財政対策債が大きなウェイトを占めることとなりますが、現行では平成25年度までの時限的な制度となっています。

実質公債費比率は、財政健全化法における健全化判断指標の一つとして用いられるようになりましたが、この値が18.0%以上になると起債の借入に国または東京都の許可が必要になり、早期健全化基準である25.0%以上になると段階的に市債の借入が制限されます。平成23年度の実質公債費比率は1.2%となっており、早期健全化基準である25.0%を大きく下回っています(P39「財政健全化法」を参照)。



～ちょっとブレイク～

市はどうやってお金を借りているの？

市が借金をする場合には、借金の目的、限度額、借金の方法、利率及び返済の方法について、予算に定めることとなっていて、議会の議決が必要です(地方自治法第230条)。

また、市の支出は、借金以外の収入をもってその財源としなければならないことを原則とした上で、例外として借金できる事業(いわゆる建設地方債)が限定的に定められています(地方財政法第5条)。したがって、一般的な赤字を補填する目的で発行する地方債は、原則として認められていません。

実際にお金を借りる場合、借入先と利率、借入期間が重要な要素となってきます。借入先については、長期で低利な資金調達が可能で公的資金(財政融資資金、地方公共団体金融機構資金)からの借入を基本としています。しかし、地方債の種類によって借入先が限定されているため、民間資金等(民間金融機関、市町村振興協会など)から借入れる必要がある場合には、より低利な借入先を選択するとともに、民間金融機関から借入れる場合は、状況によって複数の金融機関から利率の提示をってもらう中で、最低金利の金融機関から借入れを行うなど、競争性の導入にも努めています。

償還期間については、施設の耐用年数と地方債の種類に応じて借入先ごとに定められた償還期限に対して、借入利率と毎年度の償還額を踏まえ、地方債ごとに判断しています。



市債残高の推移

平成23年度末の市債残高は、前年度比7億9千9百万円・1.4%増の572億4千3百万円となり、過去最大を更新しましたが、その伸びは鈍化しています。また、市債残高のピークは平成24年度の約574億円と見込んでいます。市債残高のうち、合併特例債が前年度比18億8千7百万円・10.4%減の163億3百万円、臨時財政対策債が前年度比26億3千5百万円・12.9%増の229億9千4百万円、減税補填債等や減収補填債を合わせると449億7千万円となり、市債残高全体の78.6%を占めています。これらの償還に当たっては、国からの財政支援として、合併特例債では70%、減税補填債や臨時財政対策債では全額が、減収補填債では75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されるため、交付税算入見込額を除いた市債残高はピーク時でも、174億円程度と見込んでいます。

市債残高の推移を見ると、合併特例債は、新市建設計画が終了したことに伴い、平成23年度から減少に転じ、市債残高に占める割合も減少していきます。一方、臨時財政対策債は、現行制度上発行が可能な平成25年度まで、その残高は年々増加し、平成26年度には市債残高に占める割合が50%を超える見込みです。

(単位：百万円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
市債残高合計	40,074	44,045	47,096	48,558	50,906	50,155	50,633	52,435	56,444	57,243	57,412	56,842	52,763	
地方債 区分別	減税補填債等	8,942	8,822	8,857	8,662	8,324	7,634	6,914	6,164	5,390	4,605	3,812	3,009	2,197
	減収補填債							1,068	1,068	1,068		934	801	667
	臨時財政 対策債	2,508	6,231	8,934	10,969	12,795	14,174	15,267	17,151	20,359	22,994	25,604	28,371	26,858
	合併特例債	8,818	11,049	13,047	14,417	16,774	16,817	17,785	17,046	18,190	16,303	14,214	11,761	9,349
	普通債	19,807	17,943	16,259	14,511	13,014	11,531	10,666	11,006	11,438	12,273	12,848	12,900	13,692
参考	交付税算入 見込額	17,622	22,787	26,924	29,722	32,860	33,580	34,631	36,048	39,282	39,812	40,066	40,213	36,100
	交付税算入見込額 を除いた市債残高	22,452	21,258	20,173	18,836	18,046	16,576	16,002	16,386	17,162	17,431	17,346	16,629	16,663

平成14年度から平成23年度までは決算額、平成24年度は9月補正予算額、平成25年度以降は総合計画(実施計画)から推計しています。
交付税算入見込額は、各年度の合併特例債借入額の70%、臨時財政対策債借入額、減税補填債等借入額的全額、減収補填債借入額の75%のみを合計した推計値であり、各年度の実算入額とは異なります。

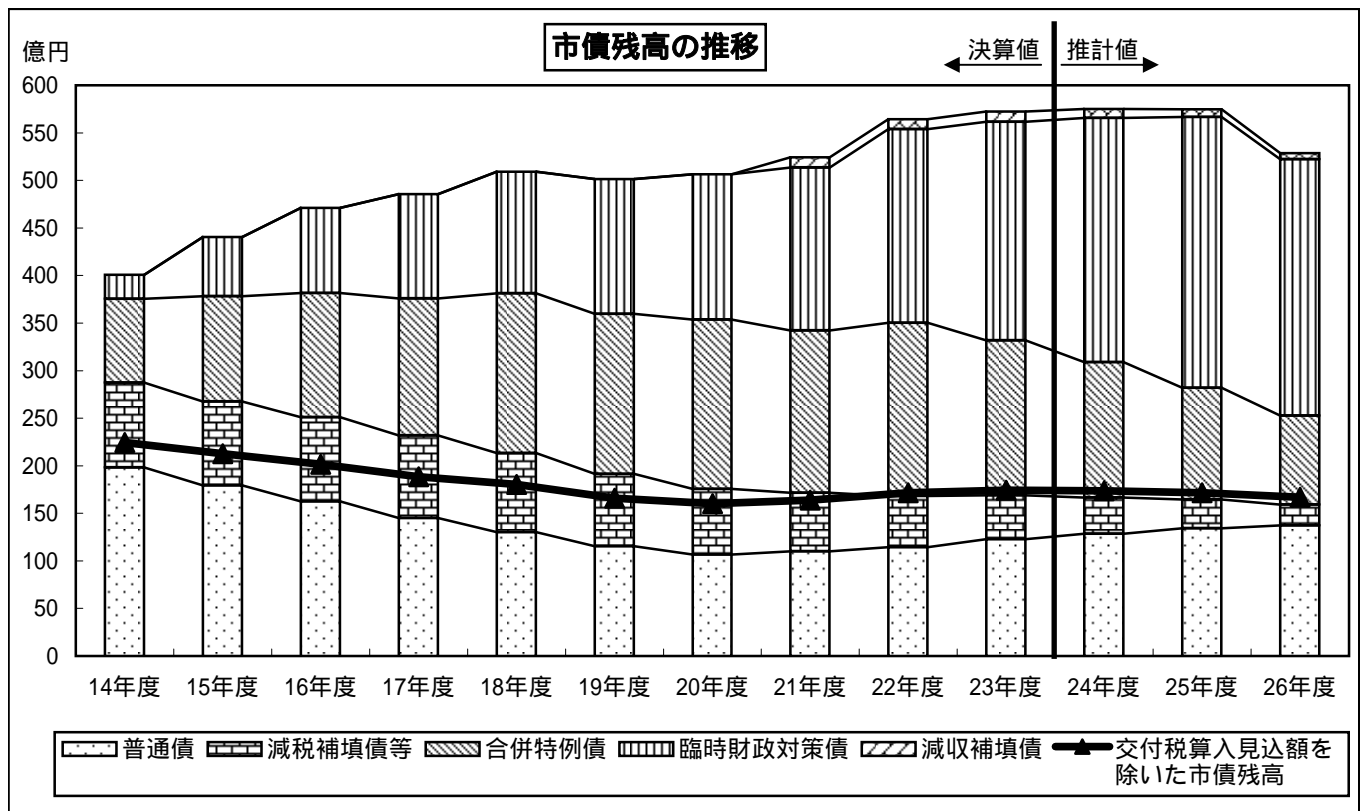
平成23年度における類似団体との比較

(単位：千円)

	西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民1人当たり 市債残高	294.3	208.6	235.9
交付税算入見込額を 除いた住民1人当たり 市債残高	89.6	125.0	135.2

類似団体と比較すると、住民1人当たり市債残高は、都内類似団体平均、全国類似団体平均を上回る数値を示していますが、交付税算入見込額を除いた住民1人当たり市債残高の推計値を見ると、都内類似団体平均、全国類似団体平均を下回ると見込んでいます。





～ちょっとブレイク～

市債って何に使っているの？

平成23年度に市債を利用した主な事業の事業費と借入額を紹介します。(事業費、借入額)

- 学校教育：ひばりが丘中学校焼却炉用煙突内のアスベスト撤去(3百万円、2.8百万円)
中学校給食設備の整備(959.6百万円、532百万円)
- 公園整備：下保谷森林公園の整備(22.3百万円、4.9百万円)
- 道路整備：武蔵関第5号踏切道の拡幅(62.5百万円、15.3百万円)
向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連の周辺道路整備(253.3百万円、93百万円)
都市計画道路3・4・11号線の整備(181.5百万円、95.8百万円)
都市計画道路3・4・15号線の整備(309百万円、238.8百万円)
都市計画道路3・4・21号線の整備(1,351.5百万円、441.6百万円)
- 駅前開発：保谷駅南口地区の再開発(525.5百万円、425百万円)
- 溢水対策：中町六丁目地内の雨水対策(58.6百万円、43.8百万円)
向台町六丁目地内の雨水対策(21.6百万円、19.2百万円)
住吉町一丁目・泉町二丁目地内の雨水対策(36.3百万円、25.1百万円)
都市計画道路3・2・6号線関連の雨水管整備(247百万円、185.2百万円)
都市計画道路3・4・11号線の雨水管整備(201.4百万円、95百万円)
- 防災対策：保育園の耐震補強(65百万円、26.5百万円)
消防ポンプ車の購入(17.7百万円、16.6百万円)
消防団詰所の整備(62.3百万円、55.5百万円)



下保谷森林公園



保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業

10 基金

財政調整基金の残高は40億円台を確保

基金は、一般家庭(家計)に例えると、収入減や病気など不測の事態に備えるためや、家や車などを購入するといった特定の目的のために積み立てている「貯金」に当たるものです。

平成23年度は、積立基金の基金残高は、前年度末から3億8千7百万円増の92億6千9百万円、定額運用基金の基金残高は、前年度同額の4億3千万円となり、基金全体では3億8千7百万円増の96億9千9百万円となりました。

そのうち主なものとして、財政調整基金の積立額は5億9千2百万円、取崩額は7億円となり、基金残高は1億8百万円減の40億5千5百万円となりました。また、まちづくり整備基金の積立額は15億2千3百万円、取崩額は7億4千3百万円となり、基金残高は7億8千万円増の34億5千3百万円となりました。

一方で、保谷駅南口市街地開発事業基金については、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業の完了に伴い、平成23年度で廃止しました。また、緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため、新たにみどり基金を創設しました。

各年度末現在高

(単位:百万円)

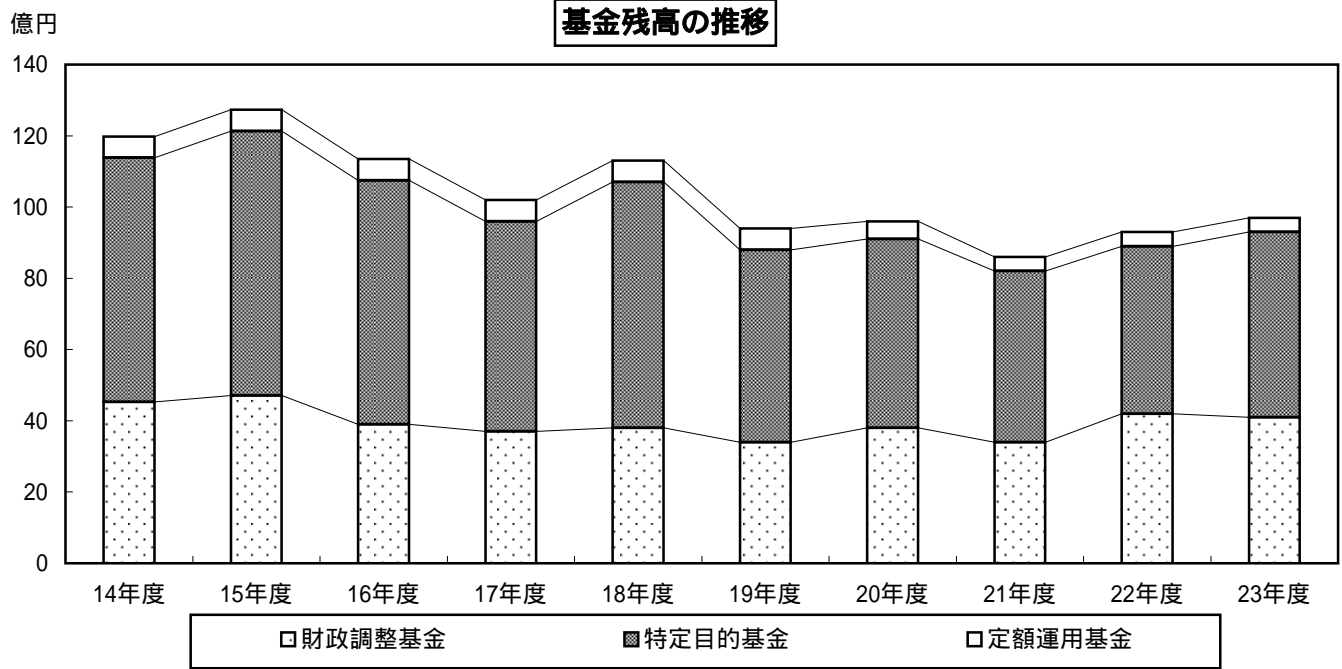
		14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	目 的 等		
積立基金	財政調整基金	4,527	4,711	3,884	3,686	3,843	3,409	3,794	3,387	4,163	4,055	年度間の財源調整を図り、財政の効率的執行と健全な運営に資するため		
	特定目的基金	まちづくり整備基金	3,119	3,656	3,337	2,891	4,000	3,294	3,014	3,048	2,673	3,453	公共施設の整備及び事業の推進を図るため	
		地域福祉基金	670	616	661	510	573	526	552	481	489	578	総合的な地域福祉の推進を図るため	
		振興基金	104	87	85	81	77	72	65	56	41	32	市民の連帯の強化及び地域振興を図るため	
		保谷駅南口市街地開発事業基金	762	762	762	513	264	160	419	109	551	0	保谷駅南口市街地開発事業に要する資金を確保するため(平成23年度に廃止)	
		職員退職手当基金	2,033	2,199	1,935	1,864	1,833	1,125	878	589	488	200	職員の退職手当の支払いに充てるため	
		みどり基金	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	481	緑の保護、育成、緑地の確保等の緑化事業の推進を図るため(平成23年度に創設)
		その他の基金	167	104	89	101	109	185	327	484	477	471	罹災救助基金、中小企業従業員退職金等共済基金、奨学金基金*、スポーツ振興基金*	
		小計	6,854	7,423	6,867	5,960	6,857	5,362	5,255	4,768	4,719	5,214		
	積立基金合計	11,382	12,134	10,751	9,646	10,700	8,771	9,049	8,155	8,882	9,269			
定額運用基金	618	618	618	612	612	613	514	430	430	430				
合計	12,000	12,752	11,369	10,258	11,312	9,384	9,563	8,585	9,312	9,699				

定額運用基金であった奨学金基金は平成20年4月1日より、スポーツ振興基金は平成21年4月1日より特定目的基金に移行

財政調整基金については、平成23年度の当初予算で12億3千3百万円、補正予算での追加を加えた最終予算額では、14億4千1百万円の取崩を計上しました。しかし、予算の適正な執行に努めた結果、7億4千1百万円の取崩を留保し、平成23年度決算で40億円台の基金残高を確保しました。

今後も、総合計画に基づく事業の実施に伴い、基金の多額な取崩しが予定されています。安定した市政運営を行うためには、引き続き財政調整基金残高の確保に充分注意を払っていかねばなりません。

基金残高の推移



平成23年度における、類似団体との比較

(単位: 千円、%)

		西東京市	都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
住民 1人 当 た り 残 高	財政調整基金	20.8	19.2	20.0
	特定目的基金	26.8	31.1	22.7
	定額運用基金	2.2	7.2	7.2
	合計	49.9	57.6	49.9
財政調整基金現在高比率		10.5	10.1	10.8

類似団体と比較すると、財政調整基金については、住民1人当たり財政調整基金残高は都内類似団体平均、全国類似団体平均を上回っています。一方で、特定目的基金については、新市建設計画事業等の進捗に伴いまちづくり整備基金や保谷駅南口市街地開発事業基金を、目的に合わせて取り崩してきたことなどから、住民1人当たり基金残高合計は都内類似団体平均を下回っていますが、全国類似団体平均を上回っています。

～ちょっとブレイク～

貯金はいくらあればいいの??

私たちの日々の暮らしにおいては、貯金が多ければ生活にも気持ちにもゆとりが生まれてきます。市財政においても、貯金にあたる「基金」の額が多いに越したことはないと思えますが、はたしてそうなのでしょうか?

基金は、安定的な市民サービスを行うために設けているため、貯蓄を増やすだけで、日々の市民サービスがおろそかになってはなりません。一定額の基金が確保されていれば、貯蓄に回さずに、行政サービスの充実を行い、市民に還元するべきという考え方もあります。

財政調整基金はどの自治体も設置している基金で、「西東京市地域経営戦略プラン2010」においては、財政調整基金現在高比率を10%程度で維持することを目標として設定しています。現段階においてはその目標値を達成しているものの、引き続き楽観視はできません。

一方、特定目的基金と定額運用基金は年度内に使える金額の考え方は異なるものの、共に使い道が定められている基金です。例えば、積立基金の「保谷駅南口市街地開発事業基金」は、保谷駅南口を開発するための基金で、これまで事業進捗に合わせて基金を活用してきましたが、平成23年度に再開発事業が完了したことに伴いその目的を達成したため、廃止となりました。このように、各自治体の政策によりその基金の目的を定めることができるので、自治体間でその多寡を比較しにくい性格を持ち合わせています。

つまり、全体的な基金残高の増減が即「財政状況が豊かである」あるいは「財政状況が苦しい」ことを意味するわけではありません。どのような理由で、どの基金が増減したのかについても、着目する必要があります。



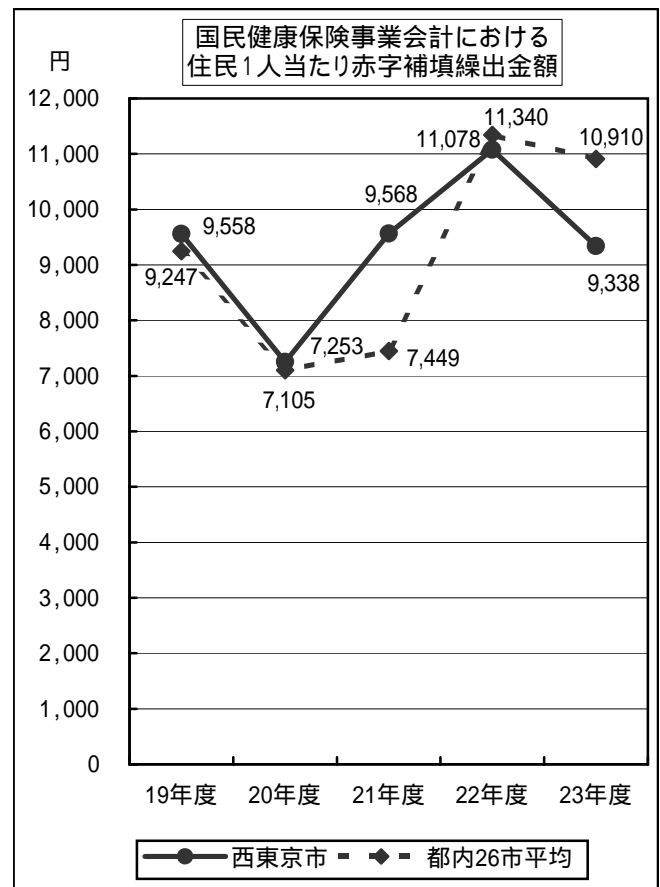
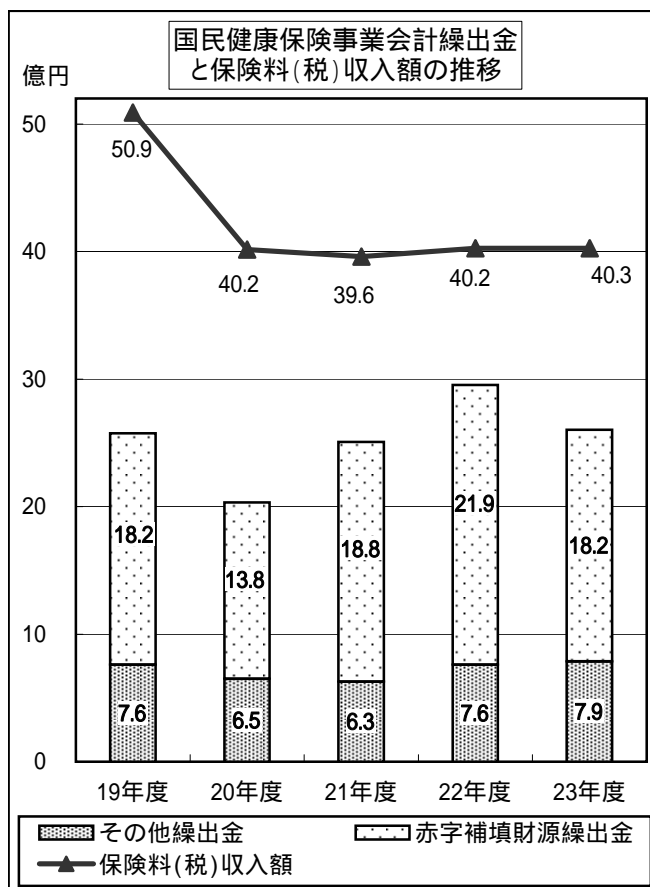
11 公営企業会計・公営事業会計への繰出金

市の財政を圧迫する多額な公営企業会計・公営事業会計への繰出金

公営企業会計・公営事業会計は、独立採算制の適用が可能な性格をもつ事業について、地方財政状況調査において普通会計から区分した想定上の会計区分です(特別会計の設定とよく似ていますが区分が若干異なります)。平成23年度において、公営企業は下水道事業や介護サービス事業など、公営事業は国民健康保険事業、介護保険事業など、合計で7事業が該当しました。

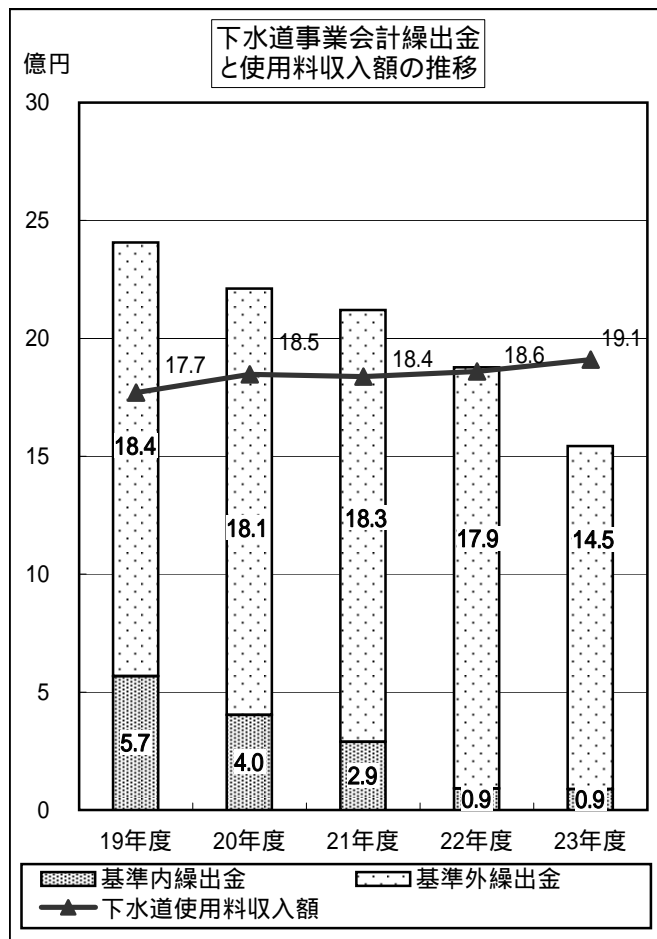
これらの各公営企業会計・公営事業会計内においては、本来独立採算制を適用して、利用者負担により収支均衡を図るべきですが、特に国民健康保険事業会計や下水道事業会計については、支出を収入で賄いきれず、普通会計から多額の繰出金を支出し、赤字補填を行っています。繰出金のうち、公共性が高く法令等により税負担をもって行うことが認められている経費について、定められた要件に従って補填するもの(例えば下水道事業では、雨水の処理など利用者負担になじまない経費)を基準内繰出金といい、それ以外の理由で補填するもの(赤字補填)を基準外繰出金といいます。

平成23年度における国民健康保険事業会計(公営事業会計)の住民1人当たりの赤字補填繰出金額は、前年度比1,740円・15.7%減の9,338円となり、平成22年度に引き続き都内26市平均10,910円を下回りましたが、引き続き適正化に努めていく必要があります。

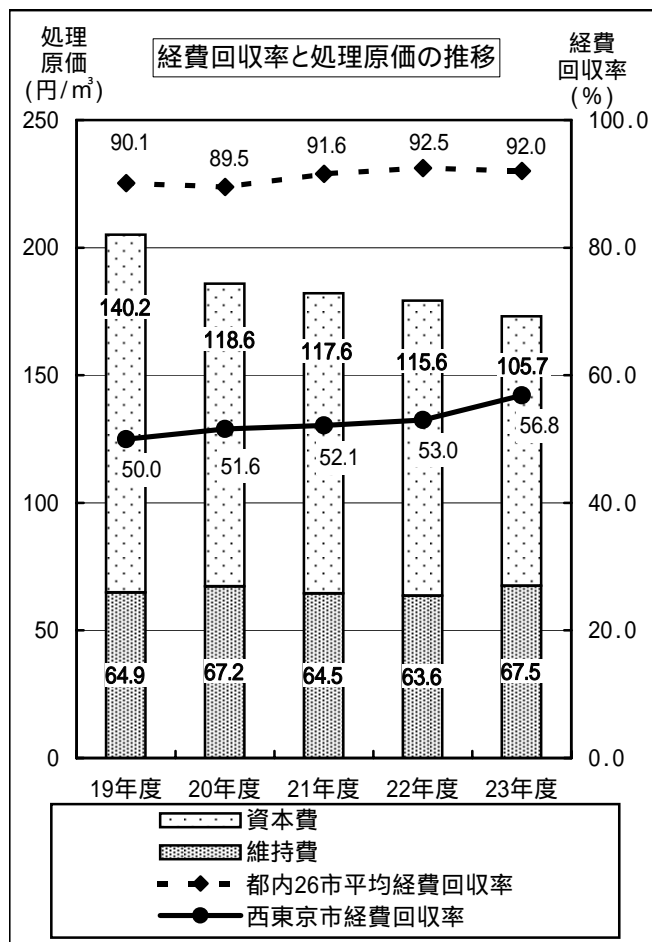


各数値は地方財政状況調査より作成しています。
平成20年度に国民健康保険関係の各数値が減少しているのは、後期高齢者医療制度の開始によるものです。

平成23年度における下水道事業会計(公営企業会計)は、平成23年10月1日から使用料改定を実施したことにより、使用料単価が前年度比3.4円・3.6%増の98.4円/m³、経費回収率は前年度比3.8ポイント増の56.8%となりましたが、処理原価のうち資本費(施設整備のために借入れた地方債に係る公債費など)が高く、使用料単価が都内26市中6番目に低い状況が続いているため、経費回収率は依然として都内26市中最低で、多額の普通会計からの繰出金が必要となっています。従って、下水道審議会の答申を踏まえ、引き続き定期的に変更の見直しを行い、中期的には都内26市平均程度を目指すこととしています。



各数値は公営企業決算統計より作成しています。



経費回収率: 汚水処理費100円当たりの使用料収入割合
 維持費: ポンプ場の運転経費等の維持管理経費や利子償還金など
 資本費: 施設整備費や元金償還金など

~ ちょっとブレイク ~

公債費負担軽減の取組をしました!

行政改革の努力をしている自治体だけに認められる公的資金補償金免除繰上償還()を利用して、過去に高金利で借入れた市債を、低金利債へ借換えるなどしました。

普通会計実績

平成19年度から平成23年度までを計画期間とする「財政健全化計画」を策定し、この計画を着実に実施したことで、利率6%以上の高金利の借入金7千2百万円について、平成20年度までの間に補償金の免除を受けて繰上償還を行うことが可能となった結果、利子負担が総額で3百万円軽減されました。

下水道事業会計

平成19年度から平成26年度までを計画期間とする「公営企業経営健全化計画(下水道事業)」を策定し、この計画を着実に実施したことで、利率5パーセント以上の高金利の借入金約91億3千4百万円について、平成22年度までの間に補償金の免除を受けて繰上償還を行うことが可能となった結果、利子負担が総額で19億4千3百万円軽減されました。

通常、繰上償還をする場合は利子相当額の補償金を支払う義務があります。

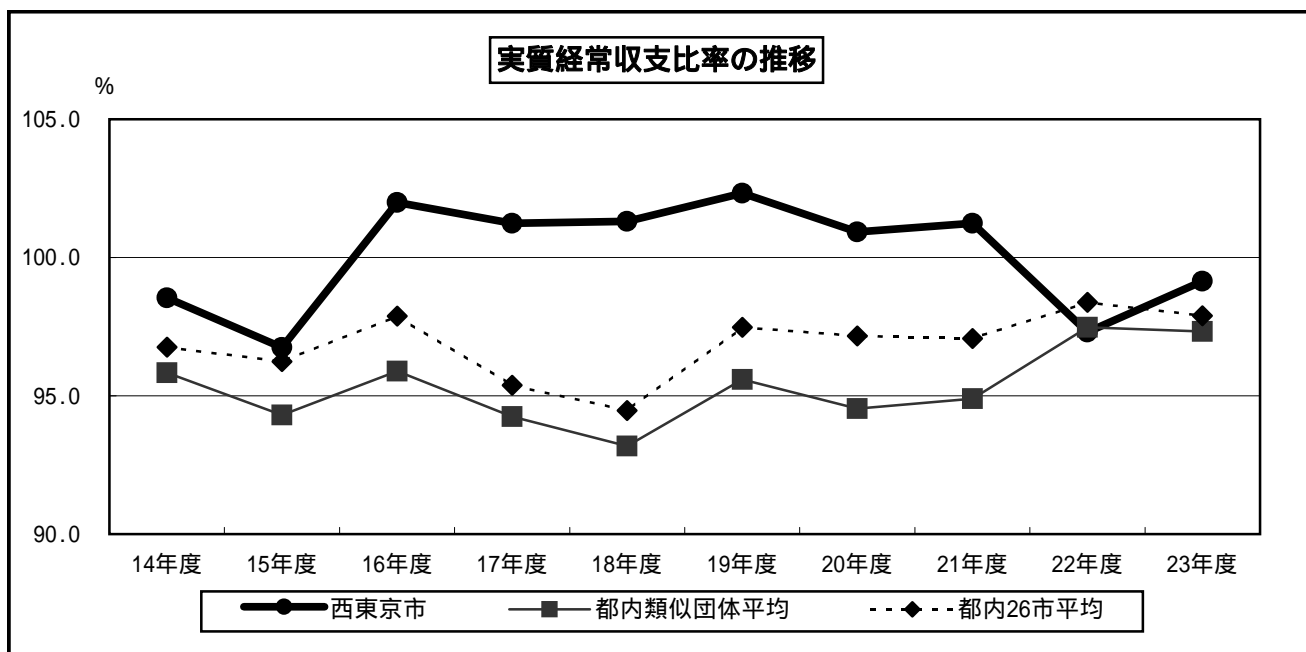


< 平成23年度決算にみる実質経常収支比率への影響 >

前述のとおり、国民健康保険事業会計、下水道事業会計に対しては、毎年度普通会計から多額の赤字補填が行われています。国民健康保険料・下水道使用料については近年見直しを行い、市民の皆様のご協力をいただいていたところですが、いまだに多額の赤字補填は継続しています。この経費については、維持管理経費の適正化はもちろんのこと、国民健康保険料、下水道使用料を適正な水準に改定するなどの事業の見直しを行わない限り、毎年度義務的・経常的に支出していかなければなりません。

これらの基準外繰出金(赤字補填額)を経常収支比率に加算して実質経常収支比率を算出したものが下表です。平成16年度以降、実質経常収支比率は、連続して100%を超過してきましたが、平成22年度には、普通交付税や臨時財政対策債が増加した影響で、100%を下回る97.3%となりました。平成23年度は、前年度比1.8ポイント増の99.1%となりましたが、下水道事業会計において使用料改定を実施した効果により、平成22年度に引き続き100%を下回る結果となりました。また、経常収支比率と実質経常収支比率の差は8.3ポイントとなり、平成22年度の10.1ポイントから1.8ポイント改善が図られました。しかし、その差は、都内類似団体平均、都内26市平均に比べ、依然として大きなものになっています。

このことから、国民健康保険事業会計、下水道事業会計への赤字補填が、西東京市の財政を圧迫していることが分かります。したがって、引き続き、国民健康保険料、下水道使用料の適正化、維持管理経費の効率化等、公営企業会計・公営事業会計の健全化に向けた更なる取り組みが不可欠です。



	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度
西東京市	98.5	96.7	102.0	101.2	101.3	102.3	100.9	101.2	97.3	99.1
都内類似 団体平均	95.8	94.3	95.9	94.2	93.2	95.6	94.5	94.9	97.5	97.3
(参考)都内 26市平均	96.8	96.2	97.9	95.4	94.5	97.5	97.2	97.1	98.4	97.9

都内類似団体平均値及び都内26市平均値は、各市から提出された数値等に基づき、本市が独自に試算したものです

12 他市・区(西東京市に隣接する団体)との比較

距離は近くても、財政面では意外に遠い隣接市・区

これまでの章では、西東京市と都内類似団体、全国類似団体と比較してきましたが、ここでは、日常生活の中で、西東京市の提供するサービスと比較する機会の多い、西東京市と隣接する市・区との比較を試みます。

西東京市と隣接している市・区は、武蔵野市、小金井市、小平市、東久留米市、新座市、練馬区の5市・1区です。それぞれの市・区の平成23年度の歳入決算額及び歳出決算額を、平成24年3月31日現在の住民基本台帳人口で割った、住民1人当たり決算額を算出し、比較してみます。

また、より視覚的に比較しやすいように、幾つかの項目については、西東京市の値を100とし、隣接する市・区との比較をレーダーチャートで表しました(P34、P36)。図の中の100の値を示す正六角形は西東京市を表し、各市・区の指数値が正六角形の枠の外側であれば、その市・区が、西東京市を上回っている(西東京市が下回っている)ことを、反対に数値が正六角形の枠の内側であれば西東京市を下回っている(西東京市が上回っている)ことを示します。

これまでの章で見てきた、都内類似団体との住民1人当たり決算額の比較では、内訳を見れば様々な相違点があるものの、西東京市の歳入決算額と歳出決算額は都内類似団体の中でほぼ平均的な規模であることが分かりました。

しかし、財政力が豊かと言われる武蔵野市を始めとする隣接する市・区と比較すると、隣接しているとはいえ財政面では相当の差があることが見てとれます。練馬区との比較では、都区財政調整制度などの特別地方公共団体である特別区と普通地方公共団体である市との制度上の違いの影響もできます。都・県境を経て接する新座市とは、例えば都・県支出金に着目すると、東京都と埼玉県の市町村に対する財政支援の違いも見えてきます。このことは、武蔵野市や、特別区である練馬区、都道府県レベルの行政区域の異なる新座市とも接するという地理的条件を持った西東京市において、単純に隣接しているということだけで近隣他市・区と施策の比較を行うことは難しいことを示唆しています。



< 平成23年度住民1人当たり歳入決算額 >

(単位：千円)

		西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区
自主財源	市(区)税	154.8	273.7	175.2	160.6	141.4	141.9	84.1
	個人市(区)民税	71.4	111.9	86.6	69.0	62.4	57.4	78.6
	法人市民税	8.7	20.4	6.7	7.3	5.2	8.1	-
	固定資産税	57.1	111.5	61.7	64.9	55.5	60.5	-
	都市計画税	12.3	17.7	15.2	13.9	12.3	8.6	-
	その他	5.3	12.1	4.9	5.4	6.0	7.3	5.5
	分担金及び負担金	1.6	1.6	3.8	1.1	1.8	4.1	1.0
	使用料及び手数料	5.0	12.3	9.1	5.6	3.7	4.9	7.0
	財産収入	1.4	5.4	0.9	2.1	0.4	0.4	0.6
	寄附金	0.0	1.3	0.5	0.0	0.5	0.2	0.1
	繰入金	15.6	13.5	21.3	11.7	2.6	13.4	5.8
	繰越金	7.8	19.7	10.3	3.8	9.7	8.9	3.2
	諸収入	4.7	4.6	3.0	2.7	4.6	3.0	4.6
	合計	190.9	332.0	224.0	187.6	164.8	176.7	106.5
依存財源	地方譲与税	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	1.7	1.6
	地方交付税	27.3	0.5	1.8	10.5	27.8	18.4	106.7
	国庫支出金	48.4	46.4	50.1	48.5	51.4	46.9	59.6
	都(県)支出金	37.1	36.1	43.1	40.1	48.5	16.8	20.8
	市(区)債	30.3	7.1	42.0	18.9	20.8	34.6	8.4
	その他	13.7	18.1	14.3	14.7	13.5	12.0	14.0
	合計	158.4	109.7	152.8	134.4	163.8	130.3	211.1
一般財源	市(区)税	154.8	273.7	175.2	160.6	141.4	141.9	84.1
	地方譲与税	1.6	1.5	1.6	1.6	1.8	1.7	1.6
	地方交付税	27.3	0.5	1.8	10.5	27.8	18.4	106.7
	繰入金	8.6	0.0	15.1	7.4	0.0	13.1	3.0
	繰越金	6.3	18.2	8.9	3.6	9.5	7.5	2.9
	市(区)債	18.4	0.0	7.8	11.8	16.0	15.5	0.0
	その他	18.7	27.5	21.8	17.7	17.3	16.3	18.7
	合計	235.7	321.3	232.2	213.3	213.9	214.3	217.0
特定財源	国庫支出金	46.6	45.7	47.2	48.3	50.5	46.5	59.6
	都(県)支出金	36.7	36.0	42.5	40.1	48.1	16.8	20.8
	繰入金	6.9	13.5	6.2	4.3	2.6	0.3	2.8
	市(区)債	11.9	7.1	34.2	7.1	4.8	19.1	8.4
	その他	11.5	18.1	14.7	8.9	8.7	10.0	9.0
	合計	113.6	120.3	144.7	108.6	114.7	92.7	100.5
歳入合計		349.3	441.7	376.9	321.9	328.6	307.0	317.5

練馬区において、-表示の税は、東京都の歳入のため対象外となります。また地方交付税は財政調整交付金に読み替えてください。

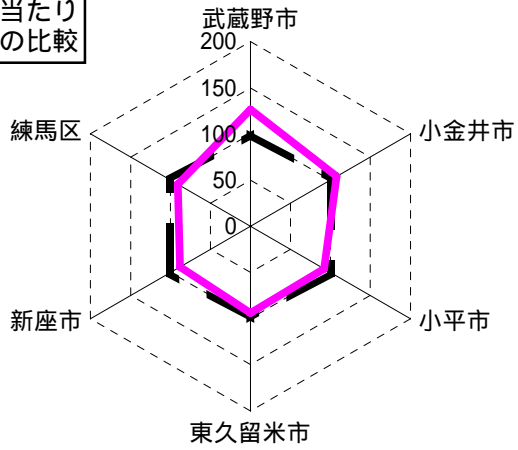
このページにおいて諸収入は、他区市との比較のため、全て自主財源としています。

住民1人当たり歳入合計は、武蔵野市が突出して高くなっています。同様に、市(区)税や個人市(区)民税、自主財源や一般財源についても、武蔵野市は突出しています。西東京市は、小平市とほぼ同水準で、小金井市より若干低く、東久留米市より若干高くなっています。また、地方交付税については都区財政調整制度の練馬区を除くと、東久留米市に次いで多くなっています。

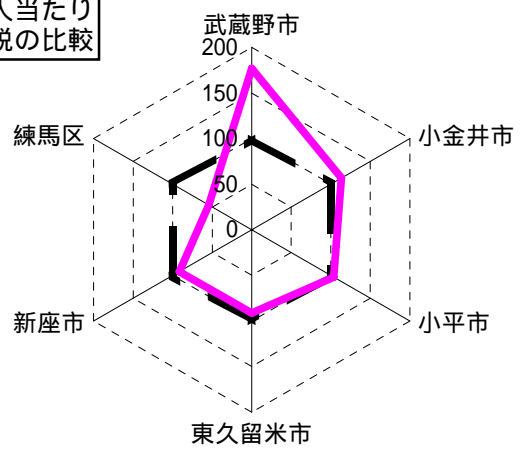
昨年度、最も多かった市(区)債は、小金井市、新座市についで3番目でした。

西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較

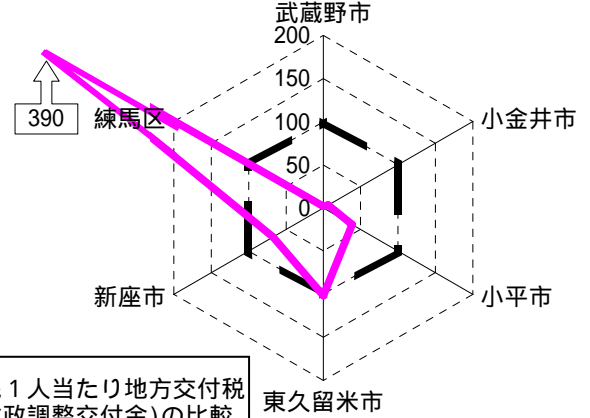
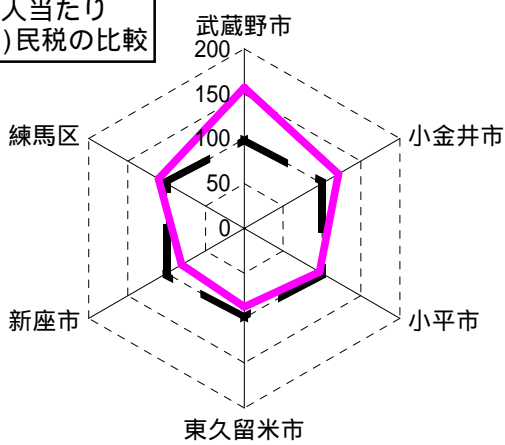
住民1人当たり
歳入合計の比較



住民1人当たり
市(区)税の比較

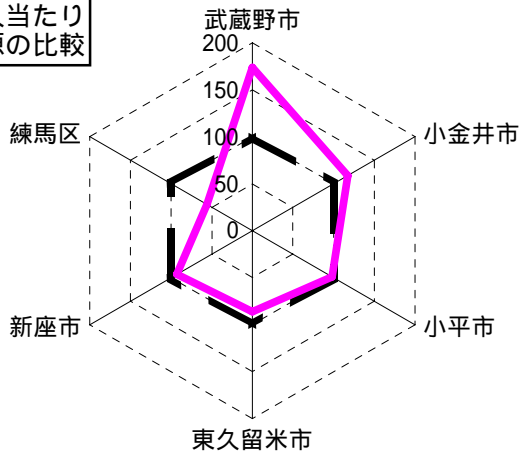


住民1人当たり
個人市(区)民税の比較

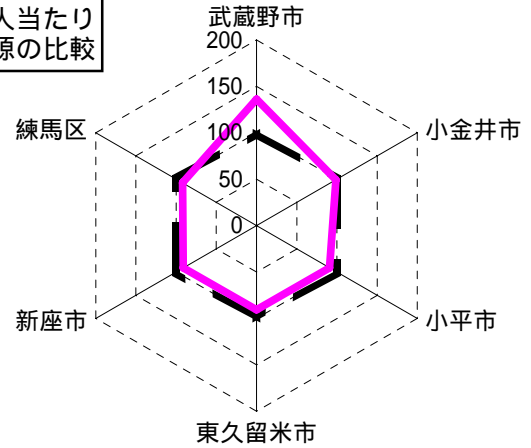


住民1人当たり地方交付税
(財政調整交付金)の比較

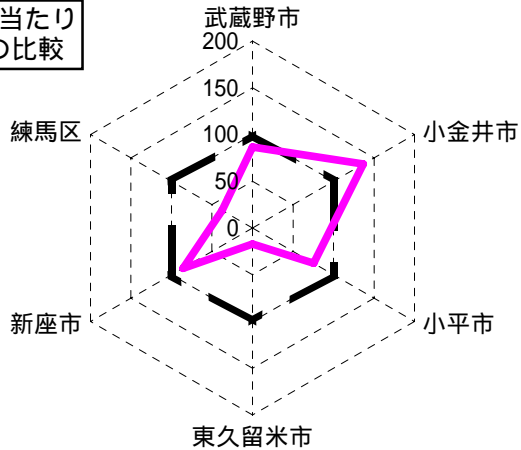
住民1人当たり
自主財源の比較



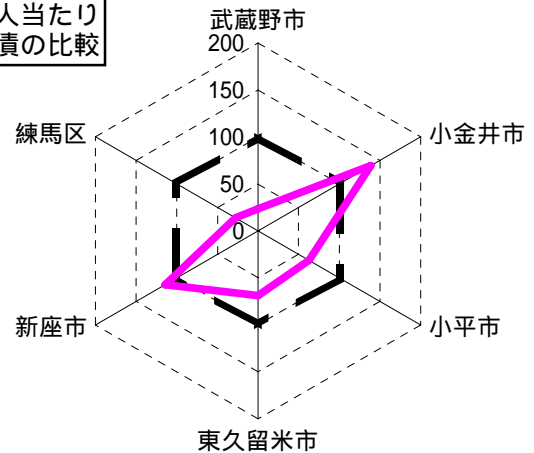
住民1人当たり
一般財源の比較



住民1人当たり
繰入金の比較



住民1人当たり
市(区)債の比較



< 平成23年度住民1人当たり歳出決算額 >

(単位：千円)

		西東京市	武蔵野市	小金井市	小平市	東久留米市	新座市	練馬区
目的別経費	総務費	38.5	74.0	80.5	35.9	32.2	45.6	24.8
	民生費	152.2	155.1	130.2	144.2	147.2	128.0	165.4
	衛生費	29.3	41.5	37.2	27.8	25.2	16.9	24.2
	土木費	36.5	46.1	37.6	24.7	32.0	35.8	35.2
	消防費	13.0	15.1	14.1	13.0	14.7	9.4	0.9
	教育費	35.4	56.8	30.2	34.6	36.1	29.1	35.9
	公債費	30.3	18.6	24.7	24.6	26.8	25.5	16.3
	その他	7.6	11.2	10.9	7.0	7.4	6.4	7.9
性質別経費	義務的経費	168.8	170.3	157.2	159.0	167.5	151.3	177.8
	人件費	56.1	68.4	61.9	50.6	51.9	45.5	63.0
	うち職員給	34.0	40.0	37.3	30.3	32.6	28.5	42.8
	扶助費	82.4	83.3	70.6	83.8	88.7	80.2	98.5
	公債費	30.3	18.6	24.7	24.6	26.8	25.5	16.3
	投資的経費	30.1	44.4	74.8	21.4	23.7	32.1	32.9
	普通建設事業費	29.5	43.1	74.8	21.2	23.7	32.1	32.9
	災害復旧費	0.6	1.3	0.0	0.2	0.0	0.0	0.0
	その他の経費	143.9	203.9	133.4	131.4	130.5	113.3	99.9
	物件費	52.4	96.0	53.3	47.3	49.0	31.3	45.5
	補助費等	33.7	40.1	35.8	37.9	36.7	28.2	17.3
	繰出金	42.4	33.9	31.2	39.2	37.2	34.5	29.8
	その他	15.4	33.9	13.1	7.0	7.6	19.3	7.3
	歳出合計	342.7	418.5	365.4	311.8	321.6	296.7	310.6

練馬区においては、目的別の公債費に公債諸費(借入事務費等)を含んでいるため、性質別の公債費とは額が合致しないことがあります。

住民1人当たり歳出合計は武蔵野市が突出しており、西東京市は小金井市・小平市・東久留米市とほぼ同水準となっています。ただし、特別区では、下水道事業(土木費)や消防事業(消防費)などの一部の事務については東京都が事業を実施するため、練馬区の実質的な住民1人当たり歳出額はここに掲載した額よりも多くなります。

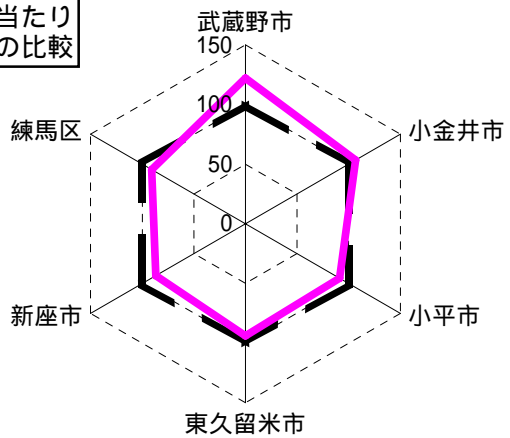
各内訳経費における住民1人当たり決算額を見ると、西東京市は、公債費と繰出金が他の近隣他市・区で高い水準になっています。また、人件費と物件費は、歳出合計と同様で、武蔵野市が突出し、西東京市は小金井市・小平市・東久留米市と同水準でした。

なお、扶助費は、練馬区が若干高く、小金井市が若干低いものの、他の近隣他市においては、ほぼ同水準となっています。

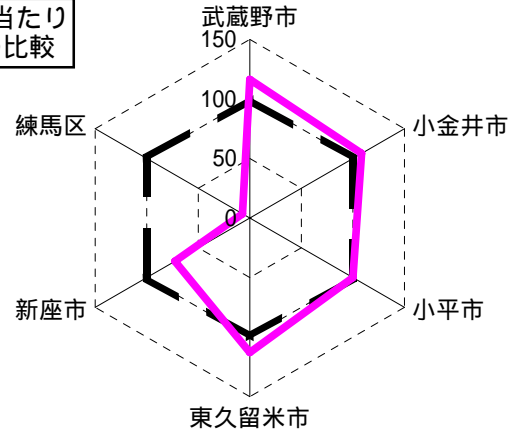


西東京市を100とした場合の、隣接市・区との比較

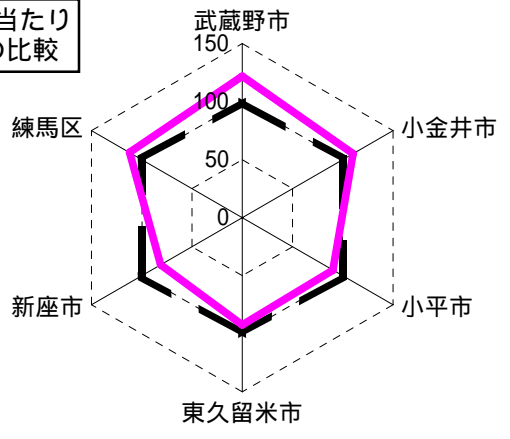
住民1人当たり
歳出合計の比較



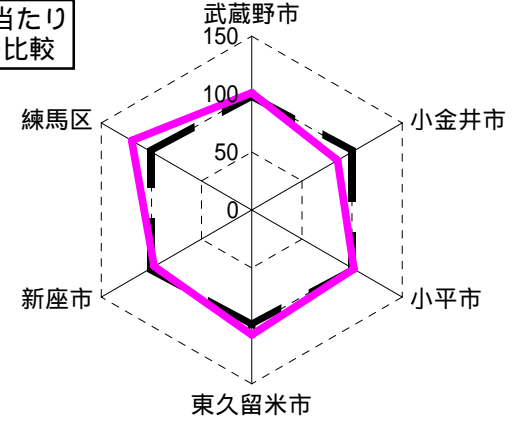
住民1人当たり
消防費の比較



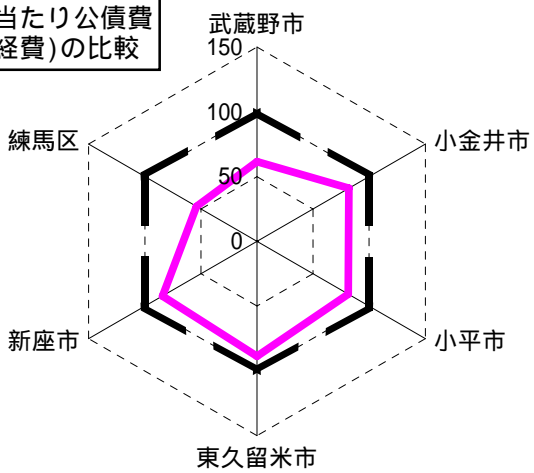
住民1人当たり
人件費の比較



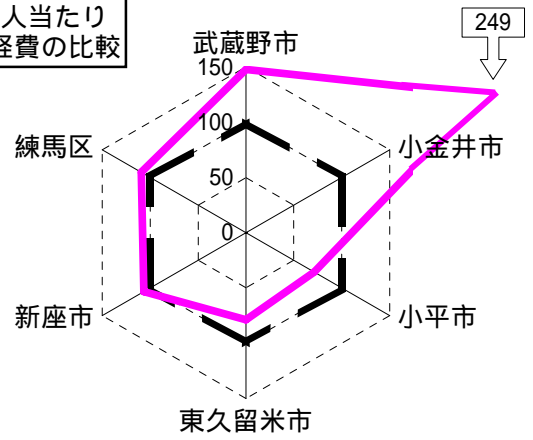
住民1人当たり
扶助費の比較



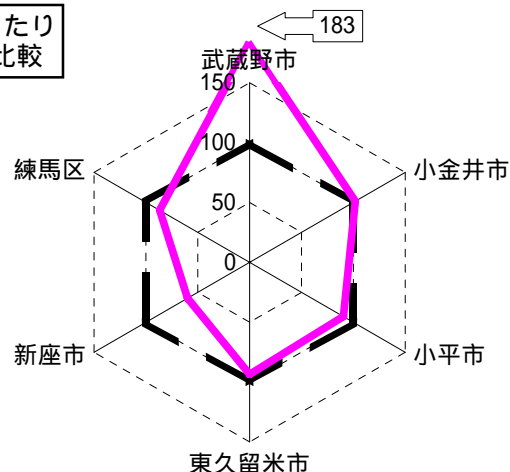
住民1人当たり公債費
(性質別経費)の比較



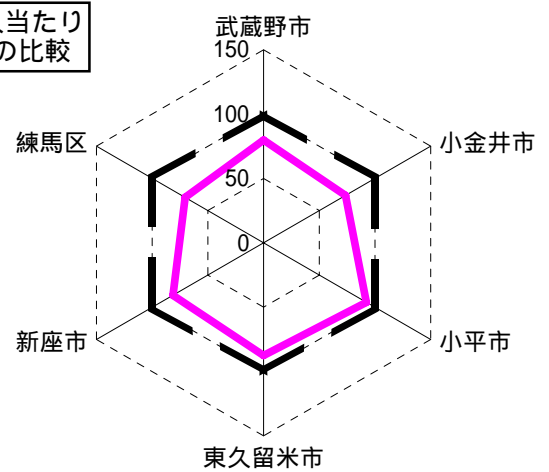
住民1人当たり
投資的経費の比較



住民1人当たり
物件費の比較



住民1人当たり
繰出金の比較



13 行財政改革の取組

地域経営戦略プラン2010に基づき、自立した行財政基盤の確立を目指します

【今後の財政見通し】

これまで西東京市は、人件費の抑制をはじめとする歳出経費の削減、国や都の補助金・交付金や合併特例債、地方交付税の特例措置といった歳入面での財政支援など、合併に伴う財政効果を活用しながら、行財政運営を行ってきました。しかし、時限的な財政支援はほぼ終了し、平成23年度からは地方交付税(普通交付税)の特例措置のみとなり、その普通交付税の合併算定替措置についても、平成23年度から段階的に縮減され、平成28年度以降は通常取り扱いとなります。

また、平成23年度の個人市民税については、平成21年度の百年に一度とも言われる厳しい経済状況の影響を未だ引きずった状態となっており、財源の確保が厳しい状況となりました。

歳出面では、年々増加する扶助費、公債費などの義務的経費が市財政の硬直化の一因になっており、特に公債費についてはピークと見込まれる平成26年度に約70億円まで増加する見込みです。この他にも、合併特例債の活用により整備を進めてきた各種公共施設の維持管理経費や、市全域のバランスを考慮した公共施設の適正配置・有効活用の課題、また、地域主権改革などの新たな行政需要へ対応といった課題も残っています。

市の財政状況については、今後も更に厳しい状況が続くものと思われ、行財政改革への一層の取組が求められています。

【地域経営戦略プラン2010における重点課題】

西東京市では、平成22年3月に「第3次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン2010)」を策定し、重点課題として「施策評価制度の効果的運用」、「公共施設の適正配置・有効活用」、「人件費の抑制」、「特別会計の健全化」、「徴収体制強化の検討」、「事務委託化等の推進」を位置づけ、行財政改革に取り組んでいるところです。

特に、合併以来の最大の積み残し課題である公共施設の適正配置・有効活用については、「公共施設の適正配置等に関する基本計画」を平成23年11月に策定し、改修や更新需要への対応、量的・質的な適性化、維持管理コストの適正化などの視点に基づき、施設分野ごとの取組とあわせ、横断的な課題や中長期的な課題についても取り組んでいきます。また、公共施設の統廃合などによる余剰地の売却や有効活用を積極的に図ることで、今後想定される施設の改修、更新などの需要への対応や新たな課題への対応が可能になると考えています。

平成24年度には、「第3次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン2010)」についてこれまでの取組の成果などを踏まえ、中間見直しを行うこととしています。さらに、平成26年度からの次期総合計画をはじめ各分野の個別計画の策定に取り組んでいるところであり、これらの計画の実効性を高めるためにも、行財政改革大綱と次期計画との整合を図り、更なる行財政改革の取組に努める必要があると考えています。

財政の健全化を図るためには、積極的に行財政改革を進めることで、国や都からの財政支援などに頼ることのない自立した行財政基盤を確立し、住民福祉の向上とまちづくりの推進に必要な財源を自ら確保できる自治体になれるよう、今後一層努めていきたいと考えています。

～ちょっとブレイク～

地域経営戦略プラン2010で掲げている評価指標とは？

財政の健全化を図る上では、同一の視点から経年変化を把握することが必要です。このことから、財政構造の弾力性や健全性、中長期的な財政運営の安定性などを損益状況や財政状況の両面から総合的・継続的に判断するために、第3次行財政改革大綱(地域経営戦略プラン2010)では、5つの財政指標を評価指標として設定しています。

以下に、評価指標の種類、その目標設定と考え方を紹介します。

経常収支比率

【考え方】平成24年度には都内類似団体の平均水準、平成26年度には都内類似団体の最優良水準を目指す。

(単位：%)

平成23年度決算	経常収支比率	うち人件費・物件費の 経常収支比率
西東京市	90.8	44.3
都内類似団体平均値	89.7	42.0
都内類似団体最優良値	85.9	36.8

実質経常収支比率

【考え方】平成24年度には基金を取り崩す必要のない水準(100%以下)、平成26年度には都内類似団体の平均水準を目指す。

(単位：%)

平成23年度決算	実質経常収支比率
西東京市	99.1
都内類似団体平均値	97.3
都内類似団体最優良値	92.5

基礎的財政収支

【考え方】新たな債務の拡大を防ぐため、毎年度の基礎的財政収支の黒字を継続することを目指す。

(単位：百万円)

平成23年度決算	3,611
----------	-------

市債現在高倍率

【考え方】過度の将来負担を防ぐため、平成26年度までに、市債現在高倍率が100%を超えない水準にすることを目指す。

(単位：%)

平成23年度決算	97.6
----------	------

財政調整基金現在高比率

【考え方】不測の事態に弾力的に対応できるよう、平成26年度までに、標準財政規模の10%程度の財政調整基金を確保することを目指す。

(単位：%)

平成23年度決算	10.5
----------	------

上記のとおり、平成23年度決算において目標に届いた指標もありますが、まだ及ばない指標もあります。評価指標については、その年度のみ達成すれば良いというものではなく、毎年度継続的に達成水準を維持していくことを目指しています。

なお、評価指標については、平成24年度の第3次行財政改革大綱の見直しにおいて、指標の設定と目標値の見直しを行うこととしています。

基礎的財政収支及び市債現在高倍率については、臨時財政対策債を実質的な地方交付税として計算から除きます。



財政健全化法

今年も早期健全化基準・経営健全化基準を下回る

財政健全化法とは

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」、いわゆる「財政健全化法」は、一年間の収支や将来負担に関する財政指標(下記 から の健全化判断比率・ 資金不足比率)を算定し、監査委員の審査を議会に報告し、市民の皆様公表することを義務づけています。そして、それらの比率が国の定める早期健全化基準を超える場合は財政健全化計画を、財政再生基準を超える場合は財政再生計画を、経営健全化基準を超える場合は経営健全化計画を策定し、財政の健全化に向けた取組を行うこととなります。

実質赤字比率

一般会計等において、歳入から歳出や翌年度に繰り越す財源などを差し引いた額が赤字の場合、その赤字額(実質赤字)の標準財政規模に対する割合です。

連結実質赤字比率

特別会計を含めた全ての会計を対象とした実質赤字(又は資金不足額)の標準財政規模に対する割合です。

実質公債費比率

一般会計等が負担する元利償還金など(借入金返済のための元金と利子や一部事務組合への負担金のうち、一部事務組合の借入金返済に充てたと認められるものなど)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

将来負担比率

いわゆるストックの指標として、一般会計等が将来、負担すべき実質的な負債(借入金の残高、一部事務組合等の借入金返済に充てる負担等見込額、職員退職手当支給予定額など)の標準財政規模を基本とした額に対する割合です。

資金不足比率

公営企業会計において、資金不足額がある場合、その不足額の公営企業の事業規模に対する割合です。(西東京市では下水道事業特別会計のみ該当)

から の指標のうちいずれかが早期健全化基準または財政再生基準以上の場合は、財政再建に向けた取組を行わなければなりません。例えて言うならば、早期健全化基準は黄信号、財政再生基準は赤信号です。財政健全化法では、全国一律の基準で自動的に黄信号・赤信号に振り分けられることと、赤信号に至る手前に黄信号を設けることで、早期に財政の健全化が図られることが特徴です。ただし、 将来負担比率と、公営企業に係る指標である 資金不足比率については、黄信号の経営健全化基準のみが設けられています。

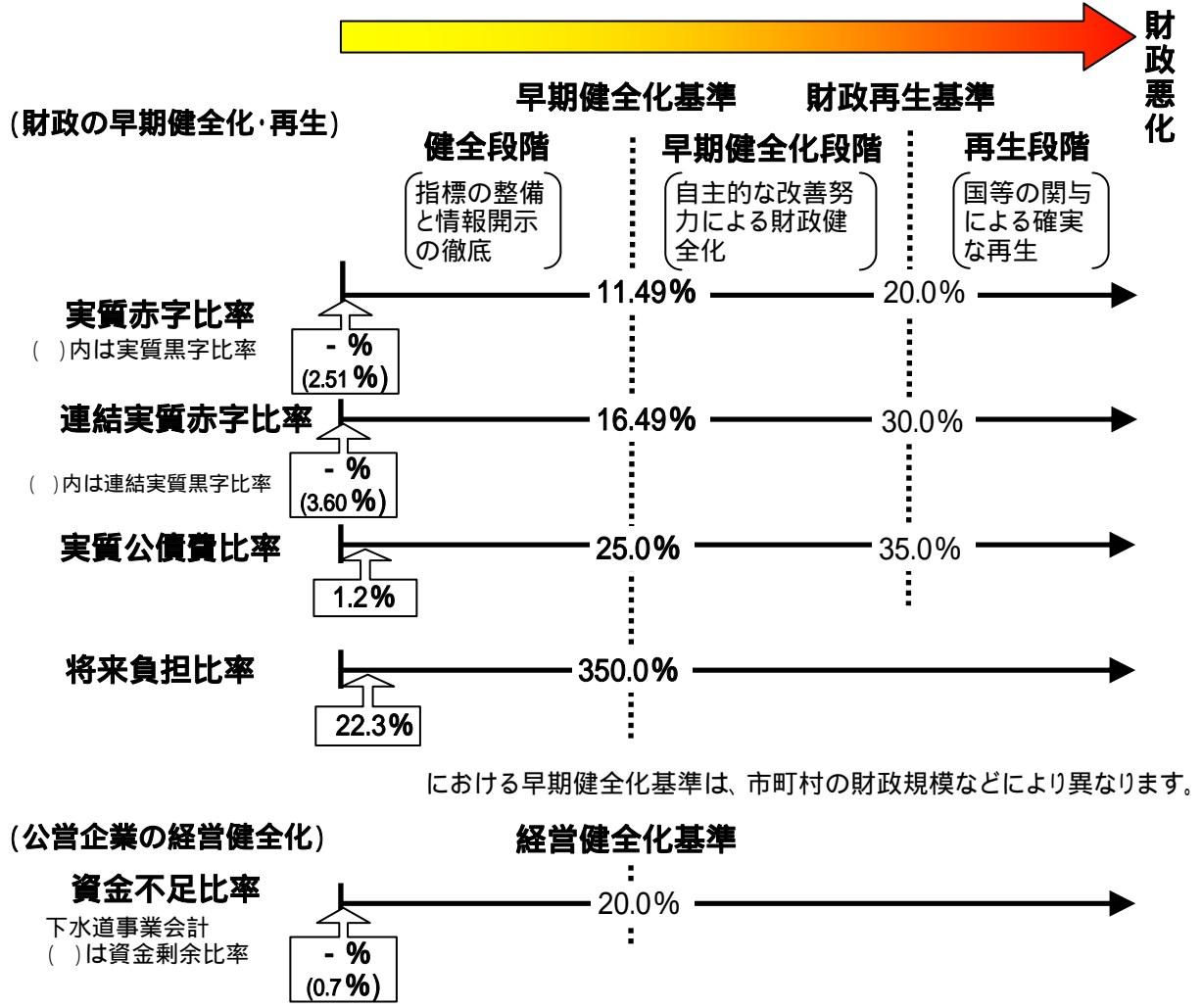
平成23年度決算におけるこれらの比率の対象を図示すると以下のとおりです。

西 東 京 市			一部事務組合 広域連合	地方三公社 第三セクター
一般会計等	公営事業会計	公営企業会計		
一般会計	国民健康保険 特別会計	下水道事業特別会計	柳泉園組合	西東京市土地開発 公社
中小企業従業員 退職金等共済事業 特別会計	駐車場事業特別会計		東京たま広域 資源循環組合	
保谷駅南口地区 第一種市街地再開発 事業特別会計	介護保険特別会計		東京市町村総合事務 組合	
	後期高齢者医療 特別会計		多摩六都科学館組合	
			昭和病院組合	
			東京都後期高齢者 医療広域連合	
実質赤字比率				
連結実質赤字比率				
実質公債費比率				
将来負担比率				
資金不足比率				

なお、将来負担比率の算定においては、当該第三セクターに対して損失補償等をしていることが対象要件となっていることから、本市が出資する第三セクターは全て対象外となっています。

平成23年度決算数値による西東京市の健全化判断比率、資金不足比率の算定結果は次ページのとおりです。

平成23年度決算数値による健全化判断比率等



上記のとおり、平成23年度決算数値による健全化判断比率等は黄信号である早期健全化基準と比較しても良好な数値と言えるものでした。しかしながら、これらの指標はあくまでも国が各地方公共団体に対し、財政の健全化を義務づけるか否かの基準であり、この数値が良好であることが、財政の安定性を表しているわけではないことに留意する必要があります。したがって、今回の算定結果については、西東京市は財政破綻していない程度の感想にとどめ、総体としての行政サービス水準の継続可能性を検討していくためには、従来に引き続き経常収支比率等の指標やこの財政白書で取り上げている各項目の問題意識をさらに掘り下げ、その動向を注視しながら、行財政改革などの不断の努力を続けていく必要があります。

健全化判断比率等の推移

(単位: %)

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	23年度	
						都内類似 団体平均	全国類似 団体平均
実質赤字比率	- (3.39)	- (3.24)	- (2.79)	- (3.10)	- (2.51)	- (4.64)	- (5.10)
連結実質赤字比率	- (5.26)	- (5.29)	- (3.56)	- (4.26)	- (3.60)	- (7.40)	- (13.51)
実質公債費比率	4.1	3.7	2.9	2.2	1.2	2.3	5.0
将来負担比率	35.4	29.3	32.4	25.4	22.3	7.6	30.8
資金不足比率	-	-	-	-	-	-	-
下水道事業会計	(1.2)	(0.0)	(0.7)	(2.6)	(0.7)	(3.0)	(8.6)

各比率の()内数値は、数値がない場合の実質黒字比率、連結実質黒字比率、資金剰余比率です。



債務償還可能年限

西東京市は、その負債を何年間で返済可能なのでしょうか。その答えの一つとして、関西学院大学教授の小西砂千夫氏が提唱した債務償還可能年限という考え方をを用いて試算してみましょ。氏によると、債務償還可能年限が実際の地方債の償還年限を下回ってれば中長期的な持続可能性が認められる一方で、実際の地方債の償還年限を上回ると資金繰りができなくなる可能性があるというものです。

では、平成23年度西東京市決算に当てはめて試算してみましょう。この試算では健全化判断比率の一つである将来負担比率(P39「財政健全化法」を参照)の計算式の標準財政規模の項を經常一般財源から元本償還分を除く經常一般財源充当経費を除いたものに置き換えて計算します。

		(単位：千円)				
純負債	将来負担額 78,155,030	-	充当可能財源等 70,706,492			債務償還 可能年限
	39,207,702	-	(35,602,548 - 5,089,354)	-	5,296,117	=
償還財源	經常一般財源 (臨時財政対 策債を含む)	-	經常一般財源 充当経費	-	經常一般財源 算入公債費等 の額	2.19 年

平成23年度末に残高のある市債の元金償還年数の平均10.61年(全会計・加重平均)

債務償還可能年限 2.19年 < 元金償還年数の平均10.61年 = 償還可能

この試算から債務償還可能年限が市債の償還年限を下回っており、中長期的な継続可能性が担保されていると判断できました。

参考：「変貌する地方財政制度のポイントを見抜く第7回公会計と自治体の財政分析(上)
建設公債主義では現金主義会計で財政運営ができる」地方財務2008年9月号(ぎょうせい)

~ちょっとブレイク~

債務負担行為ってなに???

予算は単一年度で完結するのが原則(会計年度独立の原則)ですが、例外として将来にわたる支払義務に対応するため、あらかじめ後年度の債務を約束することを債務負担行為といい、予算の一部として定めなければならないこととされています。西東京市普通会計における債務負担行為の平成24年度以降の支出予定額は平成23年度末で55億7千6百万円あります。決して少ないとは言えない金額ですが、いったいその中身は何なのでしょう？

例えば、コピー機やパソコンなどの事務機器のリース料。このような複数年度にわたる長期の契約をする場合には、債務負担行為という予算上の手続きを踏むことになっています。また民間活力を生かした行政運営の一手法である、指定管理者制度。この指定管理者との複数年契約にも債務負担行為が必要です。また、システムの開発や、工事契約、土地開発公社へ購入を依頼した土地を事業実施の時期に合わせて買い戻すことについても、複数年度に渡った契約を行う場合は債務負担行為を行っています。



【參考資料】

平成 2 3 年 度		団体コード	132292		市 町 村 類 型	- 3			
決算状況(暫定)		団体名	西東京市		23年度交付税種地区分	- 10			
人 口		指定団体等の状況		事務の共同処理の状況		指 数 等			
国調	22年	196,511 人	過疎山村離島不交付 既成市街地 近郊整備 首都 広域行政圏	<ごみ・し尿処理> 東京たま広域資源循環組合 柳泉園組合 <その他> 東京市町村総合事務組合 多摩六都科学館組合 昭和病院組合 東京都後期高齢者医療広域連合	基準財政需要額	26,698,005千円			
	増減率(22年/17年)	3.6 %			基準財政収入額	23,198,184千円			
住民基本台帳	24.3.31	194,533 人	面積		15.85 km ²		標準財政規模	38,664,183千円	
	対前年度増減率	0.1 %				うち臨時財政対策債発行可能額	3,572,534千円		
(参考)65才以上人口		41,067 人				財政力指数	0.902 単年度(0.869)		
決算収支の状況(千円)		平成23年度	平成22年度			実質収支比率	2.5 %		
1. 歳入総額 A		67,944,427	68,044,495			公債費負担比率	12.8 %		
2. 歳出総額 B		66,673,598	66,533,799			経常収支比率	90.8 %		
3. 歳入歳出差引額 C (A-B)		1,270,829	1,510,696			地方債現在高 A (特定資金公共投資事業債除く)	57,243,386千円		
4. 翌年度へ繰り越すべき財源 D		299,415	362,728			債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	5,575,628千円		
5. 実質収支 E (C-D)		971,414	1,147,968		積立金現在高 C (うち財政調整基金)	9,268,913千円 (4,054,556)			
6. 単年度収支 F		176,554	134,127		将来にわたる財政負担 A + B - C	53,550,101千円			
7. 積立金 G		591,985	1,275,345		積立基金取崩額	2,335,150千円			
8. 繰上償還額 H		0	0		収益事業収入	0千円			
9. 積立金取崩額 I		700,000	500,000		健全化判断比率				
10. 実質単年度収支 (F+G+H-I) J		284,569	909,472		実質赤字比率	- (11.49) %			
					連結実質赤字比率	- (16.49) %			
					実質公債費比率	1.2 (25.0) %			
					将来負担比率	22.3 (350.0) %			

一 般 職 員 (24.4.1 現在)					特 別 職 等 (24.4.1 現在)			
区 分	職 員 数 人 A	4月分給料支払総額 B 千円	1人当り支給月額 B/A 円	区 分	改定実施年月日	1 人 当 り 平 均 給 料 (報 酬) 月 額 円		
一 般 職 員	964	313,746	325,463	市 町 村 長	22.4.1	840,000		
うち技能労務職	115	39,326	341,965	副 市 町 村 長	22.4.1	898,000		
教 育 公 務 員	2	848	424,000	収 入 役				
消 防 職 員	0	0	0	教 育 長	22.4.1	797,000		
臨 時 職 員	0	0	0	議 長	22.4.1	642,000		
合 計	966	314,594	325,667	副 議 長	22.4.1	574,000		
公 営 事 業 の 状 況	事 業 名	法 適 用	実 質 収 支 額 千円	普 通 会 計 か ら の 繰 入 金 千円	職 員 数 人	議 員 定 数 (28 人)		
	国民健康保険 (事業勘定)		330,010	2,601,837	20	加 入 世 帯 数	33,036世帯	
	介護保険 (保険事業勘定)		25,883	1,736,056	24	被 保 険 者 数	53,659 人	
	後期高齢者医療		44,883	322,556	6	1 世 帯 当 り 保 険 税 調 定 額	127,206 円	
	下水道事業	無	14,766	1,543,000	11	被 保 険 者 1 人 当 り 保 険 税 調 定 額	78,316 円	
	駐車場事業	無	6,708	0	0	被 保 険 者 1 人 当 り 費 用	339,251 円	
	介護サービス事業 (その他の企業)	無	0	105,745	1	保 険 税 (料)	4,025,642千円	
	再開発事業 (住宅用地造成事業)	無	0	556,096	0	保 険 給 付 費	12,273,286千円	
					後 期 高 齢 者 支 援 金 等	2,426,503千円		
					前 期 高 齢 者 納 付 金 等	7,186千円		
					介 護 給 付 費 納 付 金	1,025,993千円		

()書きは、早期健全化基準である。

歳 入					性 質 別 歳 出					
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	経 常 一 般 財 源 等 千円	構成比 %	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円	経 常 経 費 充 当 一 財 等 千円	経 常 収 支 比 率 %
地 方 税	30,107,679	44.3	27,716,646	77.8	人 件 費	10,918,520	16.4	10,459,954	10,090,380	25.7
地 方 譲 与 税	302,391	0.5	302,391	0.8	うち職員給	6,622,093	9.9	6,282,843	6,274,776	16.0
利 子 割 交 付 金	202,843	0.3	202,843	0.6	扶 助 費	16,034,572	24.0	4,000,678	3,995,817	10.2
配 当 割 交 付 金	90,341	0.1	90,341	0.2	公 債 費	5,885,050	8.8	5,885,050	5,885,050	15.0
株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	20,075	0.0	20,075	0.1	元 利 償 還 金	5,884,738	8.8	5,884,738	5,884,738	15.0
地 方 消 費 税 交 付 金	1,813,923	2.7	1,813,923	5.1	一 時 借 入 金 利 子	312	0.0	312	312	0.0
ゴ ル フ 場 場 利 用 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	小 計	32,838,142	49.2	20,345,682	19,971,247	50.9
特 別 地 方 消 費 税 交 付 金	0	0.0	0	0.0	物 件 費	10,190,437	15.3	8,330,091	7,286,664	18.6
自 動 車 取 得 税 交 付 金	150,935	0.2	150,935	0.4	維 持 補 修 費	267,535	0.4	263,837	263,117	0.7
地 方 特 例 交 付 金	362,958	0.5	362,958	1.0	補 助 費 等	6,546,157	9.8	4,864,907	4,455,556	11.4
地 方 交 付 税	5,320,294	7.8	4,806,823	13.5	積 立 金	2,721,961	4.1	2,554,879		
普 通	4,806,823	7.1	4,806,823	13.5	投 資 ・ 出 資 ・ 貸 付 金	9,789	0.0	3,167	3,167	0.0
特 別	513,471	0.7			繰 出 金	8,250,720	12.4	7,232,380	3,622,797	9.2
交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	23,348	0.0	23,348	0.1	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0		
国 有 提 供 施 設 交 付 金	0	0.0	0	0.0	投 資 的 経 費	5,848,857	8.8	1,032,128		
小 計	38,394,787	56.4	35,490,283	99.6	うち人件費	105,009	0.2	96,546	45,846,700 千円	
分 担 金 ・ 負 担 金	316,378	0.5	0	0.0	普 通 建 設 事 業 費	5,741,566	8.6	1,032,128		
使 用 料	562,532	0.8	117,454	0.3	補 助	283,176	0.4	36,647	経 常 経 費 充 当 一 般 財 源 等	
手 数 料	414,089	0.6	0	0.0	単 独	5,458,390	8.2	995,481	35,602,548 千円	
国 庫 支 出 金	9,416,229	13.9			そ の 他	0	0.0	0		
都 支 出 金	7,216,687	10.6			災 害 復 旧 事 業 費	107,291	0.2	0		
財 産 収 入	272,835	0.4	25,088	0.1	失 業 対 策 事 業 費	0	0.0	0		
寄 附 金	6,742	0.0			合 計	66,673,598	100.0	44,627,071	減 収 補 て ん 債 特 例 分 及 び 臨 時 財 政 対 策 債 を 歳 入 経 常 一 般 財 源 等 に 加 え ない 場 合 の 経 常 収 支 比 率	
繰 入 金	3,027,474	4.5							99.9 %	
繰 越 金	1,510,596	2.2								
諸 収 入	917,444	1.4	2,343	0.0						
地 方 債	5,888,634	8.7								
(うち減収補てん債特例分)	(0)	(0.0)								
(うち臨時財政対策債)	(3,572,534)	(5.3)								
合 計	67,944,427	100.0	35,635,168	100.0						

市 町 村 税						目 的 別 歳 出			
区 分	決 算 額 千円	構成比 %	増 減 率 %	基 準 税 額 × 100 / 75 千円	超 過 課 税 分 収 入 済 額 千円	区 分	決 算 額 千円	構成比 %	充 当 一 般 財 源 等 千円
市 町 村 民 税	13,888,517	46.1	0.4	14,007,719	0	議 会 費	536,858	0.8	536,835
個人分						総 務 費	7,490,910	11.2	6,928,627
法人分	1,683,905	5.6	11.9	1,503,117	146,595	民 生 費	29,605,994	44.4	15,698,356
固 定 資 産 税	11,106,686	36.9	1.0	10,517,129	0	衛 生 費	5,693,411	8.5	4,356,330
軽 自 動 車 税	77,640	0.3	0.9	77,017	0	労 働 費	419,728	0.6	344,031
市 町 村 た ば こ 税	959,898	3.2	10.4	805,637		農 林 水 産 業 費	91,229	0.1	57,771
鉦 産 税	0	0.0	0.0	0	0	商 工 費	319,698	0.5	248,826
特 別 土 地 保 有 税	0	0.0	0.0	0	0	土 木 費	7,103,255	10.7	3,397,702
法 定 外 普 通 税	0	0.0	0.0	0	0	消 防 費	2,525,006	3.8	1,844,690
目 的 税	2,391,033	7.9	2.9	0	0	教 育 費	6,895,168	10.4	5,328,853
入 湯 税	0	0.0	0.0	0	0	災 害 復 旧 費	107,291	0.2	0
事 業 所 税	0	0.0	0.0	0	0	公 債 費	5,885,050	8.8	5,885,050
都 市 計 画 税	2,391,033	7.9	2.9	0	0	諸 支 出 金	0	0.0	0
法 定 外 目 的 税	0	0.0	0.0	0	0	前 年 度 繰 上 充 用 金	0	0.0	0
旧 法 に よ る 税	0	0.0	0.0	0	0	合 計	66,673,598	100.0	44,627,071
合 計	30,107,679	100.0	1.3	26,910,619	146,595				

平 成 2 3 年 度 大 規 模 事 業 (単 位 : 百 万 円)					徴 収 率			
納 税 義 務 者 数	事 業 名	費 用	現 年 課 税 分	滞 納 繰 越 分	合 計	市 町 村 税 合 計	市 町 村 民 税	純 固 定 資 産 税
	都市計画道路3・4・21号線整備事業	1,352				98.7	29.0	39.4
	中学校完全給食設備等整備事業	960				(98.7)	(31.9)	(95.8)
	保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業	525						
個人均等割	都市計画道路3・4・11号線整備事業	383				98.3	29.0	94.2
	雨水溢水対策整備事業	367						
	都市計画道路3・4・15号線整備事業	309						
94,143 人	向台町三丁目・新町三丁目地区地区計画関連周辺道路整備事業	253						
法人税割	地域密着型サーブیس等重点整備事業	191				99.1	39.4	97.4
	国民体育大会競技施設整備事業	187						
	特別養護老人ホーム建設費等助成事業	165						
3,860 人	道路新設改良事業	86				89.2	23.9	75.0

合併特例債の借入実績と元利償還額

(単位：千円)

	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	計
北原児童館の建替					123,700							123,700
ひばりが丘児童センターの建替								19,800	129,300	397,500		546,600
下保谷児童センターの建替								15,800	98,390	632,300		746,490
みどり保育園の建替					172,900							172,900
田無保育園の建替						158,900						158,900
西原保育園等の建替								282,400				282,400
すみよし保育園の建替										164,100		164,100
住吉福祉会館建替等事業						180,800	452,400	108,000				741,200
小学校校舎等大規模改造事業		144,800	106,400	153,700								404,900
小学校耐震補強事業	53,800	66,700	36,600									157,100
けやき小学校建設事業	104,700	848,900	1,621,200									2,574,800
中学校校舎等大規模改造事業	64,200	49,300			67,300							180,800
中学校耐震補強事業				65,800	29,300							95,100
青嵐中学校校舎等建替				259,900	389,000	2,088,100	109,900					2,846,900
保谷駅前公民館・図書館の整備							94,100	692,100				786,200
南町スポーツ・文化交流センターの建替				102,900	498,900							601,800
障害者総合支援センターの建設									215,300	305,300		520,600
下保谷福祉会館の建替								8,100	52,610	288,400		349,110
西東京いこいの森公園の整備	3,667,000	2,018,900	387,000	298,100								6,371,000
公園広場の整備(生産緑地の保全)					428,300	50,900		871,300	106,400	574,100		2,031,000
エコプラザ西東京の建設				962,200		95,000	260,400					1,317,600
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくりの推進 (ひばりヶ丘駅南口地区)						457,400		33,900				491,300
ひばりヶ丘駅周辺のまちづくり推進 (西3・4・21号線の整備)								31,500	183,200	492,000	37,600	744,300
都市計画道路の整備(西3・4・15号線)	551,400	463,200	33,400	38,300	76,000	65,600	52,500		22,500	13,400	80,300	1,396,600
地域防災無線の増設工事	107,600											107,600
防災行政無線の整備				146,100								146,100
田無庁舎敷地整備事業		173,600										173,600
市道の整備(市道2338号線)	185,600	127,000	46,500									359,100
田無駅南口景観整備事業	72,300											72,300
上向台地区会館の建設	68,200	50,600										118,800
合併特例債借入額合計	4,874,800	3,943,000	2,231,100	2,027,000	1,785,400	3,096,700	969,300	2,062,900	807,700	2,867,100	117,900	24,782,900
合併特例債元利償還額		78,980	129,933	198,362	616,244	971,330	1,199,018	1,367,755	1,821,252	1,982,944	2,259,575	10,625,393
うち交付税措置(×70%)		55,286	90,953	138,853	431,371	679,931	839,313	957,429	1,274,876	1,388,061	1,581,703	7,437,775
合併特例債残高	4,874,800	8,817,800	11,048,900	13,046,520	14,416,563	16,773,543	16,817,198	17,785,294	17,046,332	18,189,599	16,302,639	

歳出内訳及び財源内訳

(単位:千円)

目的別 性質別	議会費	総務費	民生費	衛生費	労働費	農林費	商工費	土木費	消防費	教育費	災害復旧費	公債費	諸支出金	合計
人件費	501,260	3,537,325	3,706,168	753,911	9,974	39,190	51,171	545,277	25,949	1,748,295				10,918,520
うち職員給	72,700	1,825,158	2,565,228	615,012	4,286	24,278	35,327	457,893		1,022,211				6,622,093
物件費	28,428	1,489,892	2,165,456	2,503,241	344,012	23,170	22,251	630,393	217,109	2,766,485				10,190,437
維持補修費		26,032	19,588	1,297		45	27	157,876	119	62,551				267,535
扶助費			15,780,198	117,082						137,292				16,034,572
補助費等	7,170	260,402	1,158,441	1,833,212	65,242	7,734	208,624	42,795	2,180,471	782,066				6,546,157
普通建設事業費		61,911	526,118	4,070		21,090	5,926	3,627,641	101,358	1,393,452				5,741,566
災害復旧事業費											107,291			107,291
失業対策事業費														
公債費												5,885,050		5,885,050
積立金		2,115,348	89,143	480,598			31,699	146		5,027				2,721,961
投資及び出資金														
貸付金			9,289		500									9,789
繰出金			6,151,593					2,099,127						8,250,720
歳出合計	536,858	7,490,910	29,605,994	5,693,411	419,728	91,229	319,698	7,103,255	2,525,006	6,895,168	107,291	5,885,050		66,673,598
国庫支出金		9,381	8,961,163	17,194				31,960		47,279	2,823			9,069,800
都支出金		383,237	4,108,387	816,788	75,162	33,053	22,042	457,901	516,620	723,163	735			7,137,088
使用料・手数料		105,080	393,347	333,201				11,895		4,517				848,040
分担金・負担金・寄附金		101	273,072				2,625	35,133						310,931
財産収入		2,168	143	119			65	28,274		54				30,823
繰入金		15,486	200	165,650			43,711	924,814	5,400	140,689				1,295,950
諸収入	23	46,830	118,048	4,129	535	405	2,429	434,669	81,332	57,905				746,305
繰越金			26,778					98,207	4,864	57,908	103,733			291,490
地方債			26,500					1,682,700	72,100	534,800				2,316,100
一般財源等	536,835	6,928,627	15,698,356	4,356,330	344,031	57,771	248,826	3,397,702	1,844,690	5,328,853		5,885,050		44,627,071
うち投資的経費充当の一般財源等		28,206	245,821	1,220		5,156	798	543,533	11,833	195,561				1,032,128

【平成23年度財務書類(速報版)】

市では、平成20年度決算より、地方公共団体及び関連団体なども含む連結ベースの貸借対照表、行政コスト計算書、純資産変動計算書、資金収支計算書の4つの財務書類(以下「財務4表」という)を作成し、ホームページにて公表しています。財務4表の作成にあたっては、分析の際の比較検討などを考慮し、多摩地域の多くの市で採用している「総務省方式改訂モデル」で作成しています。

各表の数値は、表示単位未満を四捨五入しているため、合計などが一致しない場合があります。

貸借対照表

会計年度末(基準日：平成24年3月31日)時点で、借方(左側)で地方公共団体がどのような資産を保有しているのかと、貸方(右側)でその資産がどのような財源で賄われているのかを対照表示した財務書類です。貸借対照表により、基準日時点における資産・負債・純資産といったストック項目の残高が明らかにされます。

<市単体貸借対照表>

(単位：百万円)

平成23年度				平成22年度			
資産の部	金額	負債の部	金額	資産の部	金額	負債の部	金額
1 公共資産	236,584	1 固定負債	71,096	1 公共資産	235,187	1 固定負債	72,164
2 投資等	8,380	2 流動負債	8,390	2 投資等	8,238	2 流動負債	8,737
3 流動資産	6,232	負債合計	79,486	3 流動資産	6,625	負債合計	80,901
		純資産の部				純資産の部	
		純資産合計	171,710			純資産合計	169,149
資産合計	251,196	負債及び純資産合計	251,196	資産合計	250,050	負債及び純資産合計	250,050

公共資産は、新市建設計画事業の終了に伴い、普通建設事業費が大幅な減となったものの、引き続き都市計画道路の整備や、中学校給食の実施に向けた施設整備などを行ったことから、13億9千7百万円の増となりました。流動資産は、普通会計において、財政調整基金残高や歳計現金(形式収支)が減となったことから、3億9千3百万円の減となりました。その結果、資産全体では、11億4千6百万円の増となりました。

負債は、下水道事業会計で地方債の償還が進んでいることや、退職手当関係が減少していることから、14億1千5百万円の減となりました。

行政コスト計算書

一会計期間において、資産形成に結びつかない経常的な行政活動に係る費用(経常行政コスト)と、その行政活動と直接の対価性のある使用料・手数料などの収益(経常収益)を対比させた財務書類です。これにより、その差額として、資産形成に結びつかない経常的な行政活動について、税収などで賄うべき行政コスト(純経常行政コスト)が明らかにされます。

<市単体行政コスト計算書>

(単位：百万円)

平成23年度		平成22年度	
	金額		金額
経常行政コスト	84,434	経常行政コスト	81,598
1 人にかかるコスト	11,060	1 人にかかるコスト	10,996
2 物にかかるコスト	16,124	2 物にかかるコスト	15,889
3 移転支的的なコスト	55,485	3 移転支的的なコスト	51,851
4 その他のコスト	1,765	4 その他のコスト	2,862
経常収益	21,378	経常収益	20,289
純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益)	63,056	純経常行政コスト (経常費用 - 経常収益)	61,310

経常行政コストは、生活保護費をはじめ、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計における給付費など、社会保障給付が大幅な増となったことなどから、全体で、28億3千6百万円の増となりました。一方、経常収益は、国民健康保険事業会計及び介護保険事業会計における社会保険診療報酬支払基金からの交付金などの増を主な要因として、10億8千9百万円の増加となりましたが、経常行政コストの増加がより大きいことから、純経常行政コストは17億4千6百万円の増となりました。

純資産変動計算書

貸借対照表の純資産の部に計上されている各項目が、1年間でどのように変動したかを表す財務書類です。地方税、地方交付税などの一般財源、国都支出金などの特定財源が純資産の増加要因として直接計上され、行政コスト計算書で算出された純経常行政コストが純資産の減少要因として計上されることなどを通じて、1年間の純資産総額の変動が明らかにされます。

<市単体純資産変動計算書>

(単位:百万円)

平成 23 年 度	金額	平成 22 年 度	金額
期首純資産残高	169,149	期首純資産残高	166,975
純経常行政コスト	63,056	純経常行政コスト	61,310
財源調達(補助金等)	64,706	財源調達(補助金等)	63,286
臨時損益	92	臨時損益	82
資産評価替・無償受入	1,002	資産評価替・無償受入	280
その他	0	その他	0
期末純資産残高	171,710	期末純資産残高	169,149

純経常行政コストが増加したものの、財源調達(補助金等)が市税や地方交付税の増などを主な要因として増となったことなどから、純資産全体としては25億6千1百万円の増となりました。

資金収支計算書

一会計期間における、地方公共団体の行政活動に伴う現金などの資金の流れを性質の異なる3つの活動に分けて表示した財務書類です。現金などの収支の流れを表したものであることから、キャッシュ・フロー計算書とも呼ばれ、地方公共団体の資金が期首残高から期末残高へと増減した原因が明らかにされるのが特徴です。

<市単体資金収支計算書>

(単位:百万円)

平成 23 年 度	金額	平成 22 年 度	金額
1 経常的収支	10,168	1 経常的収支	9,709
2 公共資産整備収支	1,154	2 公共資産整備収支	1,301
3 投資・財務的収支	9,279	3 投資・財務的収支	8,174
当年度資金増減額	265	当年度資金増減額	233
期首資金残高	1,958	期首資金残高	1,725
期末資金残高	1,693	期末資金残高	1,958

経常的収支は、社会保障給付の増などにより支出が増となったものの、収入が市税や地方交付税、各種補助金・負担金などの増により、それを上回る増となったことから、収支は101億6千8百万円となりました。また、投資・財務的収支は、特定目的基金の積立額の増や地方債償還額の増により支出が増となったことに加え、収入も不動産売払収入の実績などにより減となったことから、収支は、92億7千9百万円の減となりました。これらの結果、期末資金残高は2億6千5百万円の減となりました。

市単体の財務4表は普通会計と公営事業会計(特別会計)を対象として作成しています。

一部事務組合・広域連合及び第三セクター等を含めた連結財務書類については、今後ホームページで公表を予定していません。



用語集

財政白書には専門用語が多くて・・・という市民の皆様の声を受けまして、本書における簡単な用語集を作成いたしましたので、本書を読み解く一助としていただければ幸いです。

あ

維持補修費(いじほしゅうひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。施設の効用を維持するための費用。修繕費用。ただし、従来のレベルよりも質的な向上が図られる場合は普通建設事業費になります。

依存財源(いぞんざいげん) : 対義語・・・自主財源

市が自ら調達する財源以外の、国や都の基準に依存し調達する財源。地方譲与税、地方交付税、国庫支出金、都支出金、市債などが該当します。

一時借入金(いちじかりいれきん) : 類義語・・・市債 対義語・・・公債費

歳入の1区分。市の手持ち現金が一時的に不足した場合に、市中の金融機関等から借入れるお金。運転資金。その償還(返済)は一会計年度内に終えなくてはなりません。西東京市では繰替運用(手持ち現金が不足する際に基金を一時的に取り崩し、手持ち現金が充足した際には取り崩した額に利子相当額を付加して、基金に戻し入れること)を行っているため、市中の金融機関等からは一時借入金を調達(借入れ)していません。そのため、西東京市において公債費のうち一時借入金利子は、その支出額がそのまま基金の増加という形で表れることから、実質的には積立金と同じと言えます。

一般会計(いっばんかいけい) : 対義語・・・特別会計

いわゆる市の会計と言えばこの会計を意味します。下水道事業特別会計や国民健康保険特別会計などの特別会計以外の、市民サービスの大半を取り扱う、最も身近な会計です。

一般財源(いっばんざいげん) : 対義語・・・特定財源

財源の使い道が法令等で定められておらず、どのような経費にでも使用できるお金です。市税、地方譲与税、地方交付税などが該当します。詳細は P5「2 市の歳入」を参照。

一般財源比率(いっばんざいげんひりつ) :

歳入に占める一般財源の割合。地方公共団体が、行政需要に円滑に対応する財政運営を行うためには、一般財源比率ができるだけ高いことが望ましいとされています。

衛生費(えいせいひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。ごみ処理、休日診療所に要する費用などが該当します。

か

貸付金(かしつけきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。各種融資資金などの貸付けに要する費用が該当します。

合併特例債(がっぺいとくれいさい) :

建設地方債の1種。自主的な市町村の合併を全国的に推進していくために、市町村の合併の特例に関する法律の下で合併した市町村が行う、市町村建設計画(西東京市では新市建設計画がこれに当たります)に基づく事業を対象とした借入れができるもの。事業費の95%について地方債が発行でき、その元利償還金の70%が普通交付税の基準財政需要額に算入されます。

元利償還金(がんりしょうかんきん) : 類義語・・・公債費

公債費のうち、市債の元金・利子の償還に充てられたもの。

起債制限比率(きさいせいげんひりつ) : 類義語・・・公債費比率・実質公債費比率

一般財源のうち、経常的な歳入の中で、市債の償還(返済)に充てる金額が占める割合を表します。平成17年度以前はこの値が一定割合を越えると段階的に市債の発行が制限される重要な指標でしたが、平成18年度以降は実質公債費比率が用いられるようになりました。

基準財政収入額(きじゅんざいせいしゅうにゅうがく) : 対義語・・・基準財政需要額

普通交付税算定の基礎をなすもので、標準的な財政収入を表しており、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の75%相当額、地方譲与税等の収入見込額の100%相当額を合算したものです。基準財政需要額においては、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていないものの、基準財政収入額の算定においては、市税や地方消費税交付金等の収入見込額の25%相当額を留保財源として確保していることで、各地方公共団体の独自性は担保されているとされています。

基準財政需要額(きじゅんざいせいじゅようがく) : 対義語・・・基準財政収入額

普通交付税算定の基礎をなすもので、各地方公共団体が合理的かつ妥当な水準で行政を行うために必要な、標準的な財政支出(財政需要の水準)を表しています。したがって想定されている行政経費は義務的性格や普遍性の強い経費であり、各地方公共団体の独自の行政サービスについては算定されていません。そのため地方公共団体における最低限必要な行政サービス水準(ナショナル・ミニマム)を、金額で表したものとと言えます。詳細はP14 コラム記事を参照。

基礎的財政収支(きそてきざいせいしゅうし) :

歳入・歳出決算額から、市債借入れと元利償還金の影響を取り除いた収支です。市債は将来の受益者への応分の負担、公債費は過去の投資に対する現在の受益者の負担を意味することから、現在の行政サービスの受益と負担の関係をあらわします。プライマリーバランスと呼ばれることもあります。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、臨時財政対策債は本来地方交付税として措置されるべきという考えから、

(歳入決算額 - 市債発行額(臨時財政対策債を除く))

- (歳出決算額 - 元利償還金(臨時財政対策債を除く))としています。

義務的経費(ぎむてきけいひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。歳出のうち、その支出が義務づけられていて、任意に削減することができない極めて硬直性が強い経費です。人件費、扶助費、公債費が該当します。

教育費(きょういくひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。小・中学校、公民館、図書館の運営費などが該当します。

繰入金(くりいれきん)： 対義語・・・繰出金

歳入の1区分。基金(貯金)を取り崩したり、他会計から繰出(支出)されてきたお金のこと。

繰越金(くりこしきん)：

歳入の1区分。前年度から当該年度へ持ち越された金額。当該年度の歳入に編入されます。

繰出金(くりだしきん)： 対義語・・・繰入金

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別会計あるいは公営企業・公営事業会計の赤字を埋めるためなどの理由で他会計に支出するお金、又は定額運用基金(原資の運用をもって特定の事業を展開する基金 西東京市では土地開発基金が該当)に積立てるお金のこと。

形式収支(けいしきしゅうし)： 類義語・・・実質収支、実質単年度収支、単年度収支

歳入額から歳出額をそのまま引いたもの。

算出方法は、歳入決算額 - 歳出決算額です。

経常収支比率(けいじょうしゅうしひりつ)：

経常一般財源に占める経常経費充当一般財源の割合を表します。詳細はP19「7 経常収支比率」を参照。

減収補填債(げんしゅうほてんさい)：

市民税法人税割又は利子割交付金が、普通交付税の基準財政収入額を算定する際に見込んだ額を下回ることが見込まれた場合に、その減収見込み額に応じて発行することができる地方債です。結果的に普通交付税の不足額を市が肩代わりする意味合いがあるので、元利償還金の75%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

減税補填債(げんぜいほてんさい)：

減税補填債は国策により地方税が減税されたことに伴う減収分を、地方債の発行によって補填するものです。元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

建設地方債(けんせつちほうさい)：

通常、市の普通会計が発行できる唯一の地方債で、道路や施設等の整備、いわゆるハコモノ整備の財源として発行できるもの。ただし現状は国の財源不足に伴って借入れている臨時財政対策債などが相当額を占めることから、平成23年度末残高における建設地方債の割合は50.8%、290億6千3百万円にまで低下しています。

公営企業会計・公営事業会計(こうえいきぎょうかいけい・こうえいじぎょうかいけい)：

対義語・・・普通会計

地方財政状況調査における想定上の会計区分で、普通会計以外の独立採算的な性格をもつ事業を区分したものの。西東京市の平成23年度地方財政状況調査では下水道事業、駐車場整備事業、住宅用地造成事業(市街地再開発事業)、介護サービス事業(以上公営企業会計)、国民健康保険事業、介護保険事業、後期高齢者医療事業(以上公営事業会計)の7事業が該当しました。一般会計・特別会計の区分とは分け方が一部異なるほか、財政健全化法とも取扱いが異なります。

公債費(こうさいひ)： 対義語・・・市債・一時借入金 類義語・・・元利償還金

歳出を目的別・性質別に分けた場合の1区分。性質別では市債の元利償還金、一時借入金利子が該当します。目的別でも同様ですが、地方公共団体によっては公債諸費(物件費=借入事務費等)を含んでいることもあります。詳細はP21「8 公債費」を参照。

公債費比率(こうさいひひりつ)： 類義語・・・起債制限比率、実質公債費比率

公債費の財政負担の度合いを判断する指標の一つで、市債の償還(返済)に充てられた一般財源の標準財政規模に対する割合を表します。

国庫支出金(こっこししゅつぎん)： 類義語・・・都支出金

歳入の1区分。国から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。生活保護費等の国もその責任を負う事務に係る経費を市と負担しあう場合の支出金である国庫負担金、国民年金等の国の事務を代行する場合の費用に係る支出金の国庫委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である国庫補助金の3種類があります。

さ

災害復旧費(さいがいふっきゅうひ)：

歳出を性質別・目的別に分けた場合の1区分。暴風、洪水、地震、火災等により被害を受けた公用・公共用の施設を原状に復旧するための費用。性質別では投資的経費の1種です。

財産収入(ざいさんしゅうにゅう)：

歳入の1区分。財産を運用したり、売却して得た収入のこと。基金の運用利息や、株式配当金収入、株式売却収入、物品売却収入、不動産売却収入などが該当します。

歳出(さいしゅつ)： 対義語・・・歳入

一会計年度における一切の支出のこと。

財政調整基金(ざいせいちょうせいききん)： 対義語・・・特定目的基金

歳計剰余金を地方財政法の規定にしたがって積立てたり、大幅な税収増があった場合などに積立て、経済事情の著しい変動等によって財源が著しく不足する場合などに取り崩すことで、年度間の財源を調整し、安定的な財政運営を図ることを目的とする基金です。経済事情の変化等に対応することが目的であるので、他の基金と異なり一般財源であることが特徴です。

財政調整基金現在高比率(ざいせいちょうせいききんげんざいだかひりつ)：

標準財政規模に占める財政調整基金現在高の割合を表すものです。安定的な財政運営を図ることを目的とする財政調整基金の残高を把握することで、不測の収入減や支出増にどれだけ弾力的に対応できるかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第3次行財政改革大綱)における算出方法は、
財政調整基金現在高 ÷ 標準財政規模 × 100 としています。

財政力指数(ざいせいりょくしすう) :

市の財政力を判断する理論上の指標です。地方交付税上の標準的団体における標準的な需要と収入を前提としているため、この指数の高低だけをもって財政の富裕度を即断することはできないので注意が必要です。詳細は P11「4 地方交付税」を参照。

算出方法は、基準財政収入額 ÷ 基準財政需要額です。これを直近 3 ヶ年にわたって計算し、それを平均します。つまり、平成 23 年度の財政力指数といった場合は、平成 21 年度、平成 22 年度、平成 23 年度の 3 ヶ年の平均値です。

歳入(さいにゅう) : 対義語・・・歳出

一会計年度における一切の収入のこと。

債務負担行為(さいむふたんこうい) :

翌年度以降にわたる、複数年度の契約を行う際に、翌年度以降の債務を負担する限度額と、期間を定める行為のこと。

市債(しさい) : 類義語・・・一時借入金 対義語・・・公債費

歳入の 1 区分。市が発行する地方債のことで、金融機関等から借入れたお金。償還(返済)は会計年度をまたがります。詳細は P23「9 市債」を参照。

市債現在高倍率(しさいげんざいだかばいりつ) :

標準財政規模に占める市債現在高の割合を表す指標で、標準財政規模で償還すると何年で市債の償還が終わるかを表します(100% = 1 年で償還可能を意味します)。将来の公債費負担を把握し、市債が適正に管理されているかを判断する指標です。

西東京市地域経営戦略プラン 2010(第 3 次行財政改革大綱)における算出方法は、臨時財政対策債は本来普通交付税として措置されるべきという考えから、

(市債現在高 - 臨時財政対策債残高) ÷ (標準財政規模 - 臨時財政対策債発行可能額) × 100 としています。

自主財源(じしゅざいげん) : 対義語・・・依存財源

市が自ら調達でき得る財源で、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入が該当します。

自主財源比率(じしゅざいげんひりつ) :

歳入に占める、自主財源の割合。自主財源比率が高いほど、財政運営の自主性と安定性が確保されると言われています。

実質経常収支比率(じっしつけいじょうしゅうしひりつ) : 類義語・・・経常収支比率

経常収支比率における経常経費充当一般財源に、実質的に経常的な経費である国民健康保険事業会計と下水道事業会計に対する赤字繰出額を加えたものです。詳細は P31「平成 23 年度決算にみる実質経常収支比率への影響」を参照。

実質公債費比率(じっしつこうさいひりつ)： 類義語・・・公債費比率・起債制限比率

起債制限比率で対象としていた市債の償還に加え、一時借入金利息、公営企業や一部事務組合・広域連合が発行した地方債の償還に充てた費用に対する繰出金など、実質的な公債費に充てた一般財源の額が標準財政規模に占める割合。18%以上になると起債許可団体となり、25%以上になると段階的に市債の発行が制限されます。また財政健全化法における健全化判断指標の一つにもなっています。

実質収支(じっしつしゅうし)： 類義語・・・形式収支、実質単年度収支、単年度収支

形式収支から、繰越明許費などに係る翌年度に繰り越す財源を差し引いたものです。

実質収支比率(じっしつしゅうしひりつ)：

標準財政規模に対する実質収支の割合で、財政運営の状況を見る上で重要な指標です。実質収支が赤字の場合は一般的に赤字比率と言い替えます。しかし実質収支比率が高ければ高いほど財政運営が良好であるというわけでもなく、おおむね3%から5%が適切であると言われています。

算出方法は、実質収支の額 ÷ 標準財政規模 × 100 です。

実質単年度収支(じっしつたんねんどしゅうし)： 類義語・・・形式収支、実質収支、単年度収支

単年度収支から、基金(貯金)の積立てや市債の繰上償還等の実質的な黒字要素や、基金(貯金)の取崩し等の実質的な赤字要素を差し引いたもの。例えば、基金に積立てを行わなければその分黒字額は大きくなるという具合に、これらの黒字・赤字要素が歳入・歳出に措置されなかった場合に単年度収支がどのようなかを判断するものです。

児童福祉費(じどうふくしひ)：

民生費の1区分。保育園・児童館・学童クラブの運営費、子ども手当、乳幼児医療助成などの児童福祉や、ひとり親家庭等医療助成などの母子福祉などが該当します。

社会福祉費(しゃかいふくしひ)：

民生費の1区分。障害者福祉センターの運営費、心身障害者福祉手当などの障害福祉や、国民年金事務費、国民健康保険事業会計への繰出金などが該当します。

消防費(しょうぼうひ)：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。消防や防災対策の費用などが該当します。

使用料及び手数料(しょうりょうおよびてすうりょう)：

歳入の1区分。使用料は住民が行政財産を目的外に利用、又は公の施設を利用する場合に徴収するお金で、スポーツ施設の使用料などが該当します。手数料は特定のものに対して提供するサービスに対し徴収するお金で、住民票の交付や家庭ごみ収集などの手数料が該当します。

職員給(しょくいんきゅう)：

人件費の1区分。一般職の給料及び各種手当(退職手当を除く)が該当します。

諸収入(しょしゅうにゅう)：

歳入の1区分。他の歳入区分に属さない歳入全て。市税の延滞金などが該当します。

人件費(じんけんひ) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。特別職や議員の報酬、一般職の給料などが該当します。

生活保護費(せいかつほごひ) :

民生費の1区分。生活保護法に基づく扶助費などが該当します。

総務費(そうむひ) :

歳出を目的別に分けた場合の1区分。市報や、徴税、住民票に要する経費などが該当します。

た

単年度収支(たんねんどしゅうし) : 類義語・・・形式収支、実質収支、実質単年度収支

実質収支から前年度の実質収支額を差し引いたもの。つまり前年度実質収支の黒字・赤字の影響を取り除いて考えた収支のこと。前年度の実質収支の黒字額を当該年度の実質収支の黒字額が上回らないと、単年度収支は黒字にならない(赤字になる)という特性があります。

地方交付税(ちほうこうふぜい) :

歳入の1区分。地方自治体間の財源の不均衡の調整と、最低限の行政サービス水準を確保するための財源保障を行うための制度。詳細はP11「4 地方交付税」を参照。

地方譲与税(ちほうじょうよぜい) :

歳入の1区分。国税として徴収され、そのまま地方に譲与される税。課税の便宜等の理由から徴収事務を国が代行しているもので、地方道路譲与税、自動車重量譲与税などが該当します。

積立基金(つみたてききん) : 対義語・・・定額運用基金

財源調達のために設けた基金のこと。財政調整基金と特定目的基金に分かれます。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができます。

積立金(つみたてきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。基金(詳細はP27「10 基金」を参照。)に積立て(貯金)する費用。ただし定額運用基金への積立ては繰出金となります。

定額運用基金(ていがくうんようききん) : 対義語・・・積立基金

財源調達以外の特定の目的のために、一定額の前資金を運用することにより、特定の事務又は事業を実施する基金のこと。したがって、基金の残高が減少することは原則ありません。

投資及び出資金(とうしおよびしゅっしきん) :

歳出を性質別に分けた場合の1区分。民間企業や、財団法人などへの出資や出捐に要する費用。

投資的経費(とうしてきけいひ) : 類義語・・・普通建設事業費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する経費であり、災害復旧事業費、失業対策事業費及び、それら以外の普通建設事業費の3種類に分けられます。平成23年度の西東京市は普通建設事業費と災害復旧事業費の支出がありました。

特定財源(とくていざいげん)： 対義語・・・一般財源

用途が特定されているお金で、国・都支出金や市債のうち建設地方債、負担金などが該当します。詳細はP5「2 市の歳入」を参照。

特定目的基金(とくていもくてきききん)： 対義語・・・財政調整基金

特定の目的を達成するための財源調達を目的として設置する基金のこと。基金の設置目的に応じ、元本及び収益共に取り崩すことができますが、目的以外には使用できません。

特別会計(とくべつかいけい)： 対義語・・・一般会計

特定の歳入歳出をもって経理すべき、独立採算的な性格をもつ事業について、一般会計とは区別して経理するための会計。平成 23 年度の西東京市には国民健康保険、後期高齢者医療、介護保険、下水道事業、駐車場事業、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業、中小企業従業員退職金等共済事業の 7 つの特別会計がありました。

都支出金(とししゅつきん)： 類義語・・・国庫支出金

歳入の 1 区分。都から市に交付されるお金で、その用途が特定されているもの。心身障害者福祉手当等の都もその責任を負う事務に係る費用を市と負担しあう場合の支出金である都負担金、都知事・都議会議員の選挙等の都の事務を代行する場合の費用に係る支出金の都委託金、特定の事業の奨励や財政援助のための補給金である都補助金の 3 種類があります。

土木費(どぼくひ)：

歳出を目的別に分けた場合の 1 区分。道路や橋りょうの整備・維持管理、雨水対策工事、下水道特別会計への繰出金などが該当します。

は

標準財政規模(ひょうじゅんざいせいきぼ)：

一般財源を基礎に標準的な財政規模を示すもの。実質収支比率や公債費比率など、各種の財政指標を算出するに当たり、基礎数値として用いられます。平成 20 年度決算からは、実質的な交付税である臨時財政対策債発行可能額を含むように変更されました。

扶助費(ふじょひ)：

歳出を性質別に分けた場合の 1 区分。生活保護法、児童福祉法、老人福祉法等に基づき、若しくは市が単独で行っている各種扶助(現金又は物品、サービスの提供)に要する経費。生活保護費、子ども手当、心身障害者福祉手当、乳幼児医療助成などが該当します。

普通会計(ふつうかいけい)： 対義語・・・公営企業会計・公営事業会計

地方財政状況調査上の会計区分で公営企業会計・公営事業会計以外のもの。西東京市の普通会計は、一般会計の歳入・歳出決算額から公営企業である介護サービス事業などを控除し、保谷駅南口地区第一種市街地再開発事業特別会計のうち、駅前広場整備に係る事業費及び中小企業従業員退職金等共済事業特別会計を加えたものです。

普通建設事業費(ふつうけんせつじぎょうひ)： 類義語・・・投資的経費

歳出を性質別に分けた場合の1区分。道路、橋りょう、公園、学校の建設など社会資本の整備に要する費用。投資的経費の1種です。

物件費(ぶっけんひ)：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。その性質が消費的なもので人件費、扶助費、補助費等に分類されないもの。委託料や使用料、備品購入費、臨時職員の賃金などが該当します。

分担金及び負担金(ぶんたんきんおよびふたんきん)：

歳入の1区分。分担金は、首長が条例に基づいて賦課・徴収する受益者負担金の1種。西東京市では実績がありません。負担金は、一定の事業について特別の利益のある者が、その経費の全部又は一部を受益の程度に応じて支払うお金。学童クラブの育成料や、隣接市との共同事業を西東京市が執行した場合の隣接市の応益分負担金などが該当します。

補助費等(ほじょひとう)：

歳出を性質別に分けた場合の1区分。公課費(自動車重量税など市が納める税金)や各種団体への補助金、一部事務組合等への負担金などが該当します。

ま

民生費(みんせいひ)：

歳出を目的別に分けた場合の1区分。各種の福祉、生活保護などに要する経費。国民健康保険事業会計への繰出金や、心身障害者福祉手当、子ども手当、生活保護費、障害者福祉センター・老人福祉センター・保育園・児童館・学童クラブの運営費などが該当します。

ら

臨時財政対策債(りんじざいせいたいさくさい)：

国が地方交付税の配分に当たり、その財源である国税5税の不足分について地方と折半することを趣旨として、発行可能額が国から示される地方債です。本来は地方交付税として国から交付されるべき額を借入れることから実質的な地方交付税であるといえます。そのため元利償還金の100%が普通交付税の基準財政需要額に算入されることで、国による財源保障がされています。

当初は平成15年度までの時限措置とされていましたが、期限到来の都度延長されて、現在では平成25年度までの時限的な措置とされています。詳細はP12「4 地方交付税」を参照。

臨時税収補填債(りんじぜいしゅうほてんさい)：

地方税法の改正により創設された地方消費税が、導入初年度の平成9年度において通年分が収入できないことに伴う影響額を補填するために発行が認められた地方債です。

老人福祉費(ろうじんふくしひ)：

民生費の1区分。福祉会館・老人福祉センターの運営費、敬老金贈呈などの老人福祉や、後期高齢者医療・老人保健医療・介護保険の各事業会計への繰出金などが該当します。

今回の財政白書に登場してくれた
キャラクターを紹介します！！



シンエイ / 西東京市

西東京市のマスコットキャラクター「いこいな」

市内のアニメ会社（シンエイ動画㈱）により作成された候補作品3点に対する投票と名前の募集を行いました。これらの結果をもとに、新しいキャラクターが誕生し、応募作品の「いこの森って楽しくていいな」というイメージから「いこいな」と名付けられました。

「いこいな」は、自然と人と生き物のふれあいを守る森の妖精です。武蔵野の雑木林の復元を目指す西東京いこの森公園に住んでいて、みどりや生き物を育てるお手伝いをしています。

これから市の広報活動に協力してくれることになりました。皆さんも応援してくださいね。

西東京市財政白書

平成 23 年度決算版

平成 24 年 9 月発行

西東京市企画部財政課財政係

〒188-8666 東京都西東京市南町 5 - 6 - 13

電話 042-460-9802(直通)

ホームページアドレス

<http://www.city.nishitokyo.lg.jp>